



第4次北海道食の安全・安心基本計画

～世界から信頼される食の北海道ブランドへ～

平成31年3月
北海道

目 次

第1部	北海道食の安全・安心基本計画について	1
第2部	施策の推進方向	6
1	食の安全・安心をめぐる情勢	6
2	食の安全・安心をめざす姿	8
3	食の安全・安心を確保するための施策の重点的な推進方向	8
第3部	講じる施策	11
第1	食の安全・安心のための基本的施策の推進	11
1	情報の提供	11
2	食品等の検査及び監視	14
3	人材の育成	17
4	研究開発の推進	19
5	緊急の事態への対処等に関する体制の整備等	21
第2	安全で安心な食品の生産及び供給	24
1	食品の衛生管理の推進	24
2	農産物等の安全及び安心の確保	28
(1)	クリーン農業及び有機農業の推進	28
ア	クリーン農業の推進	28
イ	有機農業の推進	31
(2)	遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止	33
(3)	家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止	35
3	水産物の安全及び安心の確保	37
(1)	生鮮水産物の鮮度の保持	37
(2)	貝類の安全確保	38
4	生産資材の適正な使用等	40
(1)	農薬の適正な使用等	40
(2)	動物用医薬品の適正な使用等	41
(3)	飼料及び飼料添加物の適正な使用と良質な飼料の確保	41
5	生産に係る環境の保全	43
(1)	農用地の土壌汚染の防止	43
(2)	水域環境の保全	44
(3)	地下水の汚染の防止	45
第3	道民から信頼される表示及び認証の推進	46
1	適正な食品の表示の促進等	46
(1)	食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進	46
(2)	食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進	49
2	道産食品の認証制度の推進	50
第4	情報及び意見の交換、相互理解の促進等	52
1	情報及び意見の交換等	52
2	食育及び地産地消の推進	53
(1)	食育の推進	53
(2)	地産地消の推進	55
3	道民からの申出	58
	「第4次北海道食の安全・安心基本計画」の指標の考え方	60
参 考		
指標一覧		62
用語解説		66
資料		80

第1部 北海道食の安全・安心基本計画について

1 計画策定の趣旨

この計画は、「北海道食の安全・安心条例」（平成17年3月制定。以下「条例」という。）に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、中期的な施策の目標や内容を明らかにするものです。

道では、平成17年12月に「第1次食の安全・安心基本計画」を、平成21年12月に「第2次食の安全・安心基本計画」を、平成26年3月に「第3次食の安全・安心基本計画」を策定し、これまで、生産から消費までの各段階にわたる施策の推進に取り組んできました。

第3次計画の策定後、外食店における使用期限が切れた食材の使用や食品への異物混入等、食の安全・安心に関わる重大な事案が発生するなど、食の安全・安心に対する消費者の関心がますます高まっています。

こうしたことから、我が国最大の食料生産地域である本道においては、食料を安定的に供給するための食関連産業の振興とともに、消費者の豊かな食生活の実現や食の北海道ブランドづくりの基本となる食の安全・安心を確保し、消費者などの期待と信頼に応えていくことが、これまで以上に重要となっています。

このような中、道では、平成30年に、多くの道民の方々から意見をいただきながら、条例に基づく施策の実施状況などについて点検・検証を行い、その結果を踏まえ、新たな計画を策定することとしました。

この計画では、消費者や生産者、食品関係事業者など様々な道民の方々の理解と参加により、効果的に施策を推進するため、条例に基づく食の安全・安心に関する施策体系に沿って、個々の施策を具体的に示すとともに、フードチェーン全体を通じた食品の安全性の確保など重要な課題については、施策の重点的な推進方向を明示し、関連する施策の効果的な推進に努めることとしています。

2 計画の位置付け

この計画は、条例第9条の規定に基づき、道民からの幅広い意見を反映させるとともに、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴いて策定しました。

この計画は、北海道総合計画に沿った特定分野別計画として、また、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）第41条第1項に基づく、いわゆる「地産地消促進計画」として位置付けることとし、その他の関連する計画と相互に連携し、計画の推進を図ります。

また、この計画は「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。

〈関連する主な計画等と計画期間等〉

- 北海道総合計画：平成 28～37 年度
- 北海道SDGs推進ビジョン：2030 年（目標年）
- 新北海道科学技術振興戦略：平成 30～34 年度
- 北海道環境基本計画（第 2 次）改定版：平成 28 年度～概ね 5 年間
- 北海道循環型社会形成推進基本計画〔改訂版〕：平成 22 年度～概ね 10 年間
- 北海道廃棄物処理計画（第 4 次）：平成 27～31 年度
- 北海道観光のくにつくり行動計画：平成 30～32 年度
- 第 10 次北海道卸売市場整備計画：平成 28～32 年度
- 第 5 期北海道農業・農村振興推進計画：平成 28～32 年度
- 北海道有機農業推進計画（第 3 期）：平成 29～33 年度
- 北海道クリーン農業推進計画（第 6 期）：平成 27 年度～概ね 5 年間
- 第 4 次北海道食育推進計画：平成 31～35 年度
- 第 7 次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画：平成 28～37 年度
- 北海道家畜排せつ物利用促進計画：平成 28～37 年度
- 北海道水産業・漁村振興推進計画（第 4 期）：平成 30～35 年度
- 北海道森林づくり基本計画：平成 29～38 年度
- 北海道特用林産振興方針：平成 30～38 年度
- 全道みな下水道構想Ⅲ：平成 24 年度～
- 北海道教育推進計画：平成 30～34 年度

3 計画の期間

この計画の期間は、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間とします。

社会経済情勢の変化等によって、計画の変更が必要になった場合には、道民からの意見や北海道食の安全・安心委員会等の意見を聴いて見直しを行います。

4 計画の推進体制

知事を本部長とする「北海道食の安全・安心推進本部」を中心に、北海道食の安全・安心委員会の意見を踏まえて、総合的かつ計画的に食の安全・安心に関する施策を推進します。

北海道食の安全・安心推進本部

- ◆ 条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するための総合調整

本部長 知事

副本部長 副知事

本部員 総務部長、総務部危機管理監、総合政策部長、環境生活部長、保健福祉部長、
経済部長、経済部観光振興監、経済部食産業振興監、水産林務部長、
教育庁学校教育監、農政部長、農政部食の安全推進監

- ◆ 幹事会〔本部の業務の推進及び連絡調整〕

幹事長 農政部食の安全推進監

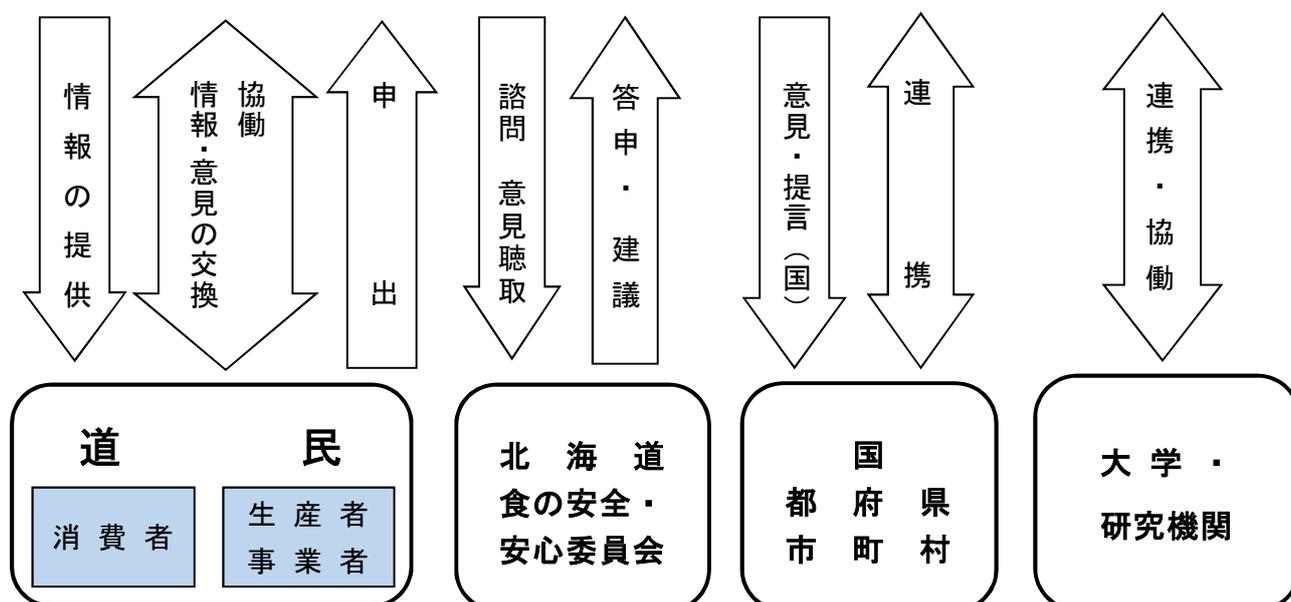
幹事 総務部次長、総務部危機対策局長、総合政策部政策局長、総合政策部政策局研究法人
室長、総合政策部地域創生局長、環境生活部環境局長、環境生活部くらし安全局長、
保健福祉部健康安全局長、経済部食関連産業室長、経済部観光局長、経済部地域経済
局長、水産林務部水産局長、水産林務部林務局長、教育庁学校教育局長、農政部食の
安全推進局長、農政部生産振興局長、農政部生産振興局技術支援担当局長

各（総合）振興局の食の安全・安心推進本部

- ◆ 地域の食の安全・安心の確保に係る施策の推進及び重要事項の総合調整

本部長：（総合）振興局長 本部員：関係部長 関係課長による幹事会を設置

北海道



5 計画を推進するための関係者の責務と役割

(1) 道の責務等（条例第4条及び第7条）

道は、条例第3条に掲げる基本理念に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。施策の推進に当たっては、国や他の都府県、市町村と緊密な連携を図ります。

また、食の安全・安心の確保を推進するため、国に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、提言を行います。

(2) 生産者等の責務（条例第5条）

生産者や食品関連事業者は、関係法令を遵守するとともに、その事業活動に係る食品が道民の生命と健康に直接影響を及ぼす責任を自覚し、自主的に食品の安全性の確保に取り組めます。

また、食品に関する正確かつ適切な情報の道民への提供を積極的に行うとともに、国や道、市町村が実施する食の安全・安心に関する施策に協力します。

(3) 道民の役割（条例第6条）

道民は、食品の消費に際し、その安全性を損なうことがないように適切に行動し、食品の安全性、食生活、地域の食文化など、食の安全及び安心に関する知識や理解を深めます。

また、国等の施策や生産者等の取組に対して意見を述べ、提案し、国等の施策に協力するよう努めます。

6 計画の管理

(1) 計画の公表（条例第9条）

基本計画を定めたとき、又は変更したときは、道のホームページその他の広報媒体により速やかに公表します。

(2) 年次報告（条例第8条）

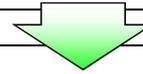
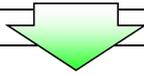
計画の進捗状況を随時点検し、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルの徹底による施策の実効性の確保に努めるとともに、毎年、食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告を議会に提出し、併せて、道のホームページその他の広報媒体等により公表します。

北海道食の安全・安心条例の概要

前 文

食は人の生命の基本であり、安全で安心な食品を摂ることが心身の健康維持の根幹として重要ですが、食品に対する信頼を揺るがす事件や事故等が相次ぎ発生し、後を絶ちません。

このため、行政や生産者はもとよりすべての道民が食の重要性の自覚のもと、食に係る消費者の権利を尊重し、道民が食の安全と安心に関するそれぞれの責務と役割を協働して果たす意義と決意を明らかにするため、道民の総意として条例を制定します。



目 的（第1条）

この条例は、道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産と供給に寄与することを目的としており、そのための「基本理念」や「道及び生産者等の責務や道民の役割」を明らかにするとともに、食の安全・安心に関する道の施策について基本事項を定め、総合的・計画的に推進することとしています。

定 義（第2条）

この条例において「食の安全・安心」とは、食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼を確保することをいいます。



食の安全・安心対策の基本理念（第3条）

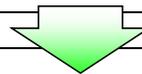
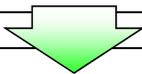
- ①道民の安全で安心な食品の選択の機会の確保
- ②道民の健康保護が最も重要であるという認識
- ③道民の要望・意見の反映と、道民との協働による取組
- ④生産から消費に至る各段階における取組

責務及び役割等（第4～8条）

①道の責務等	②生産者等の責務	③道民の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的かつ計画的な施策の推進 ・ 国、都府県、市町村との連携 ・ 国への協力要請と意見等の提出 ・ 講じた施策の報告・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令の遵守と自主的な食品の安全性の確保 ・ 正確かつ適切な情報の提供と施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な行動と知識及び理解の深化 ・ 意見の表明や提案と施策への協力

食の安全・安心のための施策（第10～27条）

- ①情報の提供 ②食品等の検査及び監視 ③人材の育成 ④研究開発の推進
- ⑤緊急事態への対処等に関する体制の整備等 ⑥食品の衛生管理の推進
- ⑦農産物等の安全及び安心の確保 ⑧水産物の安全及び安心の確保
- ⑨生産資材の適正な使用等 ⑩生産に係る環境の保全 ⑪適正な食品表示の促進等
- ⑫道産食品の認証制度の推進 ⑬情報及び意見の交換等 ⑭食育の推進 ⑮道民からの申出
- ⑯財政上の措置



基本計画（第9条）

- ・ 施策の目標と内容の明記
- ・ 道民及び委員会意見の聴取反映
- ・ 公表

北海道食の安全・安心委員会（第28～35条）

- ・ 知事の諮問に応じ、食の安全・安心に関する重要事項の調査審議
- ・ 食の安全・安心に関し必要と認める事項の知事への建議

第2部 施策の推進方向

1 食の安全・安心をめぐる情勢

(1) 社会経済情勢の変化

- 少子高齢化や人口減少などによる社会構造の変化、日EU・EPA、TPP11の発効など国際化の進展を踏まえ、GAPやHACCPの導入等、フードチェーン全体を通じ、国際的にも通用する食の安全・安心の確保に取り組むことが一層必要となっています。
- 6次産業化や農商工連携などの地域の食資源の活用、農林水産物・加工食品の輸出などへの関心が高まっており、今後、こうした取組が一層求められています。
- 本道においても環境に配慮した農業生産が求められており、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるために、クリーン農業や有機農業など農業の自然循環機能を維持・増進させる環境保全型農業の取組や、食品安全、環境保全、労働安全等を確保するGAPの取組が重要となっています。

(2) 食の安全・安心を取り巻く状況

○ 食に関わる主な出来事

第3次「北海道食の安全・安心基本計画」の期間中において発生した、食の安全・安心等に関する主な出来事として、

- ・ 外食店における使用期限が切れた食材の使用
- ・ 食品への異物混入
- ・ 冷凍食品への農薬の混入
- ・ 産業廃棄物処理業者により転売された食品等の流通

などが挙げられ、食の安全・安心に対する一層の信頼確保が求められています。

○ 食品の安全を確保するための基準や法令等の制定・改正

① 食品の表示に関する法令の制定

ア 食品表示法及び食品表示基準の施行

食品の表示については、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の3法で定められていましたが、目的が異なる3つの法律でそれぞれルールが定められていたために、制度が複雑で分かりにくいものになっていました。このため、消費者庁を中心に食品表示の一元化が進められ、上記3法の食品の表示に関する規定を統合した「食品表示法」と、その具体的な表示事項や表示方法を定めた「食品表示基準」（内閣府令）が、平成27年4月に施行されました。

イ 加工食品の食品表示基準の改正

従来は一部の加工食品のみを対象としていた原材料の原産地表示を全ての加工食品に義務付けるなど、食品表示基準の一部を改正する内閣府令が、平成 29 年 9 月に公布・施行されました。

② 地理的表示法（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律）の施行及び改正

特定の産地と品質等の面で結び付きのある農林水産物・食品等の名称（地理的表示（G I : Geographical Indication））を知的財産として保護し、もって、生産業者の利益の増進と需要者の信頼の保護を図ることを目的として、「地理的表示法（特定農水産物等の名称の保護に関する法律）」が平成 27 年 4 月に施行され、その後、平成 28 年 12 月に一部改正されました。

③ J A S 法（日本農林規格等に関する法律）の改正

日本産品の海外展開に係る取引の円滑化、輸出力の強化に資するよう、J A S 規格を戦略的に制定・活用できる枠組みを整備して国際化を推進するために、J A S 法が改正され（法律名も「日本農林規格等に関する法律」に改正）、平成 30 年 4 月に施行されました。

④ 食品衛生法の改正

前回の食品衛生法等の改正から約 15 年が経過して食のニーズの変化、食のグローバル化の進展など食や食品を取り巻く環境が変化し、また広域的な食中毒の発生・拡大の防止、食中毒発生数の抑制の必要性等により食品等事業者の一層の衛生管理や行政の的確な対応などが喫緊の課題となっており、また 2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催や食品の輸出促進を見据え国際標準と整合的な食品衛生管理が求められており、食品衛生法等を改正する法律が平成 30 年 6 月 13 日に公布されました。

○ 牛海綿状脳症（B S E）検査の見直し

厚生労働省では、牛海綿状脳症特別措置法施行規則を平成 29 年 4 月に改正し、と畜牛について、健康牛を対象とする検査を廃止し、24 か月齢以上のうち生体検査において神経症状が疑われるものなどについては検査を継続する見直しを行いました。

また、農林水産省では、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針を平成 27 年 4 月に改正し、死亡牛の検査対象月齢を 24 か月齢以上から 48 か月齢以上とする見直しを行いました。

なお、B S E を取り巻く状況や科学的知見を踏まえて、我が国における B S E の発生リスクはさらに低下していると考えられることから、農林水産省では、死亡牛の検査対象月齢について、平成 31 年度から、これまでどおり、臨床疑い牛については全月齢、起立不能牛については満 48 か月齢以上としつつ、一般的な死亡牛の検査対象月齢を 96 か月齢以上に引き上げることとして、牛海綿状脳症特別措置法施行規則の一部を改正する省令を平成 31 年 3 月に公布しました。

○ 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザが道内で初めての発生

平成 28 年 12 月に道内初の家きんの高病原性鳥インフルエンザが発生し、感染の拡大を防止し早期封じ込めを図るため、自衛隊や国、市町村、関係機関の協力を得て、発生農場での家きんの殺処分、鶏舎の清掃・消毒等の防疫措置並びに発生農場周辺の清浄性確認や家きん等の移動制限及び搬出制限を実施しました。

また、発生時の防疫措置を円滑に実施できるようマニュアルを改正し、養鶏場ごとの防疫計画の策定や、新たに 2 か所で緊急用防疫資材の備蓄を行い、その維持及び更新に努めました。

2 食の安全・安心のめざす姿

平成 17 年に「北海道食の安全・安心基本計画」を策定して以降、道では本計画に基づき、食の安全・安心確保に向けた施策を推進してきました。

現在、国際的に通用する食の安全・安心を確保に向けた取組の重要性や、地域の食資源の活用、農林水産物・加工食品の輸出などへの関心、また、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の重要性は、ますます高まっているところです。

この第 4 次計画では、食の安全・安心をめぐる課題や新たな情勢に対応しながら、道、生産者や事業者及び消費者の皆様がそれぞれの責務や役割を果たし、食の安全・安心に係る施策を効果的に推進し、食の安全・安心のゴールが明確となるよう、「めざす姿」を次のとおり設定し、道民の皆様と共有します。

めざす姿：「世界から信頼される食の北海道ブランドへ」

3 食の安全・安心を確保するための施策の重点的な推進方向

条例の点検・検証結果や食の安全・安心をめぐる情勢に的確に対応し、食の安全・安心に関する施策を効果的に推進するため、施策の重点的な推進方向を定めます。

（重点的な推進方向）

- 生産から流通、消費に至る各段階での国際的に通用する食品の安全性の確保
- 食品の安全性を支える基礎づくり
- 食に関する知識・情報の提供
- 環境と調和した安全・安心な食品の生産
- 良質で安全な食品の提供と豊かな食生活の実現

（1）生産から流通、消費に至る各段階での国際的に通用する食品の安全性の確保

道産食品が、将来に向け消費者から信頼され続けていくため、国際的に通用する食の安全・安心の確保に向けて、農林水産物の生産から食品の製造・加工、流通、販売までのフードチェーンの各段階において、衛生管理の徹底を推進します。

取組の主なもの

- ・ 農業における食の安全・安心の確保・強化のほか環境保全や労働安全等の持続可能性を確保するため、国際水準のGAPの導入を促進するほか、BSEや高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための家畜伝染病の検査及び監視の実施や、水産物の鮮度保持技術の普及定着への取組など、農林水産物の生産段階における衛生管理の徹底を推進します。
- ・ 食品衛生法の改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化に円滑に対応できるよう、食品等事業者に対し制度の周知やHACCPに関する指導・技術的助言、人材育成支援など、食品の製造・加工、流通・販売段階における衛生管理の徹底を推進します。

(2) 食品の安全性を支える基礎づくり

食品の安全性を確保するため、生産者、事業者等が主体的に行う食品の衛生管理や品質向上などの取組が効果的に行われるよう、研修会や講習会の開催、技術相談や技術指導の実施、法令に基づく監視指導や法令等の普及啓発などにより行政が支援します。

取組の主なもの

- ・ 研修会、講習会や技術指導、技術相談などの実施により、食品産業を担う人材の育成と資質の向上と併せて、次世代における食の安全・安心を支える担い手の育成を推進します。
- ・ 食品衛生や食品表示に係る法令等の遵守について普及啓発を行うとともに、食品や食品関係施設、食品表示に対する検査や監視などを計画的に行い、食品の安全性の確保や食品表示の適正化を推進します。
- ・ 地域や企業、生産者団体、消費者関係団体等の研究ニーズを的確に把握し、食品の安全性の確保を支える技術開発とその普及を推進します。
- ・ 研修会の開催や関係者による意見交換の実施などを通じて、事業者等における危機意識の醸成や危機管理体制の整備を促進します。
- ・ 農薬、動物用医薬品の適正な使用等や飼料の安全性確保を図るため、製造・販売業者や生産者等に対する指導や啓発を行います。

(3) 食に関する知識・情報の提供

食をめぐる幅広い分野について正確で的確な情報の提供や、食品の安全性など食に関する正しい知識の習得機会の充実により、消費者自らが適切に行動する力を養います。

取組の主なもの

- ・ 食品の安全性に関わる緊急事態が発生した場合には、道民の健康被害の拡大を防止するため、迅速かつ積極的な情報提供を行うとともに、食の安全・安心に関して日常的に提供する情報の充実と、道の広報媒体のみならず新聞、テレビ等多様な広報媒体も活用した効果的な情報の提供を推進します。

- ・ 食品の生産から消費に至る各段階の関係者の中で、食の安全・安心についての相互理解と知識を深めるリスクコミュニケーションを実施するとともに、食品の安全性などに関する講習会、研修会等の開催のほか、地域における生涯学習や健康増進の活動などとも連携しながら、食に関する知識を習得する機会の提供を推進します。

(4) 環境と調和した安全・安心な食品の生産

北海道の豊かな自然環境は、食をはじめとして北海道の様々な魅力や活力の源泉であり、平成27年9月に国連サミットにおいて「持続可能な開発目標」(SDGs)が採択されるなど、地球環境に対する関心が高まる中、環境と調和した食料の生産や、水域の環境・生態系の保全などの取組を推進します。

取組の主なもの

- ・ 農薬や化学肥料の使用量を低減するクリーン農業や地域の有機質資源を有効活用する北海道らしい資源循環型の有機農業の普及に取り組むなど、環境にも配慮した持続可能な農業生産を推進します。
- ・ 特殊肥料の安全性の確保や適正な施肥の指導、家畜排せつ物の管理の適正化と利活用など農畜産物生産に係る環境の保全を推進します。
- ・ 公共用水域及び地下水の常時監視、汚濁発生源対策、藻場・干潟等の保全活動、森林の整備や保全など、水域環境の保全を推進します。

(5) 良質で安全な食品の提供と豊かな食生活の実現

我が国最大の食料生産地域である本道の持つ優位性に基づき、食の北海道ブランドづくりの基本となる食の安全・安心を確保し、農林水産業・農山漁村に対する消費者などの理解の促進や食育の推進に努めながら、本道で生産される農林水産物やその加工品の消費・販売を拡大し、豊かな食生活を推進します。

取組の主なもの

- ・ 道内で生産された農林水産物及び加工品を道内で消費する地産地消の取組を推進するほか、本道の豊富な食資源を活用した6次産業化や農商工連携、食クラスター活動などの取組を推進し、道産農林水産物の生産、加工、販売の拡大を図ります。
- ・ 本道の農山漁村や農林水産物及び加工品に関する情報の提供、消費者と生産者等の交流活動や体験学習などの取組への支援などを推進し、消費者と生産者等との相互理解を促進します。
- ・ 農林水産、保健福祉、教育など様々な分野の関係者が連携しながら、総合的に食育の取組を推進するとともに、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組として、食品ロスの削減を図る「どさんこ愛食食べきり運動」を推進します。

第3部 講じる施策

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

1 情報の提供

第10条 道は、食の安全・安心に関する情報の収集及び分析を行い、正確かつ適切な情報を道民に提供しなければならない。

◎ 現状と課題

食に関しては、生産から消費までの様々な分野にわたって多くの情報があふれており、消費者にとっては、適切に情報を選択していくことが重要となっています。

道では、ホームページに「北海道食の安全・安心に関するポータルサイト」を開設し、食の安全・安心に関する緊急性や重要度の高い情報のほか、食に関する様々な道の施策や道内の取組などの最新情報を提供しています。

また、メールマガジンの発行や、講習会、セミナーの開催などにより、正確で分かりやすい情報の提供に努めています。

食の安全・安心に対する道民の関心は一層高まっており、食品の安全性に関わる緊急事態発生の際はもとより、日常的に、食をめぐる幅広い分野について、正確で的確な情報を広く速やかに提供していくことや食に関する知識を習得する機会の充実が求められています。

◎ 施策の目標

国や他の地方公共団体等が提供する、食の安全・安心等、食に関する情報について、積極的に収集・分析するとともに、関係部局・機関と連携して、食の安全・安心などに関する適切な情報を分かりやすく、速やかに提供します。

◎ 指 標

- * 食に関するメールマガジンの発行
平成29年度 月2回発行 → 月3回発行
- * 食に関するメールマガジンの登録者数
平成29年度 6,231人 → 8,000人
- * 北海道農業・農村情報誌（コンファ）への掲載
平成29年度 毎号掲載 → 毎号掲載

◎ 主な取組

● 食の安全・安心に関する情報提供

- 北海道食の安全・安心に関するポータルサイトについて、食の安全・安心に関する情報を積極的に収集・分析しながら、正確かつ速やかに提供するとともに、消費者の視点でより分かりやすい内容となるよう改善を図りながら、情報提供する情報の充実に努めます。

- 国や道などの機関が実施している食の安全・安心に関する施策や道内の取組に関する情報を道のホームページ等で提供するとともに、消費者の関心の高い食品や苦情・問い合わせのある食品に係る安全性、品質等のテスト・調査結果などの情報について、道立消費生活センターのホームページなどにより提供します。
 - 食品の安全性確保等に関する機関誌を発行し、有毒植物や毒キノコ、ノロウイルス等による食中毒予防を普及啓発します。
 - 食品衛生上の危害の発生を防止するため、全道で確認された食中毒や違反食品事例について、道のホームページ等を通じて公表します。
 - 食に関するメールマガジンをはじめ、道の広報誌や情報誌、広報番組のほか、新聞・雑誌、テレビ、市町村広報誌や食に関係する団体の情報誌など様々な情報媒体、さらには各種イベントの場なども活用して、食の情報やイベント情報、食の安全・安心に関する情報を広く提供します。
また、情報提供の方法について検討を加え、より効果的な方法となるよう努めます。
- 食に関する知識の習得機会の充実
 - 地域における生涯学習や健康増進の活動などとも連携し、「食」や「農林水産業」に対する学習機会の提供を推進します。
 - 食品衛生の基礎知識や腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、ノロウイルス、アニサキス、有毒植物等の食中毒予防、HACCP、健康食品などに関する情報をイベントや講習会等を通じてガイドブック、リーフレットの配布、道のホームページ等で習得機会を提供します。
 - 食品の安全性等、食の安全・安心に関する各種講習会、講座などについて、消費者等の要望等も踏まえながら、食に関する知識を習得する機会の提供を推進します。

食の安全・安心に関する道の施策等のホームページ

- ① 食の安全・安心ポータルサイト
(URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/enzenansinsaito.htm>)
食の安全・安心に関する道の施策や道内の取組の紹介など、最新の情報を提供しています。
- ② 北海道食育ホームページ「元気もりもり道産子の食育」
(URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/data/index.htm>)
食育に関する道の施策や道内の取組の紹介など、最新の情報を提供しています。
- ③ その他の食に関わる道施策等の主な情報ページ
 - 消費者安全のページ
(URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/>)
 - 健康づくりのページ
(URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kennkoudukuri-top.htm>)
 - 食品衛生のページ
(URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/syokuhin-index.htm>)
 - 食品の安全・安心のページ
(URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/>)
 - 水産情報のページ
(URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/>)
 - 特用林産物のページ
(URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/tokusan/>)
 - 学校給食のページ
(URL:<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/kyusyoku/kenkou.htm>)

2 食品等の検査及び監視

第11条 道は、食品等の安全性及び食品の表示に対する消費者の信頼の確保を図るため、総合的かつ計画的な食品等の検査及び監視又は指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

◎ 現状と課題

食品の安全性に対する消費者の関心は、腸管出血性大腸菌O157等による食中毒事案、食品衛生上危惧される食品の流通事案、食品の異物混入事案の多発などによって、ますます高まっています。

食品の安全性を確保するためには、農林水産物の生産から食品の製造、流通、販売・提供に至る各段階で、食品の安全性に関する情報を収集するとともに、関係機関等が連携して食品等の検査や監視指導などを進めることが必要です。

食品の製造や販売などの流通段階において、食品衛生法に基づき毎年度「北海道食品衛生監視指導計画」を策定し、（総合）振興局保健環境部保健行政室・地域保健室（以下「道立保健所」という。）、道立食肉衛生検査所が、食品の検査や食品関係施設等の監視指導を行っています。

道内では、毎年、食中毒事件や食品衛生法に基づく規格基準の違反事例が発生しており、これらの発生状況を踏まえた重点的な取組を計画的に実施し、安全な食品の生産、流通を確保していくことが重要です。

◎ 施策の目標

道内で生産された食品はもとより、道内に流通する道外産食品及び輸入食品を含めた食品全般について、微生物や食品添加物、残留農薬などの検査を実施するとともに、食品の生産から製造、流通、販売・提供に至る各段階で食品関係施設等の監視指導を適切に実施します。

食品の表示については、積極的な情報の収集や調査の実施により監視を行い、立入検査の実施や違反に対する指導等を通じて、表示の適正化を図ります。

◎ 指 標

- * 北海道食品衛生監視指導計画に基づく立入検査の実施率
平成29年度 97% → 100%/年

◎ 主な取組

● 食品等の検査の実施

- 「北海道食品衛生監視指導計画」に基づき、道立保健所や道立食肉衛生検査所が計画的に食品の検査を実施します。
- 道内で生産、製造、加工、調理、販売される食品について、道立保健所、道立食肉衛生検査所及び道立衛生研究所において、食品衛生法に基づき、微生物や食品添加物、残留農薬・動物用医薬品などの検査を実施します。
- 浅漬けや生食用食肉をはじめ、加熱せずにそのまま喫食する食品について、腸管出血性大腸菌の検査を実施します。

● 食肉検査及び食鳥検査の実施

- 道立食肉衛生検査所及び道立保健所のと畜検査員・食鳥検査員が、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、と畜検査や食鳥検査を行い、病気などで食用に適さない家畜等を排除します。
- 検査で得られた様々な情報について、健康な家畜の生産に有益なデータとして、生産現場にフィードバックします。
- BSE対策として、月齢による牛の分別管理やと畜処理工程における特定部位の除去及び適正な取扱いについて指導します。

● 食品関係施設等に対する監視指導の実施

- 北海道食品衛生監視指導計画に基づき、道立保健所、道立食肉衛生検査所などが計画的に食品関係施設の監視指導を実施します。

特に、大規模な学校給食施設や食品製造施設など大量又は広域的に流通する食品を取り扱う施設、高度な衛生管理を行う施設等に対しては、道立保健所に設置した生活衛生監視指導班が、高度で専門的な監視指導を実施します。

また、夏季に発生しやすい食中毒等の発生防止を図るほか、大量に食品が流通する年末において積極的に食品衛生の向上を図るため、夏季・年末一斉監視を実施します。
- 食品等の検査や施設の監視の結果、食品衛生法に基づく規格基準等の違反を発見した場合には、行政処分等必要な措置を講じ、当該違反食品の流通の防止や排除を実施します。

● 自主的な検査等の実施

- 生産者や事業者自らによる食品の安全性確保の取組として、自主検査の定期的な実施について啓発・指導を実施します。
- 衛生管理の徹底やHACCPに沿った衛生管理の導入を促進するため、食品等事業者に対し、施設の立入検査時の指導や講習会等の開催、道のホームページなどによる普及啓発を実施します。

● 適正な食品表示の促進

- 食品の製造・販売事業者、飲食店等事業者や消費者等に対し、表示関係法令に基づく食品表示制度の普及啓発に努めます。
- 食品の製造・販売事業者や飲食店等事業者等に対し、表示が関係法令に基づき適切に行われているか調査や監視を行い、違反・不適切事案については法令に基づく措置や指導を実施します。
- 遺伝子組換え食品の混入の有無や混入割合、アレルギー物質、食品添加物などの検査を行い、食品の表示が正しく行われているか確認します。

北海道食品衛生監視指導計画の概要（平成 30 年度）

1 重点的な取組事項

(1) HACCP 導入の推進

- ① 人材育成
- ② 技術的支援
- ③ 普及啓発

(2) 大規模食中毒等発生防止対策

- ① ノロウイルス対策
- ② 腸管出血性大腸菌対策
- ③ カンピロバクター属菌対策
- ④ 毒草及び毒キノコ対策
- ⑤ 寄生虫（アニサキス）対策

(3) 適正な表示の徹底

2 食品等の検査

道内で生産、製造・加工され又は流通する食品等について、食品衛生法等に基づく規格基準などの検査を行います。

食品等の検査実施計画

検査区分	検体数	検査内容	主な対象食品
細菌・微生物	2,900	一般細菌数や大腸菌群等	そうざい、乳・乳製品等
食品添加物	860	保存料、着色料、発色剤、殺菌剤等	たらこ、すじこ等
残留農薬	450	有機リン系、ピレスロイド系等	野菜等
動物用医薬品	650	抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等	食肉、乳等
その他理化学	540	貝毒、水分活性、乳脂肪分等	二枚貝、乳・乳製品、清涼飲料等
輸入食品（※再掲）	170	遺伝子組換え食品、残留農薬、残留動物用医薬品等	輸入野菜等
合計	5,400		

3 立入検査

食品衛生法等に基づく営業許可施設などに対して、計画的に立入検査を行います。

区分	立入予定回数	対象施設数	主な業種、施設等
重要管理施設	2～4回/年	1,000	大規模学校給食や大量調理施設、高度な衛生管理を行う衛生管理施設
重点監視施設	2回/年	2,000	重点的に監視指導すべきと定めた施設（乳製品製造業等）
一般監視施設	1回/年	46,000	上記以外の施設
合計		49,000	

資料：北海道保健福祉部

3 人材の育成

第12条 道は、食品の安全性、地域の食文化等食の安全及び安心に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

◎ 現状と課題

食品の安全性の確保や地域の食文化の継承などを図っていくためには、生産から消費に至るそれぞれの段階における取組を着実に進めることのできる専門的な知識を有する人材の育成・確保が必要です。

このため、道では、農薬の適正な使用を指導する農薬指導士などの育成や、衛生管理の向上、食品表示の適正化などを目的とした食品関係事業者に対する研修会等の開催、栄養教諭の資質・指導力の向上や食文化の担い手の育成などに取り組んでいます。

消費者をはじめ生産者、食品関係事業者など、食に係わる者が自発的に食の安全・安心の確保に取り組めるように、専門的な知識を有する人材の育成と資質の向上を図ることが重要となっています。

◎ 施策の目標

食品の生産から消費に至るそれぞれの段階で、責任者から担当者まで広く対象として食品の安全性に関する専門的な知識を有する人材の育成・確保を図るとともに、その資質の向上に努めます。

また、地域の食材を活かし、地域と密着した食づくりを担う人材の育成を図ります。

◎ 指 標

* 農薬指導士の認定数

平成29年度 2,092人 → 2,000人

* 北海道らしい食づくり名人のうち伝承名人の割合

平成29年度 28.9% → 50%

◎ 主な取組

● 生産段階における人材の育成

- 北海道農薬指導士認定研修会を開催し、農薬指導士を認定します。
- 北海道指導農業士・農業士会と連携し、農産物の生産現場において、指導農業士や農薬指導士などが、生産資材の適正使用や環境保全に関して指導や助言などを行う取組を推進します。

● 食品産業を担う人材の育成

- 食品表示制度などの普及啓発を目的に、食品関係事業者等を対象として、「食の安全・安心セミナー」を全道で開催します。
- HACCPに沿った衛生管理の導入を促進するため、道立保健所を中心に食品等事業者に対するHACCP普及のための講習会を実施します。また、将来の食品衛生を担う食品衛生管理者養成コースの学生に対し、食品衛生行政等に関して講義します。

- 食品関係施設の自主管理体制を確立するため、食品関係団体による食品衛生管理者や食品衛生責任者、食品衛生指導員の資質向上のための取組に指導・助言します。
- 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）食品加工研究センター、道立オホーツク圏・十勝圏地域食品加工技術センターで、食品製造における品質管理・衛生管理技術の向上を図るため、研究職員が食品企業の製造現場に赴き、改善策を提案する取組を実施するほか、道内企業の技術者等を対象に、食品加工技術講習会などを実施します。
- 学校や地域における人材の育成
 - 学校における食育を一層充実させるため、栄養教諭に対する研修を実施し、資質・指導力の向上を図ります。
 - 道民が栄養バランスのとれた食生活を実践できるよう、普及推進の担い手となる管理栄養士・栄養士、食生活改善推進員などを対象とした研修会を実施し、資質の向上を図ります。
 - 道立農業高等学校において、地域の農業振興を担う資質・能力の育成に向け、GAPやHACCPなど、安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した生産工程管理に関する学習内容の充実を図ります。
- 地域食材を活かした食文化の継承や人材の育成
 - 農林業や水産業、食品加工、料理、食文化の5分野から、地域の風土や食文化などの地域特性を活かした食づくりに関する知識や技術を持つ者を登録する「北海道らしい食づくり名人登録制度」を推進し、名人が有する「技」や「知識」の伝承を促進することにより、地域における食の担い手の育成を図ります。
 - フードマイスター認定制度など、民間団体等が主体的に実施している取組への支援を通じて、効果的に人材の育成を図ります。

4 研究開発の推進

第13条 道は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

◎ 現状と課題

北海道の総力を結集した試験研究や技術支援等を進め、道内産業の振興等に貢献することを目的に、平成22年に発足した道総研では、業務運営の基本方針を定めた中期計画等に基づき、消費者のニーズに応える安全で良質な農畜産物の生産技術の開発や、クリーン農業・有機農業を推進するための試験研究、水産物の安全性確保と品質管理技術の開発、加工食品の品質向上のための技術開発などを実施しています。

また、道立衛生研究所においては、残留農薬に関する試験研究などに取り組んでおり、食品の安全・安心に関する様々な研究開発が進められています。

科学的な知見に基づく食の安全・安心を確保するためには、地域や企業、生産者団体、消費関係団体などからの研究ニーズを的確に把握し、道の政策課題等と連動した研究開発を重点的に展開していく必要があります。

◎ 施策の目標

農畜産物の生産技術、クリーン農業や有機農業の推進、食品の衛生・品質管理、環境の保全など、道産食品の安全・安心確保のための研究開発の推進と研究成果の公表、その成果の普及などを積極的に進めます。

◎ 指 標

- * 食の安全・安心を支える生産技術の普及計画課題数
平成29年度 20課題 → 20課題

◎ 主な取組

- 農林水産業における研究開発の推進
 - 化学合成農薬・化学肥料の削減技術、病害・障害に強い品種開発など、クリーン農業の推進や有機農業を支援するための技術の開発に関する研究を推進します。
 - 有害物質を蓄積させない安全な農産物生産技術などの開発に関する研究を推進します。
 - 家畜感染症と人獣共通感染症の診断・予防技術など安全で良質な畜産物生産技術の開発に関する研究を推進します。
 - 農産物の貯蔵・流通技術、水産物の品質管理技術及び食品の微生物制御と加工・保存技術など、農水産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持技術の開発に関する研究を推進します。
 - バイオマス資源の有効活用と農地の環境保全技術など、生産環境の保全の技術開発に関する研究を推進します。
- 食品の衛生・加工、環境における研究開発の推進
 - 道立衛生研究所で、食品中に残留する農薬等の試験に関する調査研究や、食中毒の原因となる細菌・ウイルスの汚染実態や検査など、食品衛生に関する研究を推進します。
 - 道総研食品加工研究センターで、HACCPに沿った衛生管理の導入が促進されるよ

う、食品企業の製造現場における微生物の取扱いや衛生管理、品質管理等の基礎的技術に関する講習会の開催、企業等からの依頼に基づき研究職員を現地に派遣して行う技術指導、電話等による技術相談の対応を実施します。

- 農林水産分野において、地域や企業等からの研究ニーズに基づき、道の政策課題等に対応した道産食品の安全・安心を確保するための研究開発を推進します。
- 地域の環境評価と環境リスクの管理手法の開発など、環境保全に関する調査研究を推進します。

● 国や民間との連携、成果の普及

- 道総研において、企業、大学、国や道等の試験研究機関、関係団体、金融機関等、多様な関係機関と連携し、研究から事業化・実用化までの一貫した支援を行います。
- 道総研において、研究成果発表会を開催するほか、技術相談や技術指導を実施し、試験研究成果の移転を促進します。また、農業改良普及センターや水産技術普及指導所などを通じて生産者等への技術指導を行い、研究成果を普及します。
- 地域が主体となって運営する道立オホーツク圏・十勝圏地域食品加工技術センターが実施する地域の農水産物等を活用した加工品の開発など、食品加工に関する研究や技術指導に対して支援します。

食の安全・安心を図るための主な研究推進項目等	
□ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構	
試験研究機関名	研 究 課 題 名
農業研究本部 ・中央農業試験場 ・上川農業試験場 ・道南農業試験場 ・十勝農業試験場 ・北見農業試験場 ・酪農試験場 ・畜産試験場 ・花・野菜技術センター	○競争力の高い品種と良質・低コスト安定生産技術の開発 ○消費者と食関連産業のニーズに応える安全で良質な農産物生産技術の開発 ○実用技術の開発を促進するための先端的・基盤的技術の開発 ○消費者ニーズに応えるクリーン農業・有機農業を推進するための試験研究 ○環境と調和し持続性の高い農業を支援するための試験研究 ○地域農業・農村の発展・振興を支援するための試験研究
水産研究本部 ・中央水産試験場 ・函館水産試験場 ・釧路水産試験場 ・網走水産試験場 ・稚内水産試験場 ・栽培水産試験場 ・さげます・内水面水産試験場	○安定した漁業生産を確保する資源管理技術の開発 ○安定した漁業生産を確保する増養殖技術の開発 ○水産物の安全性確保と品質管理技術の開発 ○水産物の高度利用技術の開発 ○水産業の基盤をなす水域環境保全に関する調査研究 ○海洋環境に調和した海域高度利用に関する調査研究
産業技術研究本部 ・工業試験場 ・食品加工研究センター	○ものづくり基盤力を強化するための研究開発 ○地域特性を活用した産業を支援するための研究開発 ○良質で豊富な原材料を生かし、多様な市場ニーズを踏まえた食品の高付加価値化に関する研究開発 ○安全性の確保と品質の維持向上に関する研究開発
環境・地質研究本部 ・環境科学研究センター ・地質研究所	○広域的な環境質の変動及びその影響と対応に関する研究 ○地域社会における多様なリスクの把握及び対応に関する研究
□ 道立研究機関	
試験研究機関名	研 究 課 題 名
道立衛生研究所	○遺伝子組換え食品の検査など遺伝子工学技術を用いた試験検査及び調査研究 ○道内で産出され又は道内に流通する二枚貝の貝毒検査及び調査研究 ○道内で発生する細菌感染症、食中毒の原因菌および発生動向に関する調査

資料：（地独）北海道立総合研究機構中期計画（平成 27～31 年度）、北海道保健福祉部

5 緊急事態への対処等に関する体制の整備等

第14条 道は、食品を摂取することにより道民の健康に係る重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

◎ 現状と課題

食品を摂取することにより、道民の健康に重大な被害が発生又は発生するおそれがある緊急の事態に対処するためには、常に危機を想定し、その発生を防止するとともに、万一、発生した場合には、迅速で的確な対応により、被害の拡大防止と再発防止の徹底を図ることが必要です。

このため、道では、日頃から危機意識の共有を図り、危機管理体制を確立していますが、その不断の見直しを行うとともに、緊急事態が発生した場合には、国などの関係機関・団体との緊密な連携を図り、報道や道のホームページ等を通じ、道民に必要な情報を速やかに提供し、不安や混乱を招くことがないようにすることが重要です。

◎ 施策の目標

日頃から関係部局・機関・団体が、連携・協力体制の整備・強化に努め、危機の未然防止を図るとともに、万一、緊急事態が発生した場合には、「道民の消費生活の安全確保に係る緊急事態への対処等の基本指針」等の緊急時対応マニュアルに基づき的確かつ迅速に対応し、被害を最小限にとどめます。

◎ 指 標

- * 食に関する危害情報の伝達訓練の実施回数
平成29年度 1回 → 1回/年

◎ 主な取組

- 危機管理体制の構築
 - 危機管理に当たっては、国内外における危害情報の迅速な収集や情報の共有化を図り、危機の発生防止に努めます。
 - 万一、緊急事態が発生した場合には、事態に応じた個別の緊急時対応マニュアルに基づき、迅速かつ適切に対応するほか、個別マニュアルに該当しない又は全庁対応が必要な事態については、事態の内容に応じた対策会議を設置するなどして、緊急事態への対処及び拡大防止に努めます。
 - 国、市町村など、関係機関・団体と日頃から連携を維持し、迅速かつ的確な対応を図るため、円滑な協力体制を確保します。
また、緊急事態の発生時には、必要に応じ、生産から加工、流通・販売、消費に至る関係者との情報交換の場を設置するなど、関係者が連携・協力して対応できる体制を構築します。
 - 緊急時対応マニュアルについては、不断の見直しを行い、道における危機管理体制の確保・充実に努めます。

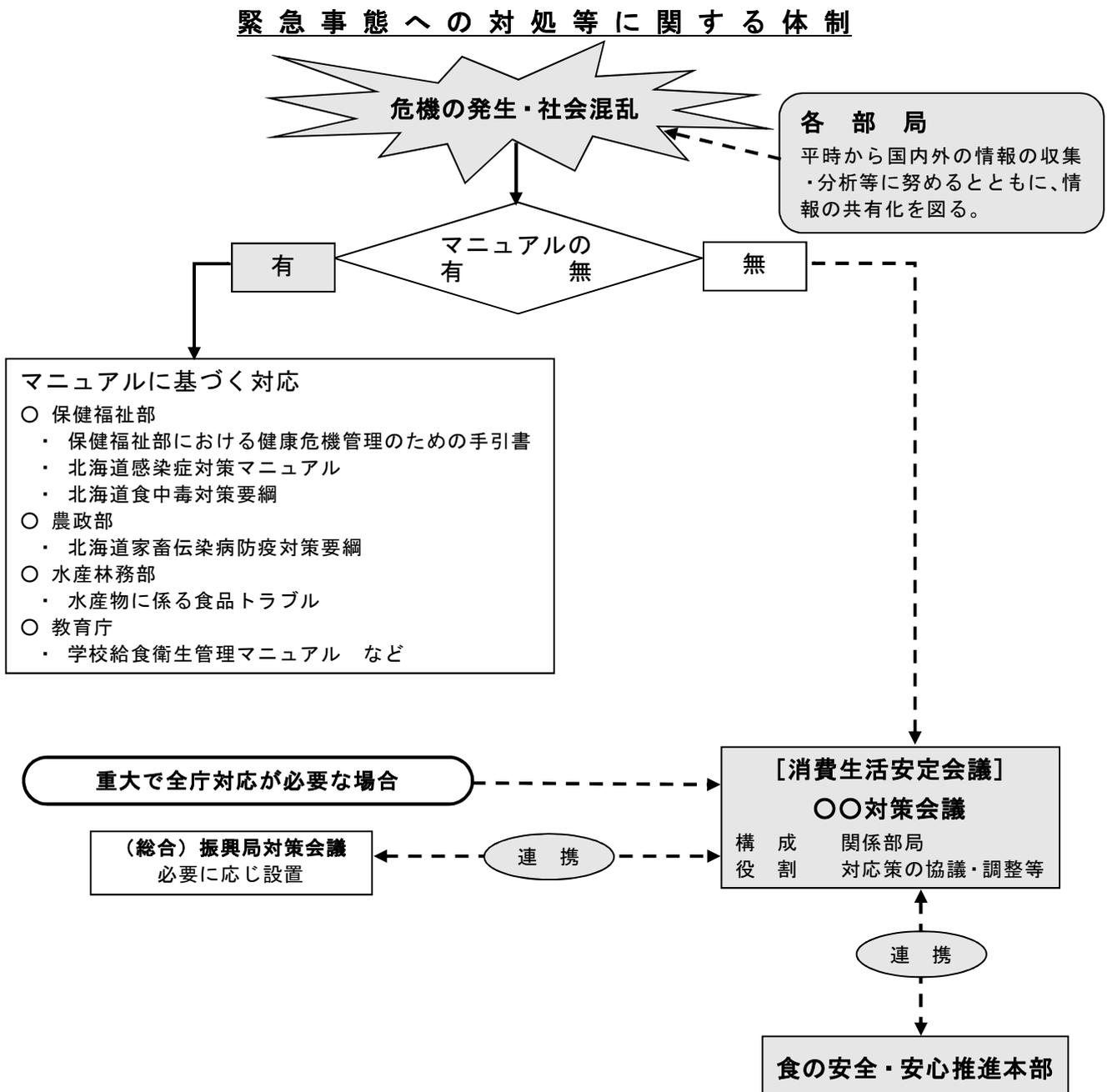
● 迅速な情報提供

- 健康被害の拡大防止や風評による混乱を避けるためには、道民に分かりやすく正しい情報を速やかに提供することが重要であることから、食中毒の発生時や道が食品表示法に基づき表示に関する指導などを行った場合において、道のホームページをはじめ、報道機関など多様な手段を用いながら情報提供を迅速かつ積極的に行います。

● 事業者等における危機管理対応の促進

- 研修会の開催や関係者による意見交換の実施などを通じて、健康被害のおそれのある食品の速やかな自主回収の実施や食品防御（フードディフェンス）への対応など、事業者等における危機意識の醸成や危機管理体制の整備を促進します。

【緊急事態への対処に係るフローチャート】



不測の事態に備えたリスクの分析・評価と事業継続計画（BCP）の策定

○ 不測の事態に備えたリスクの分析・評価

世界の人口増加等による食料需要の増大や異常気象による生産減少等、食料の安定的な供給に影響を及ぼす可能性のあるリスクが顕在化しつつあるほか、自然災害や輸送障害等の一時的・短期的に発生するリスクも存在しており、国では、不測の事態に備えて、食料の安定的な供給に関するリスクの影響を定期的に分析・評価し、必要に応じ、その影響を軽減するための対応策の検討を行うこととしています。

○ 食品産業事業者による事業継続計画（BCP）の策定

大規模な自然災害の発生や流行性疾患のまん延等の緊急事態において食料が安定的に供給されるよう、食品の生産から加工・製造、流通・販売までのフードチェーンを構成する食品産業事業者における事業の継続や中断した場合の早期復旧が重要となり、これを実現するための備えとして、食品産業事業者に対して、事業継続計画（BCP:Business Continuity Plan）の策定や事業者間の連携強化が求められています。

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

1 食品の衛生管理の推進

第15条 道は、食品（生産過程にある物を含む。）の衛生管理の向上を図るため、生産者等に対する普及啓発、技術的助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

◎ 現状と課題

食品の安全性を確保するためには、農産物や畜産物、水産物などの生産から食品の製造・加工、流通・販売までのフードチェーン全体を通じて、食品関係事業者が自らの責任において途切れのない衛生管理対策を講じることが重要となっています。

道においては、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、農業生産段階における食品の安全性の確保のほか、環境保全や労働安全等を確保する有効な手段である国際水準のGAPについて、産地への円滑な導入を支援することとし、指導員の育成確保や推進体制の整備、普及啓発などの取組を進めています。

食品の衛生管理手法の国際標準であるHACCPの普及のため、「HACCPに基づく衛生管理導入評価事業」を道立保健所等で実施するほか、民間事業者との協働により、HACCPによる高度な衛生管理を実施している施設を認証する「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」（以下「自主衛生管理認証制度」という。）を実施し、食品製造施設、販売施設、大量調理施設のHACCP導入の取組を支援しています。

さらに、食品の安全性の向上を図るよう、食品衛生法施行条例にHACCPによる衛生管理を行う場合の基準（以下「HACCP導入型基準」という。）を定め、その普及に積極的に取り組んでいます。

卸売市場では、「荷受・卸売・仲卸・配送」の各段階における品質管理の高度化や低温（定温）管理・多温度帯管理施設、衛生施設等の計画的な整備・配置に取り組んでいます。

食品の安全性を確保するためには、行政による立入検査や食品等の検査などによる検証と併せて、食品関係事業者自らの責任による自主衛生管理の取組が不可欠です。そのためには、行政が自主衛生管理の取組の推進に向けて普及啓発を進めるとともに、食品関係事業者に対し指導支援していく必要があります。

◎ 施策の目標

農産物の生産、食品の製造・加工段階におけるGAPの導入やHACCPに沿った衛生管理の導入、卸売市場での品質管理の向上など、フードチェーン全般にわたる自主衛生管理の推進を図ります。

◎ 指 標

- * 国際水準のGAP（JGAP・ASIAGAP）の認証農場数
平成29年度 148農場 → 350農場
- * HACCP手法による衛生管理導入施設数
平成29年度 1,367施設 → 2,250施設

◎ 主な取組

● 生産段階における衛生管理の推進

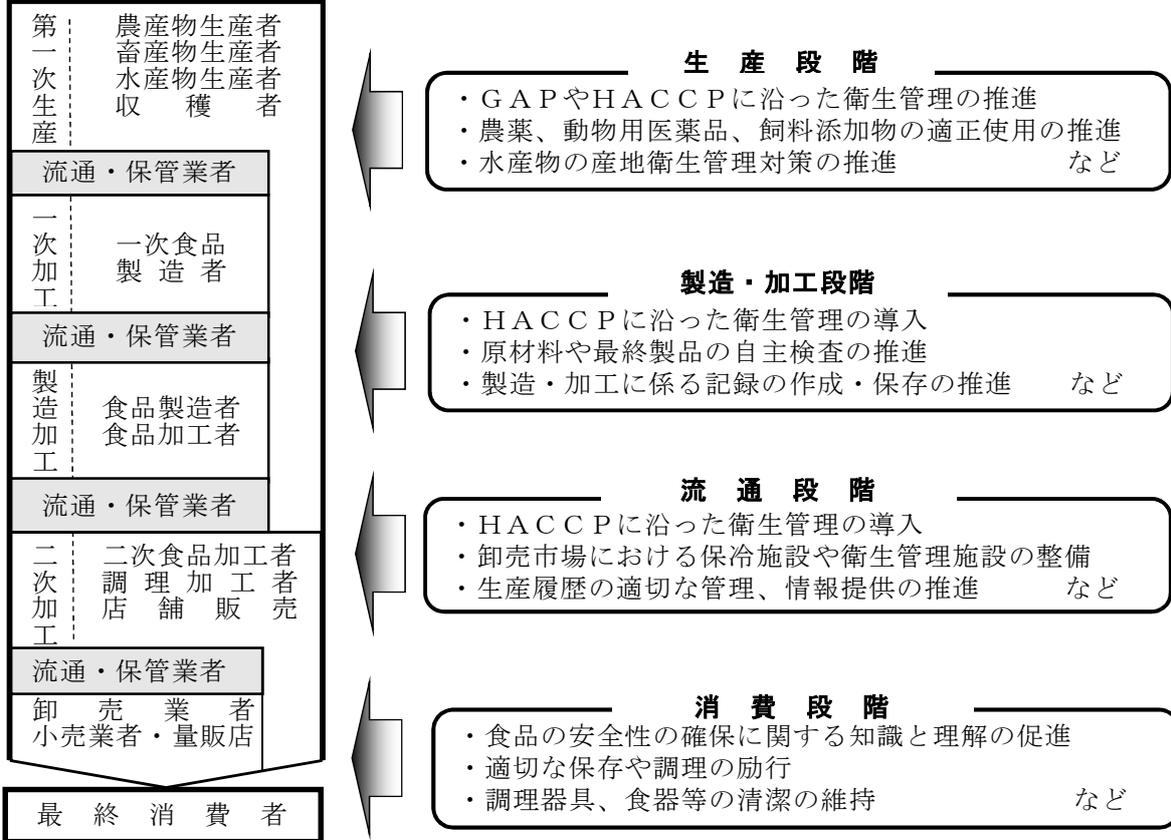
- 農業における食の安全・安心の確保・強化のほか、環境保全や労働安全等の持続可能性を確保するため、産地における国際水準のGAPの実施や認証取得の拡大に向けて、指導者の育成確保や推進体制の整備などの取組を促進します。
- 畜産農場に対して、飼養衛生管理基準の遵守について指導を行い、家畜生産における衛生管理の徹底を促進します。
- きこのこの生産において、GAPなどの方式を取り入れた衛生管理の取組を促進します。
- 水産物において、EU等の輸出基準を満たす水揚等の導入など産地段階での衛生管理対策の促進を図ります。

● 製造・加工、流通・販売段階における衛生管理の推進

- 食品関係施設の立入検査や講習会等の際に、原材料や最終製品の自主検査、食品の製造販売等に係る記録の作成・保存など、自主衛生管理の徹底について指導します。
- 食品の製造加工施設や販売店（バックヤード）、大量調理施設においてHACCPに沿った衛生管理の導入が円滑に図られるよう、食品等事業者の自主衛生管理の取組を促進します。
- 各種広報媒体や道立保健所における各種研修会などを活用して、自主衛生管理認証制度の周知・普及の推進に取り組むとともに、認証審査会の審査を経て認証された事業者を道のホームページで紹介します。
- 食品関係事業者自らが食品衛生指導員となって実施する巡回指導活動を支援します。
- 道総研食品加工研究センターで、HACCPに沿った衛生管理の導入が促進されるよう、食品企業の製造現場における微生物の取扱いや衛生管理、品質管理等の基礎的技術に関する講習会の開催、企業等からの依頼に基づき研究職員を現地に派遣して行う技術指導、電話等による技術相談の対応を実施します。
- 道立オホーツク圏・十勝圏地域食品加工技術センターにおいて、食品の衛生管理や品質管理等に関する技術講習会等や技術指導・相談を行い、食品関係事業者の取組を技術面で支援します。
- 輸出先のHACCP基準を満たす閉鎖型施設や、品質管理認証の取得に必要な衛生設備等、高度な衛生管理に資する卸売市場施設の整備等に対して支援します。

フードチェーンにおける安全性の確保

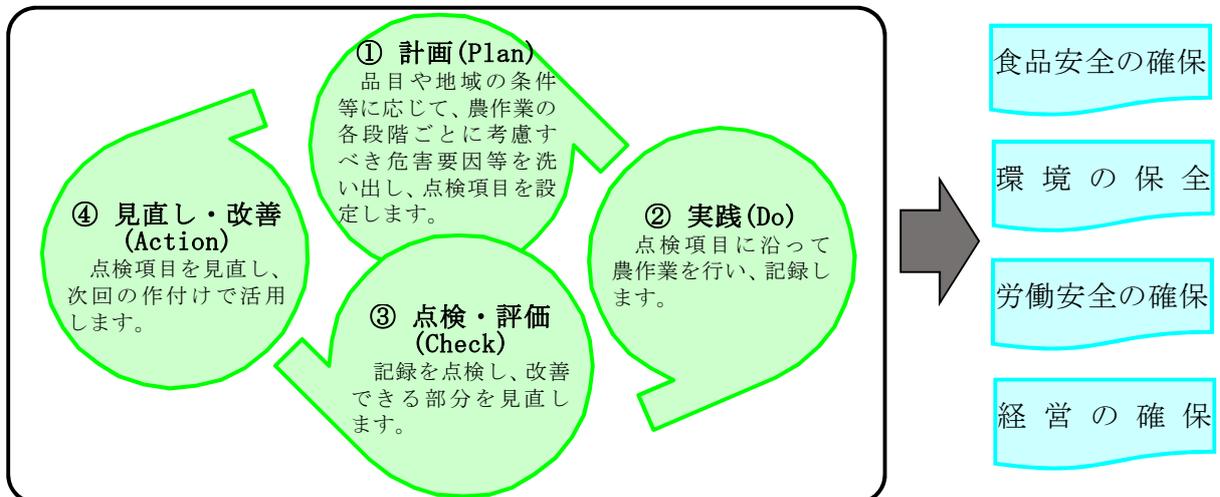
消費者に安全な食品を提供するためには、農林水産物の生産から食品の製造・加工、販売、消費に至るフードチェーン（食品供給行程）の各段階において、安全性の確保に係る必要な対策が講じられることが重要であり、道では、食品等の検査や監視指導などを通じて、これらの対策が適切に実施されているかを検証することとしています。



GAP（農業生産工程管理）

○ GAPとは、農業の持続可能性を確保するため、農業生産の各工程について、食品安全、環境保全、労働安全などの観点から注意すべき事項（点検項目）を定め、これに沿って農作業を実施・記録し、検証を行い、農作業や経営の改善に結びつけていく手法。

※ GAP：「Good Agricultural Practice（良い農業の実践）」の略



GAPの実践によって、安全・安心な農産物の生産をより確実に行うことができます！！

北海道HACCP自主衛生管理認証制度

北海道では食品等事業者のHACCPに基づく自主衛生管理を一層推進し、道産食品の安全性の向上を図るため、平成19年度に「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」を創設しました。

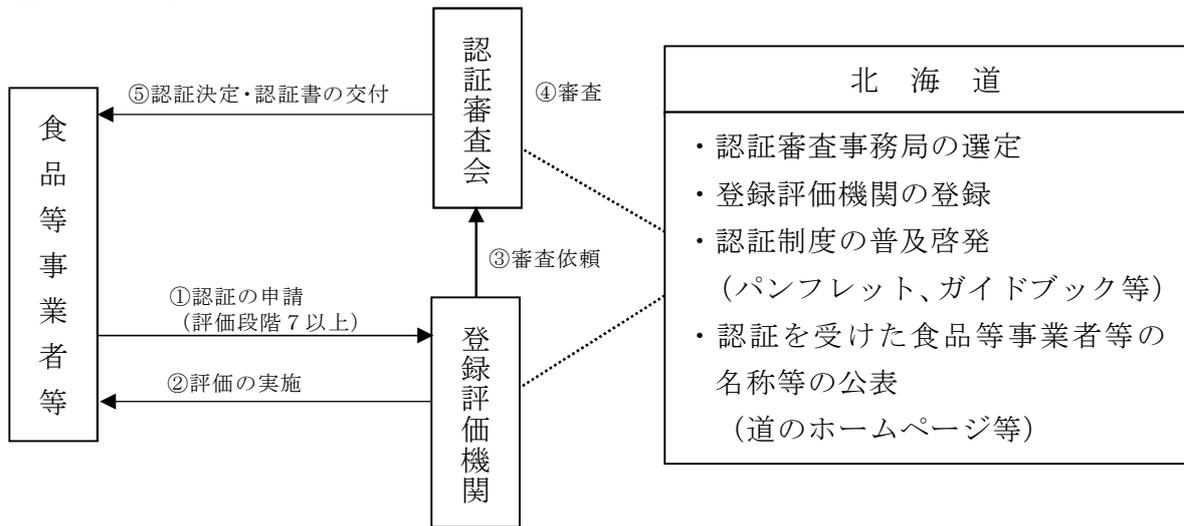


北海道HACCP
自主衛生管理認証制度
認証マーク

この制度は、食品等事業者が行う自主衛生管理について、申請に基づき、北海道が独自に定めた基準を満たしているかを審査の上、認証するものです。

対象となる施設は①食品を製造、加工している施設、②スーパーマーケットなどのいわゆるバックヤード部門を有する施設、③給食施設、大型ホテル・旅館などの大量調理施設です。

今後、多数の食品関係施設が本制度に参加し、道産食品の衛生的付加価値を高めていくことが望まれます。



【認証の基準】

北海道が作成した「評価調書」による評価及び認証審査会の結果、1～8までの評価段階のうち段階7以上と認められた場合に認証されます。

評価段階	内 容
段階8 : ☆☆☆☆☆	HACCPに基づいた高度な自主管理を実施しています
段階7 : ☆☆☆☆	HACCPに基づいた自主管理に積極的に取り組んでいます
段階6 : ☆☆☆	HACCPに基づいた自主管理に取り組んでいます
段階5 : ☆☆	HACCPに基づいた自主管理に取り組み始めました
段階4 : ☆	自主管理ができており HACCPに基づいた取り組みが可能です
段階3 :	自主管理に積極的に取り組んでいます
段階1～2 :	自主管理に取り組み始めました
段階1未満 :	もう少し努力しましょう

2 農産物等の安全及び安心の確保

(1) クリーン農業及び有機農業の推進

第16条 道は、クリーン農業（化学肥料及び化学的に合成された農薬の使用を節減する等環境への負荷を低減させる農業をいう。）及び有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。）を推進するため、技術の開発及びその成果の普及、これらの農業を行う者に対する流通、販売等に係る支援、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

ア クリーン農業の推進

◎ 現状と課題

道では、北海道農業のスタンダードとなることをめざして、堆肥等の投入による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなどの環境との調和に配慮したクリーン農業の取組を推進してきました。また、近年、環境問題に対する社会の関心が高まる中で、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるためには、温室効果ガス発生抑制や生物多様性保全などの環境保全に資するクリーン農業の取組は一層重要となっています。このため、土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬の削減割合を高めるなど、これまで以上に環境保全効果が高いクリーン農業の総合的な取組を進める必要があります。

しかし、地域や土壌条件によっては、収量・品質が安定しないなどの課題があることから、クリーン農業技術の一層の開発や地域における技術導入に対する支援等を行うことが必要です。また、クリーン農業の取組により生産された農産物に対する消費者の理解と信頼を高めるため、一定の基準を満たした農産物にYES!clean マークを表示しており、YES!clean 農産物の作付面積は着実に増えていますが、その生産量はまだ少なく、登録団体の育成や生産の拡大の促進を図ることが必要です。YES!clean 表示制度に対する消費者、流通企業等の理解も十分と言えないことから、これらに対する認知度を高めることにより、流通・消費の拡大を進めることが必要です。

◎ 施策の目標

消費者や流通業者などと連携しながら、YES!clean 農産物やクリーン農業技術を活用して生産された農産物の安定生産と流通促進を図り、全道にクリーン農業の取組を広げていきます。

◎ 指 標

- * YES!clean 農産物作付面積
平成29年度 18,390ha → 27,000ha

◎ 主な取組

- クリーン農業技術の開発と普及
 - 道総研と連携しながら、高度クリーン農業技術など化学合成農薬や化学肥料の使用の一層の削減に向けた技術開発を推進します。
 - 農業者がクリーン農業を円滑に導入できるよう技術資料の作成・配付、関係団体と連携した研修会の開催、北海道病害虫防除所から高精度な病害虫発生予察情報の提供、ま

た、地域ぐるみで取り組む地域に対し、現地実証や統一した栽培基準づくり等へ支援するなど、クリーン農業技術の普及を推進します。

- 生産現場での高度クリーン農業の導入を促進していくため、国の環境保全型農業直接支払交付金を活用して、重点的な普及を推進します。

● クリーン農産物の生産・流通・消費の拡大

- 北海道クリーン農業推進協議会などと連携し、YES!clean 表示制度の新規の登録生産集団に対する栽培基準づくりへの支援や技術指導、登録生産集団に対する栽培技術の向上に向けた技術指導に取り組むことにより、生産の拡大を推進します。
- 北海道クリーン農業イメージキャラクター「ハタケダ博士&くりーんだね」の活用や、産地・消費者・流通業者等に向けたセミナーの開催などにより YES!clean 表示制度を普及啓発するとともに、店頭で販売する商品に YES!clean マークを表示しやすい品目を重点に位置付けた量販店等での販売促進活動や、加工食品の YES!clean 表示の取組拡大に向けた食品加工業者への P R 活動などにより、流通・消費の拡大を推進します。

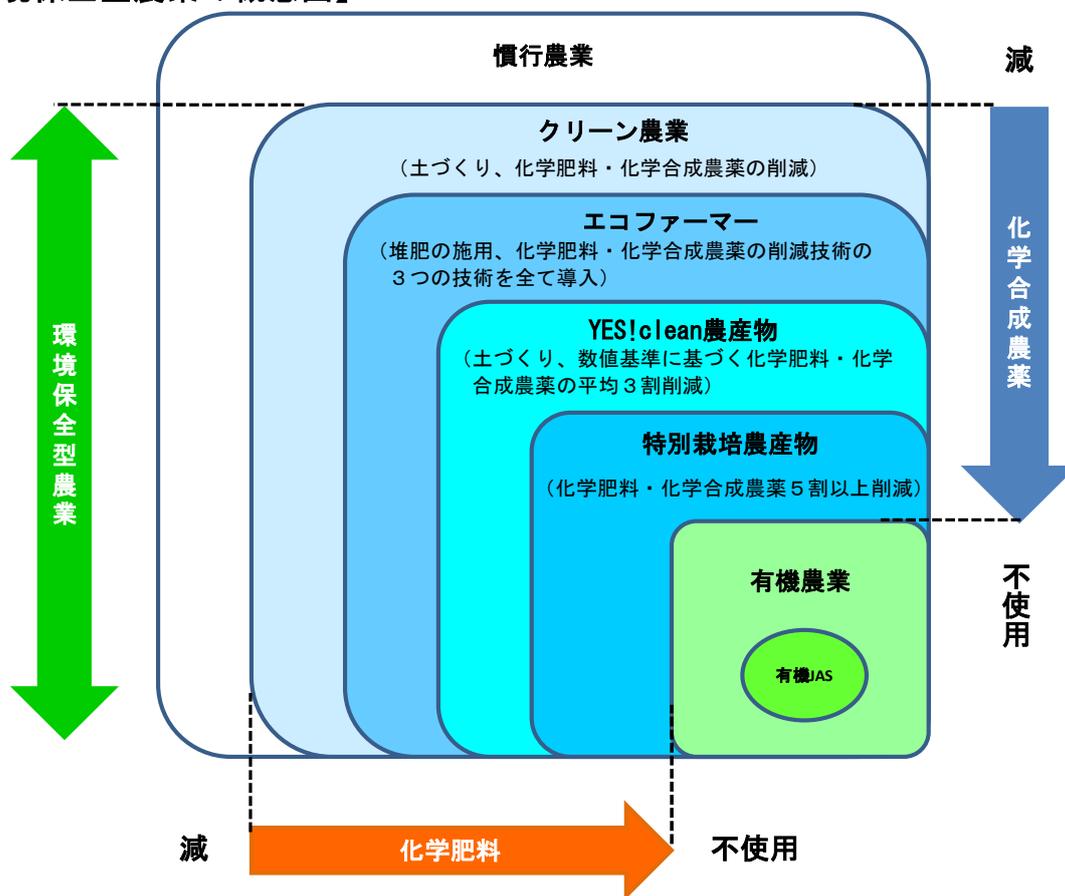
● クリーン農業への理解促進

- 温室効果ガス発生抑制や生物多様性保全などクリーン農業が環境保全に果たす役割について、消費者等への出前講座や水田での生きもの調査などにより、道民に発信します。

● クリーン農業を推進するための農業生産基盤の整備

- 家畜排せつ物処理施設の整備や農地の排水改良、土層改良などの基盤整備を進めます。

【環境保全型農業の概念図】



「ハタケダ博士&くりんだね」

■ クリーン農業の一層の普及啓発を図るため、クリーン農業のイメージキャラクター「ハタケダ博士&くりんだね」を作成しました。北海道が進めるクリーン農業を伝える「ハタケダ博士」とクリーン農産物をめざす「くりんだね」。安全・安心でおいしい道産農産物をつくるため、土づくりに努めて、化学肥料や農薬を必要最小限に減らします。



YES!clean 表示制度の概要

道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など、一定の基準を満たした生産集団が生産・出荷する農産物に、「YES!clean マーク」を表示し、併せて化学肥料の使用量や化学合成農薬の成分使用回数などの栽培情報を消費者へ知らせる道独自の制度です。

北海道クリーン農業推進協議会が定める「北のクリーン農産物表示要領」に基づいており、平成12年に制度がスタートし、16年産からは全道一律の数値基準に基づいた登録を行っています。



北海道安心ラベル

生産集団名 □□□□□□□□
 代表者名(任意) □□□□□□□□
 登録番号 第□□□□□□□号
 連絡先 □□□□□□□□
 住所 □□□□□□□□
 電話番号 □□□□□□□□
 化学肥料使用量(窒素成分/10a) ○kg以下
 慣行レベルとの比較 ○割以上減
 化学合成農薬成分使用回数 ○回以下
 慣行レベルとの比較 ○割以上減
 集団URL等(任意)

北海道クリーン農業推進協議会
<http://www.yesclean.jp/>

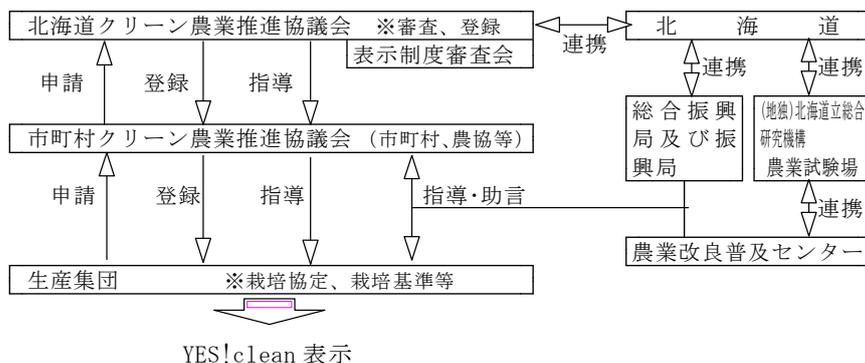
〈YES!clean 農産物の要件〉

- 1 道内で生産されていること。
- 2 総窒素・化学肥料使用量、化学合成農薬使用回数など登録基準(※)に適合していること。
- 3 生産集団の定める栽培基準に基づいて生産されていること。
- 4 他の農産物と分別収穫・保管・出荷されていること。

※ 登録基準

栽培方法	堆肥等の投入による土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を最小限にとどめる栽培とする。
たねや苗	遺伝子組換えのものを使用しないこと。
肥料及び化学肥料	定期的に土壌診断を実施。土壌診断に基づく肥料の投入量が使用基準を満たすこと。
農薬	法律や道の使用基準に従った農薬を使っていること。農薬の使用成分の使用回数が基準を満たしていること。
その他の基準	水稲は、有人航空防除をしないこと。 ばれいしょは、茎葉枯凋剤を使用しないこと。

〈登録手続き等の流れ〉



イ 有機農業の推進

◎ 現状と課題

化学肥料や農薬を基本的に使用しない有機農業は、環境への負荷をできるだけ低減した農業生産方式であり、YES!clean 栽培の取組とともに、環境保全型農業を推進するための先導的な役割を担っています。また、安全・安心な農産物を求める消費者からも期待が寄せられており、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めていく上で、こうした消費者ニーズに応えていくことが重要であることから、本道の多様な農業形態の一つとして推進する必要があります。

一方、有機農業は、技術面で多くの課題を抱えているほか、有機農産物の販売価格が割高で出荷ロットも小さく販路の確保が難しい状況となっていること、さらには消費者には有機農産物は肯定的に受け止められていますが、有機農業が本来有する機能（自然循環機能の推進、環境負荷の大幅な低減など）について、消費者に十分に理解されていない状況にあることから、有機農業に取り組む農家戸数は伸び悩んでいます。

このため、道では、平成 29 年 3 月に北海道有機農業推進計画（第 3 期）を策定し、この計画に沿って有機農業の普及・推進に努めています。

◎ 施策の目標

生産面では、有機農業への参入がしやすくなり、経営が安定的に継続していくこと、消費面では、有機農業に対する消費者の理解が広がり、有機農産物等に対するニーズが拡大していくことを目標に環境保全型農業を先導する有機農業を推進します。

◎ 指 標

* 有機農業の取組面積

平成 29 年度 4,064ha → 6,500ha

◎ 主な取組

<生産面>

● 有機農業技術の開発・普及

- 道総研と連携し、病害虫に強い品種の開発や緑肥等による地力窒素向上技術、総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の体系化等を進めます。
- 有機農業を行おうとする者が有機農業に関する技術及び知識を習得できるよう、農業改良普及センター等による営農指導や情報提供の充実に努めます。

● 有機農業への参入・定着の促進

- スムーズな参入が促進されるよう、事例も踏まえ経営指標などの有機農業経営に係る実践的な情報を整理し提供します。
- 道立農業大学校等の担い手育成機関等と連携し、新規就農希望者や後継者に対し、有機農業に関する講義を実施するなど、有機農業に対する理解が広がるよう取り組みます。
- 各（総合）振興局単位での有機農業者等による情報交換や研修活動、PR 販売会といった消費者との交流など、ネットワーク活動の充実に促進するとともに、全道的な交流会の実施などを通して、有機農業者等の地域を越えた交流を促進します。

○ 有機農業の推進に関する国の各種支援制度の情報を分かりやすく提供すること等により、その効果的な活用を促進します。

● 有機農業を核とした新たな展開

- 有機農業を志す移住希望者を積極的に受け入れ、移住・定住施策や農村活性化に活かそうとする地域と連携し、その取組を促進します。
- 有機農産物等を活用した加工・販売等の6次産業化や、有機農業の意義や有機農産物等の価値を伝える食育の取組を促進します。

<消費面>

● 販路の確保

- 有機農業の意義や生産地、生産技術などの情報を、幅広い関係事業者に発信します。
- 有機農産物等の安定的な販路を確保するため、生産者と流通・販売事業者等の商談の場の提供など、効果的なマッチングを促進します。
- 量販店と連携し、店頭での販売を促進し、需要喚起に取り組みます。

● 理解の醸成

- 道のホームページや啓発資料等を活用し、有機農業に関する情報や多様な価値等について道内外に発信します。
- 有機農業に対する消費者の理解を深めてもらうため、有機農産物等のPR販売会や農作業体験といったイベントの実施を促進し、生産者と消費者の交流を広げます。

持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGsはSustainable Development Goalsの略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標です。17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットから構成されており、すべての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むこととしています。

【国連が採択した17のゴール】



(2) 遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止

第17条 道は、遺伝子組換え作物（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であつて、作物その他の栽培される植物であるものをいう。以下この条において同じ。）の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

◎ 現状と課題

遺伝子組換え技術は、医薬品や工業用酵素等の製造に活用されているなど、将来的にも有用な技術であり、その研究開発は本道産業にとっても重要なものとなっています。

しかし、遺伝子組換え技術を用いた農産物や食品に対しては、現在、多くの道民が不安を抱いており、遺伝子組換え作物の開放系（屋外やビニールハウスなど）での栽培によって、一般作物との交雑や混入が起これば、生産・流通上の混乱が生じるとともに、周辺の生産者をはじめ、地域農業全体に大きな経済的損失をもたらすことなどが懸念されます。

このため、道では、平成17年度に、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を起こさないため、厳重な管理体制の下で栽培試験や一般栽培を行うルールなどを定めた「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」（以下「GM条例」という。）を制定するとともに、「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準」（以下「交雑混入防止措置基準」という。）や試験研究機関の要件などを決めました。

遺伝子組換え作物の開放系での栽培については、今後とも、GM条例や交雑混入防止措置基準の内容を広く周知しながら、道民の意識や社会情勢の変化などを踏まえた適切な対応が求められています。

◎ 施策の目標

遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入の防止により、遺伝子組換え作物の開発等の産業活動と一般作物の栽培である農業生産活動との調整を行い、道民の健康の保護と、本道における産業の振興を図ります。

◎ 指 標

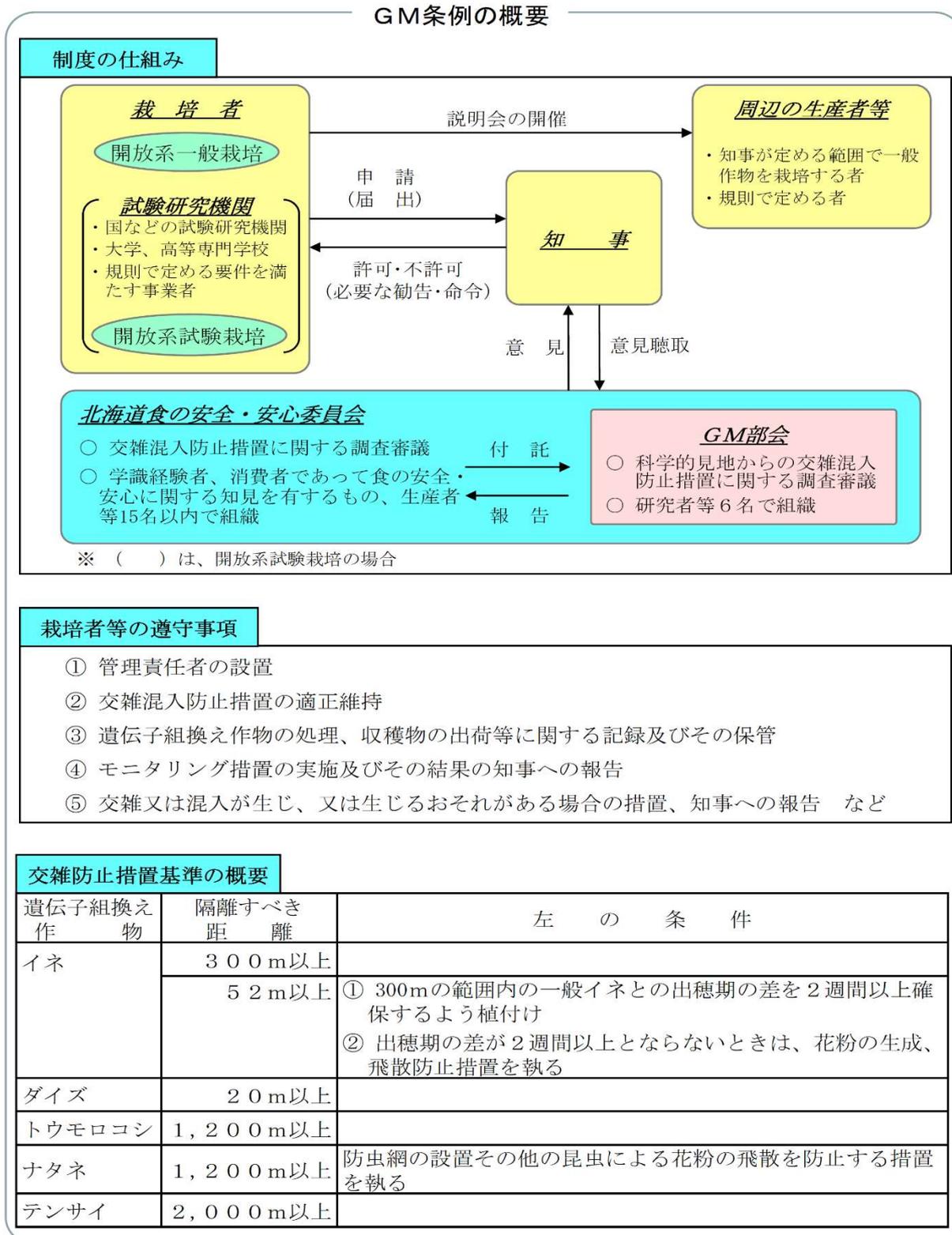
- * 開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査回数
平成29年度 1回 → 1回/年

◎ 主な取組

- 条例の周知と栽培計画の把握
 - パンフレットや道のホームページへの掲載などを通じて、道民にGM条例や交雑混入防止措置基準の内容などを周知します。
 - 関係機関・団体と連携して、遺伝子組換え作物の開放系での栽培計画について、実態の把握に努めます。
 - GM条例については、道民意識や社会経済情勢の変化などを踏まえながら、その施行状況等の検討を定期的に行います。

● 遵守事項の徹底と立入検査の実施

- GM条例に基づく栽培が実施される場合には、許可栽培者及び届出試験研究機関への立入検査を行い、適切な交雑混入防止措置の確保を図ります。



(3) 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止

第18条 道は、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止を図るため、家畜伝染病の検査及び監視、防疫の体制の整備、技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

◎ 現状と課題

平成22年度に国内で口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが大規模に発生したことを受け、平成23年に家畜伝染病予防法が改正され、「発生の予防」、「早期の発見・通報」、「迅速・的確な初動」を重点とし、家畜防疫体制の一層の強化が図られました。

しかし、近隣諸国では、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚コレラ等の海外悪性伝染病の発生が継続して確認されているとともに、人や物の出入国が活発化する等、国内への侵入については引き続き予断を許さない状況です。道内でも、平成28年12月、家きんに高病原性鳥インフルエンザが確認され、関係機関等と連携し、発生農場における家きんの殺処分、死体や汚染物品の埋却、周辺農場の検査等のまん延防止措置を行いました。また平成30年には、国内では26年ぶりとなる豚コレラの発生が確認されています。

道では発生を未然に防止するとの観点から、家畜保健衛生所が家畜伝染病予防法に基づく立入検査を実施し、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認と指導を行い、伝染性疾病の発生とまん延防止に努めています。

BSEについては、平成13年9月に国内で初めて発生が確認されましたが、飼料規制と特定危険部位の除去を中心とするBSE対策への取組により、平成25年5月に国際獣疫事務局(OIE)総会で、過去11年以内に自国内で生まれた牛において新たな感染が見られないことから、「リスクを無視できる国」(BSE清浄国)の認定を受けました。道では、牛の肉骨粉を原料とする飼料の使用を禁止する飼料規制を国と連携して進めるとともに、死亡牛の検査をすることでBSE対策の有効性を確認しています。また、と畜場におけるスクリーニングや特定部位の除去により、食用牛肉の安全性を確保しています。

安全・安心な畜産物を提供するためには、健康な家畜の生産が前提であり、家畜伝染病の検査・監視を適切に行う必要があります。

また、家畜の伝染病の発生やまん延を予防するためには、飼養衛生管理基準を遵守することが基本であり、飼養農家が確実に実行するよう取り組む必要があります。

◎ 施策の目標

家畜伝染病の検査、監視を行って発生予防を図るとともに、家畜伝染病の方が一の発生に備えた防疫体制の整備、自衛防疫組織の育成・強化などまん延防止を継続的に推進します。

また、家畜伝染病予防法で規定する「飼養衛生管理基準」を遵守するための助言や指導、改善勧告・命令を行うなど、生産段階での衛生管理対策を強化します。

◎ 指 標

* 鳥インフルエンザの検査羽数(サーベイランスの実施)

平成29年度 4,120検体 → 4,110検体/年

* 監視伝染病に関する防疫演習の実施

平成29年度 14か所 → 14か所/年

◎ 主な取組

● 家畜防疫体制の整備

- 各種家畜伝染病の発生予防とまん延防止を図るため、家畜伝染病予防法に基づき、牛、馬、鶏、豚及び蜜蜂の検査を行うとともに、輸移入家畜の着地検査や原因不明疾病の病性鑑定等を実施し、海外悪性伝染病等の侵入に備えた家畜防疫体制を整備します。

● 感染症の発生動向の把握

- 動物由来感染症の発生動向を把握するため、鳥インフルエンザのモニタリングや家畜の伝染病に関する情報を収集し、早期発見とまん延防止を図ります。

● BSEの牛への感染防止と感染実態の把握

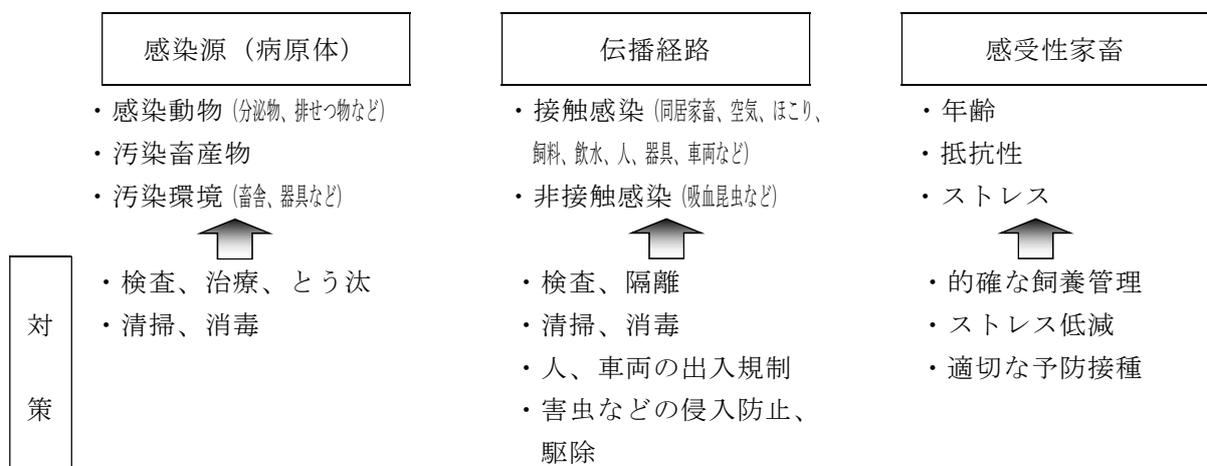
- 牛由来の肉骨粉が飼料に混入しないよう、飼料販売業者・牛飼養農家に対する立入検査を実施し、適正な取扱いについて指導を徹底します。
- 飼料規制などのBSE対策の有効性を確認し、「無視できるBSEリスク」の国として認定されたステータスを維持するため、法令に基づき死亡牛等のBSE検査を実施します。
- BSE対策に関する道の取組やその有効性、BSEに関する正しい知識など、消費者等へ積極的に情報発信を行います。

● 生産段階での衛生管理強化の指導

- 生産現場における衛生管理を徹底するため、家畜伝染病予防法で規定する「飼養衛生管理基準」の遵守について、飼養農場への指導を行います。

家畜の伝染病予防のポイント

病原体と家畜の間で感染が成り立つには、①病原体が存在する感染源があること、②家畜までの伝播経路があること、③病原体を受け入れる家畜（感受性家畜）がいること、の3つの条件が必要で、予防に当たっては、項目ごとに対策を徹底することが重要です。



3 水産物の安全及び安心の確保

第19条 道は、生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、貝毒等による食中毒の防止に必要な検査、生産者等が行う自主的な貝毒等の検査の実施に対する指導及びその検査体制の整備に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 生鮮水産物の鮮度の保持

◎ 現状と課題

生鮮水産物は鮮度の低下が早く、消費者は水産物に対し、安全性に加えて鮮度が優れているなど、通常より一段高い品質の商品を求める傾向にあります。

消費者に良質な水産物を提供していく上で、漁獲の段階から鮮度保持を図ることが重要です。

◎ 施策の目標

消費者が求める良質で鮮度の良い水産物を生産・提供するため、鮮度保持に必要な技術開発及びその成果の普及、生産者及び生産者団体の取組に対する支援等を実施します。

◎ 指 標

* 屋根付き岸壁を有する漁港数（1種、2種漁港）

平成29年度 10港 → 13港

◎ 主な取組

● 鮮度保持技術の普及・定着

- 道産水産物に有効と考えられる鮮度保持技術を取りまとめた「鮮度保持マニュアル」や水産試験場で新たに研究開発された鮮度保持に係る技術などを生産者に情報提供し、産地段階での自主的な鮮度保持への取組の促進を図ります。

● 鮮度保持に向けた取組

- 道産水産物の鮮度保持などの高度化を目的とした技術の開発、施設整備などについて、地域等と連携して取り組みます。
- 鮮度保持に優れた水産物について、消費者に対し積極的なPRを行う生産者団体等の取組を支援します。

(2) 貝類の安全確保

◎ 現状と課題

ホタテガイ等の二枚貝は、毒素を持ったプランクトンを餌として摂取し、体内（主として中腸線）に蓄積することにより毒化する場合があります。

貝類の安全確保のため、二枚貝の生産に当たっては貝毒の検査を行い、基準を上回る場合には出荷規制を行うなど、生産・処理加工段階における検査体制を整備し、その確保に努めています。

貝毒の原因となるプランクトンの発生状況を調査し、その情報を関係団体へ迅速に提供することが求められています。

◎ 施策の目標

貝毒による食中毒の防止を図るため、生産段階では、貝毒の検査（行政検査）を実施するとともに、生産者及び生産者団体が自主的に実施している検査（自主検査）に対する指導を行い、また、加工段階では、処理加工場に対して適切な加工処理の指導を行います。

◎ 指 標

* 貝毒検査の実施海域数

平成 29 年度 全道 19 海域 → 全道 19 海域／年

◎ 主な取組

● 貝毒検査の実施

○ ホタテガイ等の貝毒について、生産者による自主検査を行うとともに、道による検査（行政検査）を定期的の実施します。

● 出荷体制に対する指導の徹底

○ 貝毒発生期においてもホタテガイの出荷が認められる認定工場及び指定工場に対して、有害部分の適切な除去などの加工処理について巡回指導などを行い、製品の安全流通の確保を図ります。

● 貝毒プランクトン調査の実施

○ 全道海域で貝毒プランクトンの発生状況についてモニタリング調査を行い、貝毒発生の予測に役立てます。

貝 類 規 制 基 準 等

(1) 貝毒の主な症状

貝毒には、痺れが主な症状である麻痺性貝毒と、下痢・腹痛などが主な症状である下痢性貝毒が知られています。



(2) 出荷規制基準

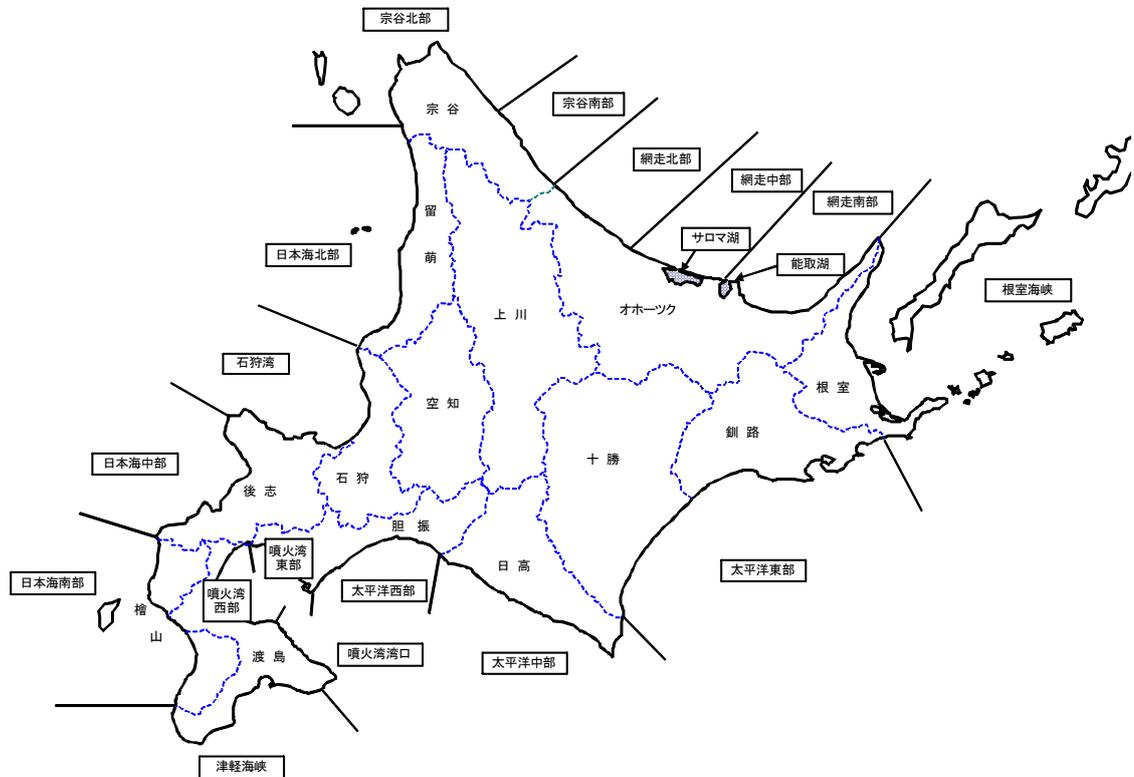
「北海道における二枚貝等の貝毒管理要綱」の規定により、出荷規制基準が定められています。自粛規制は、道関係部と道漁連が協議し、二枚貝等の安全流通を担保するため、出荷規制基準として定められています。

貝毒の種類	規制区分	部 位	貝毒の規制基準値
麻痺性貝毒	自粛規制	可食部	3 MU / g
		中腸腺	20 MU / g
	自主規制	可食部	4 MU / g
下痢性貝毒	自粛規制	可食部	0.08mg O A 当量/kg
	自主規制	可食部	0.16mg O A 当量/kg

注) MU : マウスユニット。 O A : オカダ酸。

資料 : 北海道水産林務部

ホ タ テ ガ イ 生 産 海 域 図



4 生産資材の適正な使用等

第 20 条 道は、農産物等に係る農薬の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、動物用の医薬品の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、飼料及び飼料添加物の適正な使用並びに飼料の自給度の向上を図るため、飼料及び飼料添加物の検査、技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等に対する指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 農薬の適正な使用等

◎ 現状と課題

農薬の使用については、農薬取締法により無登録農薬の製造・輸入・使用が禁止されるとともに、登録を受けた農薬についても使用基準を遵守することが義務付けられ、さらに平成 18 年 5 月からは食品衛生法に基づくポジティブリスト制度が導入され、平成 30 年 6 月には農薬取締法の改正により農薬の安全性の一層の向上が図られるなど、道では農業者等に対して本制度に対応した農薬の適正使用を指導しています。

安全・安心な農産物等を消費者に提供するとともに、農薬による人畜や周辺環境に対する影響を防止するため、法令の遵守を徹底し、農薬の適正な使用及び保管、自主検査の実施、流通段階の農産物等の残留検査などの安全対策を推進していくことが必要です。

生産量が少ない地域特産農作物である、いわゆるマイナー作物については、登録農薬が少ないことから、病害虫等を適切に防除できず、安定供給に支障を来すことが懸念されるため、生産者等の要望を踏まえ、登録農薬を拡大していくことが必要です。

◎ 施策の目標

農薬取締法等関係法令に基づき、農薬使用者や販売者等に対し、農薬の適正な流通・使用などの指導を実施します。

◎ 指 標

* 農薬販売業者等の立入検査件数

平成 29 年度 123 件 → 140 件／年

◎ 主な取組

● 農薬の適正使用の推進

○ 農薬の安全性の確保に関する研修を行い、一定の知識を習得した者を北海道農薬指導士に認定することにより、農薬使用者等の資質の向上を図るとともに、農業者に対する農薬の適正使用や飛散防止等を指導し、農薬の安全使用を推進します。

○ 農薬販売業者等の立入調査等を実施し、農薬の適正な流通及び使用を確保します。

● マイナー作物の安定供給に必要な農薬登録の推進

○ 関係機関・団体などと連携し、マイナー作物について、必要な農薬の登録を推進します。

(2) 動物用医薬品の適正な使用等

◎ 現状と課題

動物用医薬品は、畜産物等の生産において家畜疾病の予防や治療のために使用される重要な生産資材ですが、不適正に使用された場合、動物用医薬品の畜産物等への残留や薬剤耐性菌の出現など、食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあります。

安全・安心な畜産物等を消費者に提供するため、動物用医薬品の販売から使用までの各段階における適正な使用及び保管などの安全対策を進める必要があります。

◎ 施策の目標

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「獣医師法」、「獣医療法」に基づき、動物用医薬品の適正な販売、使用が行われるよう、動物用医薬品販売業者や獣医師に対する監視指導を行うとともに、生産者には動物用医薬品の使用状況を記録し保管するなど適正使用の指導を実施します。

◎ 指 標

* 動物用医薬品販売店舗立入検査件数

平成 29 年度 173 件 → 150 件／年

* 飼育動物診療施設立入検査件数

平成 29 年度 88 件 → 90 件／年

◎ 主な取組

● 動物用医薬品の適正販売の推進

○ 動物用医薬品販売業者に対し、動物用医薬品の保管や販売状況を監視し、違法事例の取締りを行うとともに、全店舗を対象とした立入検査を計画的に行うなど、動物用医薬品の適切な取扱いについて指導します。

● 動物用医薬品の適正使用の推進

○ 動物用医薬品の適正使用に関する研修会・講習会の開催などにより、生産者に対して動物用医薬品の適正な使用・保管を指導するとともに、農場巡回により、生産農場における使用状況について監視指導を行います。

○ 診療施設の立入検査を計画的に実施し、獣医師に対して動物用医薬品の適正な管理と生産者への使用指示状況を監視指導します。

(3) 飼料及び飼料添加物の適正使用と良質な飼料の確保

◎ 現状と課題

安全な畜産物等を生産するため、飼料は「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（以下「飼料安全法」という。）により、製造から販売、使用の各段階において各種の規制が行われています。

飼料安全法の適切な運用を図るため、国、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、

都道府県等が連携しながら、飼料の製造、輸入、販売、使用の各段階における検査・指導を効果的かつ効率的に実施することが必要です。

特に、BSEの発生を防止するため、牛用飼料への肉骨粉等の動物性たんぱく質の誤用・流用防止に向けた取組の確実な実施が必要です。

また、輸入飼料に過度に依存することなく、道内の恵まれた草地資源などから生産される良質な自給飼料の利用を基本とした安全・安心な畜産物の生産に努めることが重要です。

◎ 施策の目標

飼料の安全性を確保するため、飼料の製造・販売業者や生産者に対する検査・指導を行い、BSEの発生防止などに係る飼料規制の実効性を確保するとともに、良質な自給飼料の効率的な生産を図るための取組を推進し、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成を図ります。

◎ 指 標

- * 飼料製造・販売業者等への立入検査件数
平成29年度 161件 → 150件/年
- * 飼料自給率
平成28年度 55% → 63%

◎ 主な取組

- 飼料の安全性の確保
 - 飼料製造業者、販売業者等への立入検査を実施し、飼料の製造・流通段階での安全性の確保を推進します。
 - 牛用飼料への肉骨粉混入監視調査や有害物質検査等を実施し、飼料規制の実効性を確保します。
- 自給飼料の増産
 - 飼料作物の栽培技術の高度化を推進するとともに、関係機関・団体と連携して全道的な飼料自給率向上に関する情報の共有と取組方法の検討、サイレージ用とうもろこしの作付拡大の推進など、自給飼料の増産に向けた取組を推進します。
 - 公共牧場や飼料生産支援組織（コントラクター、TMRセンター）の育成、支援を推進し、畜産経営を支援するシステムの充実を図ります。
- 飼料生産基盤の整備
 - 飼料作物の生産性向上を図るため、起伏修正、排水改良など飼料生産基盤の計画的な整備を進めるとともに、植生調査や研修会の開催など、草地の植生改善に向けた取組を推進します。

5 生産に係る環境の保全

第21条 道は、農用地の土壌の汚染を防止するため、生産資材の適正な使用に係る指導、有害物質の低減化のための技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、水域環境の保全を図るため、水質等の監視、家畜排せつ物の適正な管理の促進、森林の整備、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、硝酸性窒素等による地下水の汚染の防止に関し、地下水の検査及び監視、技術開発の推進及びその成果の普及、市町村に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 農用地の土壌汚染の防止

◎ 現状と課題

有機性廃棄物の堆肥などへのリサイクルの推進によって、家畜の排せつ物や食品・水産加工場から排出される野菜残さや魚かす等を原料とした特殊肥料の生産が行われていますが、特殊肥料については、有害成分（ひ素、カドミウム、水銀等）の含有量に係る規制がありません。

肥料中に有害成分が一定以上含まれる場合には、食の安全や農業生産はもとより土壌環境に影響を与えることから、肥料の安全性の確保や適正使用の指導等によって、土壌汚染の防止を図っていくことが必要です。

◎ 施策の目標

有機性廃棄物の堆肥などへのリサイクル利用に当たり、特殊肥料の安全性を確保するとともに、有機質資材の適正使用の指導等を推進します。

◎ 指 標

- * 特殊肥料生産業者等の立入検査件数
平成29年度 34件 → 30件/年

◎ 主な取組

- 肥料の適正使用の推進
 - 肥料取締法に基づき特殊肥料生産業者が知事への届出をする際、堆肥などについて、有害物質（ひ素、カドミウム、水銀）の分析結果を提出するよう指導し、特殊肥料の安全性の確保に努めます。
 - 肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用のため、肥料の生産業者などに対し、立入検査を実施します。
 - 長期間にわたる使用により、重金属等が土壌中に蓄積するおそれのある有機質資材について、国の「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」に基づき、適正な使用を指導します。
 - 下水汚泥については、汚泥中に含まれる重金属の土壌への蓄積に十分注意する必要があることから、施用した土壌のモニタリングを行います。

- 有機質資材が適切に利用され、土づくりに役立てられるよう、「北海道における有機質資材の利用ガイド」に基づき、堆肥化のポイントや環境への影響、適切な利用について指導します。

(2) 水域環境の保全

◎ 現状と課題

河川、湖沼、海は、水産資源の生育の場であり、道産食品の生産を支える場でもあることから、その水域環境を保全していくことが重要です。道内の公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質は全般的に良好に保たれていますが、一部の湖沼など閉鎖性水域においては、水が滞留しやすく水質改善効果が現れにくい特性から、環境基準が未達成の状況にあります。

農林水産物の生産を支える場や資源である河川、湖沼、海などについて、将来にわたり良好な水環境を保全するため、地域や流域の関係者が連携し、流域を核とした健全な水循環の確保に向けて取り組むことが重要です。

◎ 施策の目標

公共用水域の水質を常時監視するとともに、工場・事業場に対する監視指導、家畜排せつ物の適正な管理の促進のほか、森林の整備や保全、環境に配慮した生産基盤の整備等水域の環境保全対策を推進します。

◎ 指 標

- * 公共用水域の環境基準達成率
平成 29 年度 92.0% → 100%

◎ 主な取組

- 公共用水域の常時監視、汚濁発生源対策
 - 水質汚濁防止法に基づき、環境基準の類型指定水域や水質監視の必要性の高い水域を対象に公共用水域の常時監視を実施し、「公共用水域の水質測定結果」として公表するとともに、工場・事業場に対し、立入検査の実施等により監視指導を行います。
 - 家畜排せつ物法の遵守状況を巡回調査等により監視指導し、家畜排せつ物の適正管理の徹底と利活用の推進を図ります。
- 水域の環境保全対策
 - 水源のかん養や水質の浄化など森林の持つ多面的機能を確保するため、植林や間伐など森林の整備や保全を進めます。
 - 水系へ環境負荷を与える傾斜農地の土壌流亡を防ぐためのほ場等の整備や生態系に配慮した排水路などの整備を進めます。
 - 水産動植物の繁殖や水質の浄化など、藻場・干潟の持つ公益的な機能の維持や回復に向け、保全活動を行う組織を支援します。

(3) 地下水の汚染の防止

◎ 現状と課題

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下「硝酸性窒素等」という。）による地下水汚染は、農用地への過剰な施肥や生活排水の不適切な処理などが原因と考えられています。

硝酸性窒素等による地下水汚染が農村地帯において広範に顕在化しており、道内の農村には飲料水を地下水に依存している地域もあることから、道民の健康を守るとともに農村の環境保全を図るため、地下水質の改善を図る必要があります。

◎ 施策の目標

地下水の常時監視を実施し、硝酸性窒素等による汚染範囲等を把握するとともに、汚染を防止・軽減するため、適正施肥の普及、家畜排せつ物の適正管理などの必要な対策を進めます。

◎ 指 標

* 地下水の環境基準達成率

平成 29 年度 64.0 % → 100 %

◎ 主な取組

● 地下水の常時監視の実施

- 水質汚濁防止法に基づき、地下水の常時監視を実施し、「地下水の水質測定結果」として公表するとともに、地下水汚染の早期発見、汚染範囲や経年変化等の把握を行います。
- 地下水の常時監視において、飲用井戸の汚染が確認された場合は、飲用利用者に対し、関係市町村の協力を得ながら、水道水への切り替えや汚染された井戸水を乳児に与えないことなどの飲用指導を実施します。

● 肥料減量化技術の確立・普及と家畜排せつ物の適正管理

- 「硝酸性窒素汚染防止のための施肥管理の手引」により、適正な施肥を普及・指導します。
- 家畜排せつ物法の遵守状況を巡回調査等により監視指導し、家畜排せつ物の適正管理の徹底と利活用の推進を図ります。

第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

1 適正な食品の表示の促進等

第22条 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、食品の表示に関する監視体制を整備するとともに、生産者等に対する指導及び普及啓発その他の必要な措置を講じ、生産者等による適正な食品の表示を促進するものとする。

2 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、生産者等の食品に係る生産過程の正確かつ適切な情報の記録、保管、伝達及び提供の促進に必要な助言その他の措置を講ずるものとする。

(1) 食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進

◎ 現状と課題

食品の表示は、消費者にとって食品を購入する際の重要な判断材料であるとともに、生産者にとっても、原料の原産地などの情報を消費者に伝えられることから、その果たす役割は大変重要となっています。

食品の表示制度については、平成27年4月に、JAS法、食品衛生法及び健康増進法の食品表示に関する規定を一元化した食品表示法及び食品表示基準が施行されています。また、食品表示基準については平成29年9月に改正され、一部の加工食品にのみ義務づけられていた原材料の原産地表示が、すべての加工食品に拡大されました。

平成25年10月に全国的に発生したホテルやレストラン等でのメニュー表示問題を踏まえ不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）が改正され、平成26年12月から事業者にはコンプライアンス体制の確立が義務付けられるとともに、平成28年4月から課徴金制度が導入されるなど、監視指導体制が強化されています。

道では、食品表示制度の正しい理解を図るため、セミナーの開催やパンフレットの配布などにより普及啓発に努めるとともに、関係法令等の遵守状況の把握など、食品表示に関する監視と違反に対する指導等を実施しています。

米の産地偽装など、食品表示に関する法令違反の事案が続発している状況にあることから、食品表示に対する監視指導を徹底するとともに、新たに制定された食品表示法を含め各種表示制度の一層の普及啓発が必要です。

◎ 施策の目標

食品表示法など食品の表示に関する法令等の普及啓発を充実し、適正な表示を促進するとともに、関係法令等の遵守状況の把握など食品の表示に関する監視と違反に対する指導等を強化します。

なお、加工食品の原料原産地表示については、法令等に基づく指導、監督のほか、道独自の取組である道産食品登録制度の推進により、引き続き、消費者に対する情報提供の充実に努めます。

◎ 指 標

- * 道産食品登録制度の登録数
平成 29 年度 377 品 → 450 品
- * 道産食品モニターの配置数
平成 29 年度 46 人 → 46 人

◎ 主な取組

● 食品表示制度の普及啓発

- 食品表示法等の食品表示制度などの普及啓発を目的に、食品関係事業者等を対象として、「食の安全・安心セミナー」を全道で開催するほか、パンフレットの作成・配布、道のホームページなどにより、周知徹底に努めます。
- 食品表示に関する事業者等からの相談への対応や事業者等が行う社内研修などへの協力をを行い、適正な食品表示を促進します。

● 不正を見逃さない監視体制の充実

- 適正な食品表示を促進するため、食品小売店等に対して食品表示実態調査を実施し、制度の遵守状況を把握するとともに、必要な指導を実施します。
- 道内各市町村に配置されている消費生活モニターにより、小売店の食品の表示に関する調査を実施し、実態を把握します。
- 「食品表示 1 1 0 番」の専用電話を設置し、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付けます。
- 事業者からの相談に対応するための専用電話「景品表示法ホットライン」を設置し、適正な表示についての相談対応や景品表示法の普及啓発を実施します。
- ホテル・旅館・レストランに対し適正なメニュー表示に向けた景品表示法の普及啓発に取り組むとともに、メニュー表示が適正に行われているか調査を実施します。
- 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有化し、一元的に管理するため、「消費生活安定会議幹事会食品安全部会」を毎月開催し、処理状況を確認・点検するほか、四半期ごとに通報や対応等の状況を道のホームページで公表します。

● 原料原産地表示の促進

- 北海道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用して、道内で製造・加工された加工食品を登録する道産食品登録制度について、道内・首都圏での各種商談会や道のホームページで広く P R するなど、その普及と登録食品の販路拡大に向けた取組を実施します。
- 道産食品の表示状況を消費者の日常の購買行動の中で調査するとともに、道産食品の表示などについて意見を提言する道産食品モニターをすべての都府県に配置し、道産食品の表示等の充実に努めます。

道産食品登録制度

北海道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用して、北海道内で製造・加工された道産へのこだわりの加工食品を登録する制度で、第三者機関が登録します。

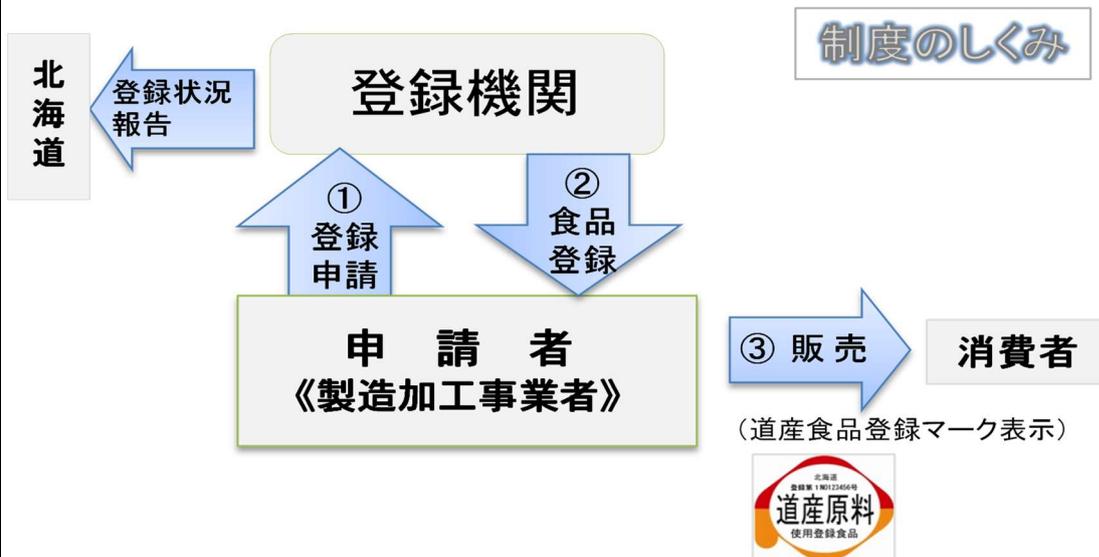
登録された加工食品には、道が定めた登録マークと原料の原産地を表示します。



登録基準

次のすべての要件に該当する加工食品とします。

- 1 製造加工地
北海道内で製造・加工したものとします。
- 2 原材料
 - ・ 道産の農産物、畜産物、水産物、林産物及びこれらを原材料として加工したものを使用したものとします。
 - ・ ミネラルウォーター類（容器入り飲料水）については、道産の水を使用したものとします。
 - ・ 糖類を主な原材料とする食品については、糖類が道産とします。（糖類の重量が上位3位以内で、かつ原材料に占める重量割合が5%以上のもの）
 - ・ 食塩、調味料、添加物などの原材料については道産に限定しません。
- 3 表示
 - ・ 道産原材料については、北海道産と表示します。（記載可能なものは市町村名やその他一般に知られた地名を表示）
 - ・ 製造者（又は加工者）氏名（法人の場合は、その名称）、製造所（又は加工所）の所在地を記載します。（製造所固有記号の併記は可能です。）
- 4 商品形態
最終の出荷形態と消費者の入手形態が同一のものとします。



(2) 食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進

◎ 現状と課題

食の安全・安心を確保する上で、食品の生産から食卓に至るまでの各段階の過程を明らかにするとともに、不測の事態発生時の原因究明や正確で速やかな製品の撤去・回収による被害の拡大防止などに有効である生産者等の食品の履歴情報の記録・保管などのトレーサビリティの導入・普及が重要となっています。

国産牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛トレーサビリティ法)に基づき、店頭で生産履歴を確認できるトレーサビリティシステムが平成16年から稼働しています。

また、平成21年に「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)が制定され、米穀等を取り扱う事業者(米穀事業者)に対し、取引等の記録の作成・保存(平成22年施行)及び産地情報の伝達(平成23年施行)が義務付けられています。

食品に対する信頼を損なう事案が続発している中、法律で義務化された遵守事項の確実な履行はもとより、食品ごとの生産・流通状況に応じたトレーサビリティの導入促進が求められており、また、GAPやHACCPに沿った衛生管理の導入など、トレーサビリティの機能を有する取組も進められています。

◎ 施策の目標

生産者、事業者の自主的な取組を基本としながら、生産から流通・加工、販売に携わる関係者が連携、協力して取り組むことができるよう、トレーサビリティの導入を促進します。

◎ 指 標

- * 道内のトレーサビリティの取組事例数
平成29年度 42事例 → 100事例

◎ 主な取組

- トレーサビリティの円滑な運用と導入の促進
 - 牛肉については、牛トレーサビリティ法で義務化されている遵守事項の確実な履行を促進します。
 - 米穀等では、国の関係機関と連携し、米トレーサビリティ制度の遵守義務の履行状況を確認するため米穀事業者への立入検査を実施するとともに、当該制度の普及・啓発のため地域外食事業者へパンフレットを配布するなどの巡回指導を実施します。
 - トレーサビリティの取組などを解説したマニュアルを道のホームページなどで紹介するほか、GAPやHACCPに沿った衛生管理の導入等、トレーサビリティの機能を有する取組を促進します。

2 道産食品の認証制度の推進

第23条 道は、道産の食品のうち、道内で生産された農林水産物又はこれを原材料として道内で加工されたものであって、安全かつ安心で優良な品質特性を有するものの認証に係る制度の普及に必要な措置を講ずるものとする。

◎ 現状と課題

道産食品に対する消費者の信頼確保と北海道ブランドの向上を図るため、道においては、高いレベルの安全・安心と優れた個性を有する道産食品を認証する「道産食品独自認証制度（きらりっぷ制度）」を平成15年度に創設し、その普及に取り組んでいます。

平成30年3月末現在、ハム、日本酒、ナチュラルチーズ、アイスクリーム、みそ、しょうゆ、いくら、熟成塩蔵さけなど21品目について認証基準を設定し、15品目59品が認証されています。また、認証された商品は、毎年、認証機関による現場検査、専門家による官能検査を行い、品質の保持に努めています。

この制度は、食の安全・安心に関心の高い消費者には普及していますが、一般消費者等への浸透がまだ十分ではなく、制度の認知度向上と認証数の拡大に向けた一層の取組が必要です。

◎ 施策の目標

認証制度の普及と認証数の拡大を図り、消費者に安全・安心で優れた品質の道産食品を提供するとともに、海外にも通用する道産食品のブランド化をめざします。

◎ 指 標

- * 道産食品独自認証制度の認証数
平成29年度 59品 → 100品

◎ 主な取組

- 制度の認知度向上
 - 制度の内容や認証品を分かりやすく紹介するパンフレット等の作成・配布やイベント・商談会等での認証品の展示・試食提供、包括連携協定等を活用した制度紹介など消費者・事業者双方への効果的なPRを一層促進します。
- 認証数の拡大
 - 認証事業者や消費者等へのPR効果の高いものなど、販売面にも配慮した認証対象品目（認証基準設定品目）の設定を図るとともに、認証機関などと連携して、事業者に対する直接的なPRを強化するなど、認証数の一層の拡大に向けた取組を進めます。

道産食品独自認証制度

道内で生産された農林水産物、または主要な原材料に道産農林水産物を用いた加工食品を対象に、衛生管理や食品添加物の使用等に関する基準を設定し、生産者のこだわりが生む食品の個性（商品特性）を一つ以上求め、最終的に消費者と専門家による官能検査（食味検査）を経て第三者機関が認証します。

認証された食品には、道が定めた認証マークと、原料の原産地を表示します。

それにより道産食品に対する消費者の信頼を確保し、北海道ブランドの向上を図ることを目的としています。

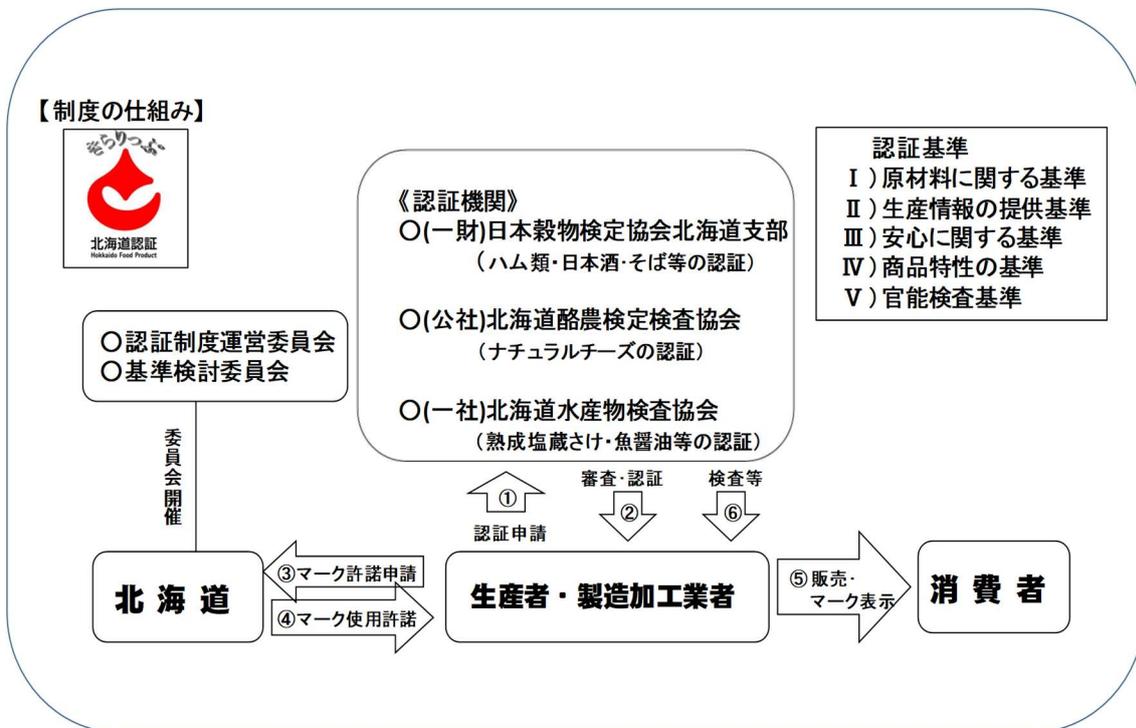


□ きらりっぷ制度の認証状況（平成30年3月現在）

認証品目	会社数	認証数	認証品目	会社数	認証数
ハム類	2	5	みそ	2	2
ベーコン類	1	1	納豆	2	7
日本酒	2	2	豆腐	1	4
熟成塩蔵さけ	7	7	しょうゆ	2	3
ナチュラルチーズ	4	11	醤油いくら	2	2
そば	1	2	魚醤油	3	3
アイスクリーム	1	5			
いくら	3	5	計	33	59

資料: 北海道農政部

※ 認証基準は21品目設定



第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

1 情報及び意見の交換等

第24条 道は、食の安全・安心に関し、道、道民及び生産者等が相互に情報及び意見の交換を行い、道民及び生産者等が理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

◎ 現状と課題

食の安全・安心についての捉え方は、その者の立場や知識、経験の違いなどにより、認識が大きく異なる場合があることから、食の安全・安心の確保を図るためには、食品の生産から消費に至る各段階の関係者の間で、食品の安全性に関する情報の共有や相互の意思疎通を図ることが必要です。

このため、適切なリスクコミュニケーションを実施し、食品についてのリスク管理やリスク評価などについて、すべての関係者の間で話し合い、共通の理解を得られるように努力することが重要です。

◎ 施策の目標

消費者、生産者等が、食の安全・安心についての相互理解と知識を深め、参加しやすく自由に意見を述べられるよう、リスクコミュニケーションの充実に努めます。

◎ 指 標

- * リスクコミュニケーションの開催テーマ数
平成29年度 5テーマ → 5テーマ/年

◎ 主な取組

- リスクコミュニケーションの効果的な実施
 - リスクコミュニケーションの実施に当たっては、食品表示や衛生管理など、道民の関心が高いテーマを設定します。
 - 多くの道民が参加しやすくなるよう、国や市町村、消費者団体等の関係団体と連携した実施に努めるとともに、テーマに応じて開催方法や内容等を充実するなどして、リスク評価とリスク管理についての知識と相互理解が深まるよう努めます。また、実施結果について、広く道民に情報提供を行います。
 - 市町村や消費者団体等関係団体が主催する食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションが効果的に実施されるよう、テーマに応じた食品の安全性等に係る情報、リスクコミュニケーションの実施方法などに関する資料の作成・提供に努めます。

2 食育及び地産地消の推進

第 25 条 道は、食育（食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。）を推進するため、普及啓発、学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道内で生産された安全で安心な食品を消費することにより道民が食の安全及び安心に対する理解を深められるよう、普及啓発、情報の発信、地域の食材の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（1）食育の推進

◎ 現状と課題

道では、平成 17 年 4 月に「北海道食の安全・安心条例」を施行し、条例で規定されている「食育の推進」を具体的に進める計画として全国に先駆けて、平成 17 年 12 月に「北海道食育推進行動計画」を作成しました。

平成 21 年 12 月には後継の計画となる「第 2 次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）、平成 26 年 3 月には「第 3 次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）を作成し、本道の食育を総合的に推進してきました。

これまでの 3 次におわたる計画により、道内各地で様々な主体による食育活動が広がりを見せる一方で、野菜や果物の摂取量が少ない道民の食生活、高齢化の進展に伴う高齢者層への食育の重要性の増大、地域の食育の担い手の減少、環境に配慮した食品ロス削減への社会的関心の高まりなど食に関する課題等が引き続き存在することから、食育の取組を継続して実施していくことが必要です。

このため、道では、平成 31 年 3 月に「第 4 次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）を策定し、関係の機関、団体を含め、道民と役割を分担しながら、北海道の食育を総合的・計画的に推進します。

◎ 施策の目標

食育をめぐる課題や情勢変化を踏まえ、様々な関係者と役割を分担しながら、『「食」の力で育む心と身体と地域の元気』をめざして食育の取組を効果的に推進します。

◎ 指 標

* 朝食を毎日食べている小・中学生の割合

平成 29 年度 小学校 6 年生：84.4 %、中学校 3 年生：81.4 %

→ 小学校 6 年生、中学校 3 年生とも 100 %

* 栄養バランスの改善

野菜類（成人 1 人 1 日当たり摂取量） 平成 28 年度 272 g → 350 g 以上

食塩（成人 1 人 1 日当たり摂取量） 平成 28 年度 10 g → 8 g 以下

* 食育推進計画作成市町村数

平成 29 年度 100 市町村 → 全市町村

第4次北海道食育推進計画の推進方針

◆めざす姿：「食」の力で育む心と身体と地域の元気◆

- 基本方針1：心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進
 - ・ 栄養バランスを考えた食事を実践する
 - ・ 基本的な生活習慣を身につけ、規則正しい食生活を実践する
 - ・ 高齢者の健康推進を強化する
- 基本方針2：「食」に関する理解を深める食育の推進
 - ・ 食と環境の関係を考え、行動する
 - ・ 地域の食を知り、伝える
 - ・ 地産地消の意義を知り、実践する
 - ・ 食に関する情報を正しく理解する
- 基本方針3：本道の食育推進体制の強化
 - ・ 農林漁業者など食に関わる関係者のネットワークを強化する
 - ・ 食育を進める人材を育成・活用する
 - ・ 食育を推進する基盤づくりを進める

◎ 主な取組

- 心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進
 - 「北海道食事バランスガイド」（どさんこ食事バランスガイド）を用いて望ましい食事の組み合わせや食事量など正しい知識の普及を図ります。
 - 学校給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、配膳、食器の並べ方、食事のマナーなどを習得させるなど、学級担任等による給食指導の充実を図られるよう取り組みます。
 - 高齢者の健康推進を強化するため、健康寿命を延ばすことの重要性や、健康づくりや生活習慣病の予防・改善に向けた食育の必要性について理解の促進を図るとともに、市町村、ボランティア団体、企業、メディア等と連携し、高齢者への食育講座や料理教室等の取組を実施します。
- 「食」に関する理解を深める食育の推進
 - 食品ロスの削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」を「北海道SDGs推進ビジョン」に位置づけ、持続可能な地域社会形成に向けた北海道全体の主体的な取組として推進するとともに、市町村や団体、企業、メディア等と連携した「どさんこ愛食食べきり運動」の普及啓発、道内の取組や優良事例などの発信を行います。
 - 地域の生産者団体・他機関等と連携し、児童生徒に対し、農林漁業体験や食品の調理に関する体験の機会の提供等を推進します。
 - 次代を担う子供達を対象として、学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などにより魚食習慣の定着を図ります。
 - 食品表示に係る正しい知識の向上のため、事業者等を対象にした「食の安全・安心セミナー」の開催やパンフレット等の配布、各種イベント等による啓発活動を進めます。

● 本道の食育推進体制の強化

- 本道の食育に関する協議、検討や食育に関する情報交換を行うため、食育に関わる全道の幅広い機関・団体で構成する「どさんこ食育推進協議会」を開催するとともに、地域における食育の取組を効果的に推進していくため、関係機関等で構成する「食育推進ネットワーク会議」を開催します。
- 道内の個人、団体による優れた食育活動を幅広く周知し、食育に対する関心や食育活動への意欲を高めるため、北海道食育推進優良表彰を実施します。
- 食育推進計画を作成していない市町村に対し、道が作成した「市町村食育推進計画作成の手引き」などを活用した助言、他の市町村の優良取組事例に関する情報提供、有識者を交えた意見交換などを行い、計画作成を促進します。

(2) 地産地消の推進

◎ 現状と課題

道では、道内で生産された農林水産物及び加工品を道民が消費する地産地消などを愛食運動として総合的に展開しています。地産地消は、地域の活性化や健康で豊かな食生活を実現する上で大きな意義があるとともに、安定的な販路の確保、流通コストの低減、さらには環境負荷の低減にも資する重要な取組です。

安全・安心な食品の安定的確保や食料自給率の向上、さらには地域資源を活用した6次産業化の推進などが課題となっている中、地産地消の取組は、食を通じて生産者と消費者の絆を強め、地域の活性化や健康で豊かな食生活の実現などに資するものとして、その一層の充実が必要です。

◎ 施策の目標

道内で生産された農林水産物及び加工品を道民が消費する地産地消の推進、消費者と生産者等との相互理解の促進、地域資源の活用や観光との連携による道産食品の消費・販売の拡大など多様な取組を推進します。

◎ 指 標

- * 学校給食における地場産物の活用状況（食品数ベース）
平成 29 年度 45.1 % → 50 %
- * 北海道米の道内食率
平成 29 年度 86 % → 85 % 以上
- * 道民の小麦需要に対する道産小麦活用率
平成 29 年度 43 %（概算値） → 50 %
- * 6次産業化の取組
取組事業体数 平成 28 年度 3,770 件 → 3,800 件
年間販売金額 平成 28 年度 2,207 億円 → 2,370 億円
- * グリーン・ツーリズム関連施設数
平成 29 年度 2,635 件 → 2,700 件



◎ 主な取組

● 地産地消の推進

- 地元でとれたものを地元で消費する「地産地消」や、食の安全や大切さなどを学ぶ「食育」などを総合的に推進する愛食運動を積極的に展開し、地産地消の普及啓発や安全・安心な道産食品の販路拡大を図るとともに、消費者と生産者等との結び付きを強化します。

- 道民が道産の食品を積極的に選択する「愛食の日（どんでん食べよう道産DAY）」（毎月第3土・日曜日）について、普及啓発等の取組を積極的に推進します。

● 愛食の日

ネーミング：どんでん食べよう道産DAY
日にち：毎月第3土曜日、日曜日
キャッチフレーズ：おいしいですね北海道



- 道産食材を使用したこだわり料理を提供している道内の外食店・宿泊施設に対する「北のめぐみ愛食レストラン」の認定や愛食運動に取り組んでいる道内の企業やグループを「愛食応援団」に登録する取組などを通じて、愛食運動の一層の普及啓発と道産農林水産物の消費拡大を図ります。



- 高品質・良食味米の安定生産や、業務用など用途に応じた生産を推進するとともに、農業団体や流通・小売企業等と連携した幅広いPR活動などを通じて、北海道米のブランド力の向上・定着と需要の確保を図ります。



- 消費者や実需者のニーズに応じた小麦の生産を促進するとともに、道産小麦を使用した地域色豊かな商品開発などにより、道内における輸入小麦から道産小麦への利用転換を図る「麦チェン」の取組を積極的に進めます。
- 地場資源を使った新製品の開発や親子料理教室等の普及事業などを通じて、道産農林水産物の消費拡大を図ります。
- 児童生徒が郷土に関心を深めるとともに、地域の生産活動について学ぶなどの教育的効果が期待できることから、学校給食における地場産物の積極的な活用を促進します。

● 消費者と生産者等との結び付きの強化

- 生産者・加工業者等による直売市「北のめぐみ愛食フェア」等の開催に支援・協力するなど消費者との相互理解のための取組を促進します。
- グリーン・ツーリズムに関する情報を提供するとともに、消費者と生産者等の交流活動や体験学習などの取組を支援し、道産食品や本道農林水産業に対する消費者との相互理解を促進します。
- 本道の農山漁村や農林水産物及び加工品に関する情報を積極的に提供し、道産食品の安全・安心に対する理解や消費者と生産者等の相互理解を促進します。

● 地域の食資源を活かした取組の促進

- 6次産業化や農商工連携、北海道フード・コンプレックス国際総合戦略特区、食クラスター活動などの取組を推進し、地域の農林水産資源を活用した加工食品の製造・販売など、道産農林水産物の付加価値の向上や関連産業の振興を図ります。

- YES!clean 表示制度、道産食品独自認証制度、道産食品登録制度、北海道食品機能性表示制度といった道独自の表示・認証制度や有機 J A S 表示制度、水産エコラベルなどの表示・認証制度の普及を推進し、本道の恵まれた自然環境の下で生産された良質で安全な道産食品の販路拡大を図ります。
 - 道産食材を進んで使用する道外の外食店などを「北海道愛食大使」として認定し、道産農林水産物の P R や販路拡大を図ります。
 - 札幌黄や八列とうきび、黒千石など地域の特性に合ったいわゆる伝統的な在来種について、地域ならではの食文化として育みます。
- 観光産業との連携強化
- 「北海道さっぽろ『食と観光』情報館」の「食」コーナー（「北海道どさんこプラザ札幌店」）で、道内各地の特産品や北海道米、道産食品独自認証食品などを展示・販売し、本道の食品の P R を行います。
 - 全国の手百貨店で開催する「北海道の物産と観光展」で本道の「食と観光」の素晴らしさを紹介するなど、様々な機会を活用し本道の食の魅力を全国に P R を行います。
 - グリーン・ツーリズムに関する情報を道のホームページに掲載し、観光客等に提供します。

3 道民からの申出

第 26 条 道民は、食品の安全性又は食品の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を得たときは、知事に対して適切な対応をするよう申出をすることができる。

2 知事は、前項の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な措置を講ずるものとする。

◎ 現状と課題

道では、道立保健所や道立消費生活センターにおいて、消費者などからの食品の安全性や品質等に関する相談を受け付けているほか、食品の表示について情報提供を受ける「食品表示 110 番」や食品の安全・安心全般に関する情報提供、問い合わせ等を受け付ける「食品安全相談ダイヤル」を開設し、道民の方々からの相談や申出に対応しています。

また、これらの情報を庁内関係部局で共有化し、一元的に管理するとともに、関係法令に基づく措置など通報等に係る対応について点検を行っています。

◎ 施策の目標

道民が気軽に相談や申出ができるよう、窓口を明確にし、その周知を図るとともに、問い合わせの内容やその回答についての情報を提供します。

また、道が受理した情報について、共有化と一元的な管理を行うとともに、国等の関係機関と連携の上、適切な措置を講じます。

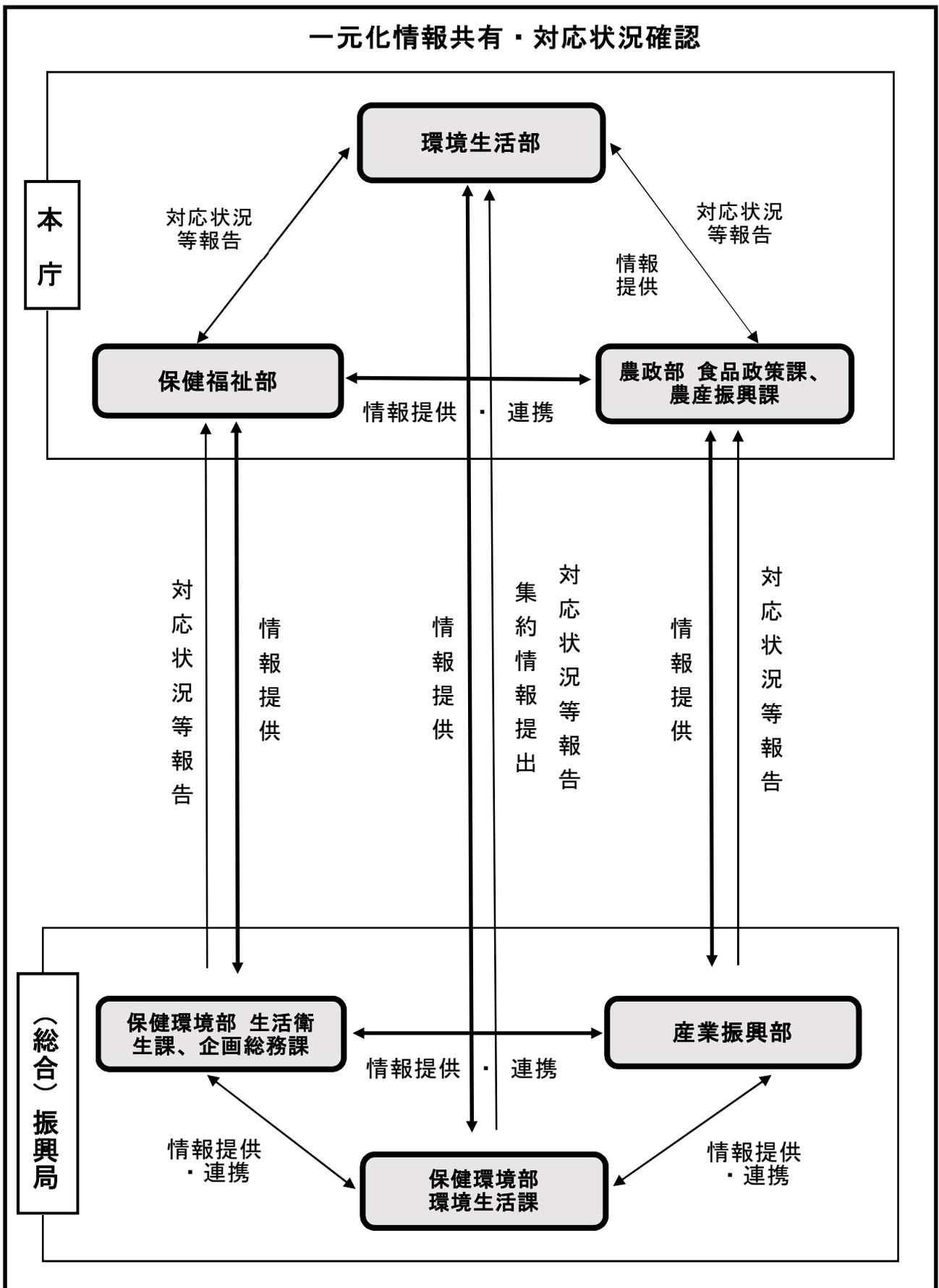
◎ 指 標

- * 消費生活安定会議幹事会食品安全部会の開催回数
平成 29 年度 毎月開催 → 毎月開催
- * 国等との情報交換会議の開催回数
平成 29 年度 毎月開催 → 毎月開催
- * 通報等に係る措置状況等の公表回数
平成 29 年度 年 4 回〈四半期ごと〉 → 年 4 回〈四半期ごと〉

◎ 主な取組

- 食品の安全・安心に関する相談・申出窓口として、「食品表示 110 番」、「食品安全相談ダイヤル」の専用電話を開設するとともに、全道の道立保健所においても道民からの相談や申出を受け付けます。
- 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有化及び一元的に管理し、適切な措置を講じるとともに、四半期ごとに通報や対応等の状況を道のホームページで公表します。
- 国等の関係機関との定期的な会議等を通じ、情報の共有化と連携を強化します。

一元化情報共有・対応状況確認



◎第4次「北海道食の安全・安心基本計画」の指標の考え方

- 指標は、計画がめざす目標を分かりやすく示すとともに、計画の推進状況を評価する際の目標の達成状況の目安となるものであり、食の安全・安心に関する施策を体系的に掲載した「第3部講じる施策」の施策区分ごとに設定しています。
- 指標は、数値等の実績が定期的に公表されるもの、把握できるものであって、食の安全・安心に関する各種施策の成果としての目標の達成水準を示すものを基本として設定しており、成果の水準を表す適切な指標の設定が困難な場合については、施策の推進等の状況を示すものを設定しています。
- 指標の目標年度は、原則として本計画の目標年度である平成35年度としていますが、北海道総合計画をはじめとする関連計画等において、既に目標値が設けられている場合などで目標年度が異なるほか施策の内容などから平成35年度における目標値の算定が困難な場合は、関連計画等における目標年度及び目標値によることとしています。
- 設定している指標について、本計画の策定後において、関連計画等の改定などにより新たな目標年度や目標値が定められた場合は、当該目標年度や目標値は本計画のそれとみなすこととします。

参 考

指標一覽
用語解説
資 料

指 標 一 覧

施策区分	番号	指 標 名	現 状 値		目 標 値	指 標 の 説 明
			数 値	年 度		
第 1 食の安全・安心のための基本的施策の推進	1 情報の提供					
	1	食に関するメールマガジンの発行	月 2 回 発行	H29 年度	月 3 回 発行	食に関する情報を提供する道発行のメールマガジンの発行頻度
	2	食に関するメールマガジンの登録者数	6,231 人	H29 年度	8,000 人	食に関するメールマガジンの読者となる登録者数
	3	北海道農業・農村情報誌(コンファ)への掲載	毎号掲載	H29 年度	毎号掲載	道が発行する情報誌(コンファ)を活用した食の安全・安心に関する情報の掲載頻度
	2 食品等の検査及び監視					
	4	北海道食品衛生監視指導計画に基づく立入検査の実施率	97%	H29 年度	100%/年	食品衛生法に基づき、道が毎年度策定する監視指導計画の立入検査予定数に対する実施件数の割合
	3 人材の育成					
	5	農薬指導士の認定数	2,092 人	H29 年度	2,000 人	農薬の使用に関し、一定の知識を習得した者を農薬指導士として道が認定する数
	6	北海道らしい食づくり名人の登録数のうち伝承名人の割合	28.9%	H29 年度	50%	地域特性を活かした食づくりに関し、高度な知識や技術を持つ人を道が食づくり名人として登録する数のうち、伝承名人の割合
	4 研究開発の推進					
7	食の安全・安心を支える生産技術の普及計画課題数	20 課題	H29 年度	20 課題	食の安全・安心に関し実施する農業改良普及センターにおける普及計画の実施課題数	
5 緊急事態への対処等に関する体制の整備等						
8	食に関する危害情報の伝達訓練の実施回数	1 回	H29 年度	1 回/年	緊急事態の内容に応じて異なる初動対応の体制を迅速に立ち上げるための訓練回数	
第 2 安全で安心な食品の生産及び供給	1 食品の衛生管理の推進					
	9	国際水準のGAP(JGAP・ASIAGAP)の認証農場数	148 農場	H29 年度	350 農場	国際水準のGAP(JGAP・ASIAGAP)の認証を取得している農場の数
	10	HACCP手法による衛生管理導入施設数	1,367 施設	H29 年度	2,250 施設	HACCPに沿った衛生管理を実施している施設数
	2 農産物等の安全及び安心の確保					
	(1)クリーン農業及び有機農業の推進					
	11	YES!clean 農産物作付面積	18,390ha	H29 年度	27,000ha	YES!clean 農産物表示制度に基づく農作物作付面積
	12	有機農業の取組面積	4,064ha	H29 年度	6,500ha	有機農業に取り組む面積
	(2)遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止					
	13	開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査回数	1 回	H29 年度	1 回/年	農家や試験研究機関の遺伝子組換え作物の開放系における栽培計画を把握するための調査回数

施策区分	番号	指標名	現状値		目標値	指標の説明
			数値	年度		
第2 安全で 安心な 食品の 生産及 び供給	2 農産物等の安全及び安心の確保					
	(3)家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止					
	14	鳥インフルエンザの検査羽数(サーベイランスの実施)	4,120 検体	H29 年度	4,110 検体 /年	家きん飼養農場における鳥インフルエンザ検査の検体数
	15	監視伝染病に関する防疫演習の実施	14 か所	H29 年度	14 か所/年	家畜伝染病予防法に規定される監視伝染病に関する防疫演習の実施か所数
	3 水産物の安全及び安心の確保					
	(1)生鮮水産物の鮮度の保持					
	16	屋根付き岸壁を有する漁港数 (1種、2種漁港)	10 港	H29 年度	13 港	鮮度保持などの向上が図られる屋根付き岸壁を有する漁港の整備か所数
	(2)貝類の安全確保					
	17	貝毒検査の実施海域数	全道 19 海域	H29 年度	全道 19 海域 /年	貝毒に関し、生産者による自主検査のほか、道の行政検査を定期的実施する海域数
	4 生産資材の適正な使用等					
	(1)農薬の適正な使用等					
	18	農薬販売業者等の立入検査件数	123 件	H29 年度	140 件/年	農薬取締法に基づく道の立入検査件数
	(2)動物用医薬品の適正な使用等					
	19	動物用医薬品販売店舗立入検査件数	173 件	H29 年度	150 件/年	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、道が実施する動物用医薬品販売店舗への立入検査数
	20	飼育動物診療施設立入検査件数	88 件	H29 年度	90 件/年	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、道が実施する飼育動物診療施設における動物用医薬品に関する立入検査件数
	(3)飼料及び飼料添加物の適正使用と良質な飼料の確保					
	21	飼料製造・販売業者等への立入検査件数	161 件	H29 年度	150 件/年	飼料安全法に基づく道の立入検査件数
	22	飼料自給率	55%	H28 年度	63%	家畜を一定期間飼養するために消費した飼料量に対する経営内で調達した飼料量の割合
	5 生産に係る環境の保全					
	(1)農用地の土壌汚染の防止					
	23	特殊肥料生産業者等の立入検査件数	34 件	H29 年度	30 件/年	肥料取締法に基づき、道が実施する特殊肥料の生産業者等に対する立入調査件数
	(2)水域環境の保全					
24	公共用水域の環境基準達成率	92.0%	H29 年度	100%	環境基準の類型あてはめをしている公共用水域(河川、湖沼、海域)のうち、環境基準(BOD 又は COD)を達成した水域の割合	
(3)地下水の汚染の防止						
25	地下水の環境基準達成率	64.0%	H29 年度	100%	地下水水質常時監視の概況調査及び継続監視調査における調査地点のうち、環境基準を達成した地点の割合	

施策区分	番号	指標名	現状値		目標値	指標の説明
			数値	年度		
第3 道民から信頼される表示及び認証の推進	1 適正な食品の表示の促進等					
	(1)食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進					
	26	道産食品登録制度の登録数	377品	H29年度	450品	道産原料を使用し、道内で製造・加工された加工食品を登録する道産食品登録制度の登録数
	27	道産食品モニターの配置数	46人	H29年度	46人	道産食品の表示状況の調査等のほか、表示のあり方などの意見提言を行うモニターの数
	(2)食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進					
	28	道内のトレーサビリティの取組事例数	42事例	H29年度	100事例	食品のトレーサビリティの取組を行っている事例数
第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等	2 道産食品の認証制度の推進					
	29	道産食品独自認証制度の認証数	59品	H29年度	100品	高いレベルの安全・安心と優れた個性を有する道産食品を認証する「道産食品独自認証制度（きらりっぶ）」の認証数
第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等	1 情報及び意見の交換等					
	30	リスクコミュニケーションの開催テーマ数	5テーマ	H29年度	5テーマ/年	食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションの開催テーマ数
	2 食育及び地産地消の推進					
	(1)食育の推進					
	31	朝食を毎日食べている小・中学生の割合	小学校6年生	H29年度	小学校6年生	朝食を毎日食べている小・中学生の割合
			84.4%		100%	
	32	栄養バランスの改善	野菜類（成人1日当たり摂取量）	H28年度	350g以上	健康づくりの目安となる野菜、食塩の1日当たり摂取量
			272g		8g以下	
	32	食塩（成人1日当たり摂取量）	10g			
	33	食育推進計画を作成している市町村数	100市町村	H29年度	全市町村	食育基本法に基づく市町村食育推進計画を策定した市町村数
	(2)地産地消の推進					
	34	学校給食における地場産物の活用状況（食品数ベース）	45.1%	H29年度	50%	学校給食における食品数に対する地場産の食品数
	35	北海道米の道内食率	86%	H29年度	85%以上	北海道における米消費量のうち北海道米の割合
36	道民の小麦需要に対する道産小麦活用率	43% （概算値）	H29年度	50%	北海道の小麦需要に対する道内における道産小麦の製粉量の割合	
37	6次産業化の取組		H28年度	3,800件	6次産業化の取組事業体数	
	取組事業体数	3,770件				
	年間販売金額	2,207億円				
38	グリーン・ツーリズム関連施設数	2,635件	H29年度	2,700件	グリーン・ツーリズム関連施設数の開設件数	

施策 区分	番号	指 標 名	現 状 値		目 標 値	指 標 の 説 明
			数 値	年 度		
	3	道民からの申出				
	39	消費生活安定会議幹事会食品部 会の開催回数	毎月開催	H29 年度	毎月開催	食の安全・安心に係る道民からの通報等に関 する庁内会議の開催回数
	40	国等との情報交換会議の開催回 数	毎月開催	H29 年度	毎月開催	国等関係機関との情報交換会議の開催回数
	41	通報等に係る措置状況等の公表 回数	年 4 回 (四半期 ごと)	H29 年度	年 4 回 (四半期 ごと)	道が受理した食の安全・安心に係る通報等の 受理、措置状況等の公表回数

用 語 解 説

(五十音順、アルファベット順)

○ 愛食運動

北海道や道内生産者団体、消費者団体など関係者が一体となって取組を進めている「道産食品を愛用しよう」という趣旨の運動。地産地消、食育、スローフード運動の取組を総合的に普及啓発し、食に対する考え方などを見直す道民運動として展開されている。

○ 愛食の日

道民と行政や関係機関が一体となって、地産地消、食育などを総合的に進める「愛食運動」を具体的に推進していくため、道民の購買行動に直接結びつく仕組みとして、平成16年度に、毎月第3土・日曜日を「愛食の日」と制定したもの。

○ アニサキス

アニサキスは海洋に生息するほ乳類を終宿主としこれらの胃に寄生する線虫であり、海産魚やイカの体内で第3期幼虫となる。アニサキスの第3期幼虫が寄生した海産魚やイカを生で食べた場合、ヒトの胃壁や腸壁に刺入して、みぞおちの激しい痛みなど（アニサキス症）を引き起こすことがある。我が国では、刺身や寿司など、生の海産魚介類を食べる習慣があるため、特にアニサキス類による食中毒に注意することが必要である。

○ YES!clean 表示制度

道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など、一定の基準を満たした生産集団が生産・出荷する農産物に、「YES!clean マーク」を表示し、併せて化学肥料や化学合成農薬の成分使用回数などの栽培情報を消費者に知らせる道独自の表示制度で、「北のクリーン農産物表示要領」に基づくもの。

○ 遺伝子組換え作物

遺伝子組換え技術（ある生物がもつ有用な遺伝子を取り出して、他の生物に導入することにより新たな性質を加える技術）を用いて作出した作物のこと。特定の害虫や病気に強い作物や機能性成分を高めた作物等が開発されている。遺伝子組換え作物については、国の安全性審査を経て問題がないと判断されたもののみが食品や飼料として国内で流通可能となっており、平成30年1月21日現在、販売・流通が認められている作物は、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、てんさい、アルファルファ、パパイアの8種類320品種。

また、国において安全性が確認された遺伝子組換え農産物（8品目）及びこれを原材料とする加工食品（33品目）については、食品表示法に基づき、原則、遺伝子組換え食品である旨の表示が義務付けられている。

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療機器の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的として、昭和35年に制定された法律。動物用医薬品等については、品質、動物に対する有効性及び安全性の確保に加え、食用動物用の医薬品については畜水産食品への残留を防止するため、品目ごとに製造（輸入）承認や再審査等を実施し、製造や輸入販売の許可などの必要な規制を行うとともに、食用動物に対しては基準を定めて使用を規制している。

○ 牛海綿状脳症（BSE）

家畜伝染病予防法で指定されている監視伝染病の一つ。脳の組織に空洞ができ、スポンジ（海綿）状になるため、音や接触に対し過敏な反応を示し、病状が進むと運動失調などの中枢神経症状を呈し、死に至る。原因は異常プリオンタンパク質と考えられている。

○ 栄養教諭

「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」教員。その専門性を生かし、食に関する指導における全体計画作成や実践等で中心的な役割を果たすとともに、学校給食の管理において、栄養管理や衛生管理等に取り組み、学校内における教職員間及び家庭や地域との連携・調整で要としての役割を果たす。「栄養教諭」制度（栄養教諭普通免許状〔専修、一種、二種〕を新設）は、平成16年に創設され、平成17年度から施行された。

○ 栄養士・管理栄養士

栄養士は、栄養士法に定められる資格で、栄養の指導に従事することを業とする者で、厚生労働大臣の指定した栄養士養成施設あるいは管理栄養士養成施設において必要な知識及び技能を修得し、都道府県知事の免許を受けたものを指す。

管理栄養士は、厚生労働大臣が行う管理栄養士国家試験に合格し免許を受けたものを指す。管理栄養士国家試験の受験資格は、栄養士の免許を受けた後、修了した栄養士養成施設に応じた一定期間の栄養の指導に従事した者又は管理栄養士施設を修了した者とされている。

○ エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、堆肥等による土づくりと、化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減を一体的に行う、環境保全に配慮した農業生産方式を導入する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた農業者。

○ オホーツク圏地域食品加工技術センター

オホーツク圏の農水産資源を活用した食品工業の振興や加工技術力の向上を図るため、道が、平成6年4月に開設した機関。道総研食品加工研究センターや各種研究機関、大学等とも連携しながら、地域のニーズに対応した食品加工に関する試験研究や検査分析、機器の開放並びに技術指導などの業務を実施している。

○ 家畜伝染病予防法

家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止をすることにより、畜産の振興を図ることを目的に昭和26年に制定された法律。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止をするための検査、家畜伝染病の患畜等の届出、殺処分等の措置について規定するとともに、家畜及び畜産物の国際流通に起因する家畜の伝染性疾病の伝播を防止するための輸出入検疫について規定している。

○ 家畜の着地検査

輸出家畜による伝染性疾病の侵入を未然に防止するため、輸入検疫後に行う隔離飼養等の防疫措置のこと。輸入動物（偶蹄類の動物及び馬、鶏、うずら、だちょう、七面鳥、あひる、がちょう、その他かも目の鳥類）については、「動物の輸出入に係る検疫要領の制定について」により、輸入に先立ち動物検疫所等に輸入検査申請書等を届け出るほか、臨船（機）検査、係留施設での輸入検査を経て輸入検疫証明書が交付される。輸入検疫証明書が交付された動物（家畜）は、特殊なものを除いて、仕向け先の都道府県の家畜保健衛生所の管轄下におかれ、原則として3か月間の着地検査が行われる。

○ 環境基準

環境基本法に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で、維持されることが望ましい基準として定められたものであり、現在、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音に係る基準が定められている。公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質汚濁に係る環境基準には、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）があり、健康項目はカドミウムなど27項目が全国一律の基準値として設定され、生活環境項目はBODなど12項目について、水域の利用目的等に応じた類型と基準値が設定されている。また、地下水の水質汚濁に係る環境基準には、健康項目として、カドミウムなど28項目が全国一律の基準で設定されている。

○ 環境保全型農業直接支払交付金

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する制度。

○ 監視伝染病

家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病（法定伝染病）と農林水産省令（家畜伝染病施行規則）に定める届出伝染病の総称。家畜伝染病として28種、届出伝染病として71種の伝染性疾病が定められている。

○ カンピロバクター

カンピロバクター属菌による食中毒は、我が国で発生している細菌性食中毒の中で、近年、発生件数が最も多い食中毒である。生や半生、加熱不十分な鶏肉等が原因で発生し、下痢、腹痛等の症状のほか、感染して数週間後に手足の麻痺や呼吸困難等を起こすギラン・バレー症候群を発症することがあるとされる食中毒菌である。

○ 北のめぐみ愛食レストラン

道内の外食店や宿泊施設のうち、道産食材を使用したこだわり（自慢）料理の提供を通じて、北海道産食材の積極的な利用や食材の素晴らしさをお客様に伝える地産地消（愛食運動）に取り組むお店を「北のめぐみ愛食レストラン」として北海道が認定している。

○ グリーン・ツーリズム

農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ余暇活動。受入れ側となる農村の対応には、ファームイン、ファームレストラン、直売所、観光農園、市民農園等の取組がある。

○ クリーン農業

堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心で品質の高い農産物の生産を進める農業。

○ 公共用水域の常時監視

道では、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質の汚濁の状況を監視している。水質の測定は、道、北海道開発局、道内関係市で分担して実施。測定結果は、毎年度、「公共用水域の水質測定結果」として取りまとめ、公表している。

○ 交雑混入防止措置基準

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」に基づき、栽培する遺伝子組換

え作物と同種の一般農作物及び交雑する可能性のある野生植物との交雑を防止するため、隔離すべき距離などの基準を設けるほか、一般作物の種子又は収穫物との混入を防止するための措置等を定めたもの。

○ 口蹄疫

家畜伝染病予防法で指定されている監視伝染病の一つ。急性熱性伝染病で、偶蹄類動物（牛、水牛、しか、めん羊、山羊、豚、いのしし）に感染する。口蹄疫ウイルスは感染動物やその汚染物によって直接、間接の接触によって伝播する。さらに地域が濃厚汚染地帯になると空気伝播も起こる。発病動物には口の周囲、舌、蹄部に水疱が見られ、成畜でも採食障害や歩行障害によって著しく生産性が低下する。感染反芻獣の中には回復後に食道や咽頭部で常にウイルスが増殖するキャリアー化が起こることもあり、キャリアーは感染源になる。牛では最長2年半に及ぶキャリアーの報告があるが、豚ではキャリアー化はしないものの、潜伏期間が牛よりも長く、その間にウイルスが排泄され、感染後のウイルス排泄量が牛より100～2000倍多い。このため豚に口蹄疫が浸入するとその撲滅は非常に困難になる。

○ 高病原性鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザのうち、発症すると致死率が100%に近く、全身症状など鳥に対して特に高い病原性を示す特定のウイルスによる疾病。なお、わが国では主にH5亜型、H7亜型のタイプのうち、高病原性のものが家畜に感染した場合を高病原性鳥インフルエンザとしている。

○ コントラクター

農作業機械と労働力を有して、農家から農作業を請け負う組織。農業者による営農集団や農協のほか、民間企業等によるものがある。

○ サーベイランス

疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視し、疾病対策に必要な情報を得るとともに、結果を迅速かつ定期的に活用すること。または、化学物質などの汚染の実態を分析・調査すること。

○ 残留農薬

農作物等の栽培又は保存時に農薬が使用された場合に、農作物等や環境中に残る農薬又はその代謝物をいう。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないよう、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」において食品に残留する農薬などの量の限度(残留農薬基準)が定められている。残留農薬基準を超えて農薬が残留する食品は、食品衛生上の危害を除去するために必要な範囲で販売禁止などの措置がとられる。

○ 自衛防疫組織

農業者などが自ら家畜伝染病の自主的防疫を進めるための組織をいう。

○ 指導農業士制度

次代の農業の担い手として積極的な意欲と能力を有する者の育成指導や地域農業の振興等に対する助言、協力を行う優れた農業者を北海道指導農業士として北海道が認定する制度。

○ 獣医師法

獣医師の任務や資格などについて規定するため、昭和24年に制定された法律。獣医師は、飼育動物（一般に人が飼育する動物）に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、併せて公衆衛生の向上に寄与するものとされている。獣医師になろうとする者は、獣医師国家試験に合格し、かつ、農林水産大臣の免許を受けなければならない。

○ 獣医療法

飼育動物の診療施設（獣医師が飼育動物の診療の業務を行う施設）の開設及び管理に関し必要な事項並びに獣医療を提供する体制の整備のために必要な事項を定めること等により、適切な獣医療の確保を図ることを目的とし、平成4年に制定された法律。診療施設の開設の届出（農林水産省令で定める基準に適合しているか）や診療施設の管理、診療施設の使用制限命令などについて規定されており、その構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容につき遵守すべき事項については、農林水産省令で定められている。

○ 重金属

金、白金、銀、銅、水銀、鉛、鉄、カドミウムなど、比重が4～5以上の比較的重い金属の総称。鉄、亜鉛、マンガンなどは農作物が生育する上の必須元素であるが、水銀、カドミウムなどは人体への毒性が強く注意を要する。

○ 食クラスター

食の分野において、食に関わる幅広い産業（産）と大学や試験研究機関、関係行政機関、金融機関などの関連機関（学官金）が、オール北海道で、今まで以上に緊密に連携・協働できる体制を整備し、北海道ならではの食の総合産業を構築しようとする取組のこと。

○ 食生活改善推進員

正しい知識と技術を持って、自らよりよい健康生活の実践者となり、その上で地域の実情に即した効果的な手段で「私たちの健康は私たちの手で」の精神にのっとり、住民参加を促し、継続的に食生活改善を中心とする組織的な活動を進めているボランティアのこと。平成16年4月に全国食生活改善推進員団体連絡協議会で「食育宣言」を行い、食育アドバイザーとして全国で活動している。

○ 飼養衛生管理基準

家畜伝染病予防法に基づき、平成16年に制定された家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理の基準。平成22年から23年にかけて、国内で発生した口蹄疫や鳥インフルエンザの経験を踏まえ、家畜伝染病の「発生予防」のため、平成23年10月1日付けで大幅改正された。この基準が守られない場合、都道府県知事は、改善勧告や命令を行うことができる。

○ 硝酸性窒素

主要な肥料成分である窒素の存在形態の一つで、水溶性の硝酸イオン（NO₃⁻）の形で存在する窒素をいう。硝酸性窒素は移動性が大きく土壤中を下降する水によって溶脱されやすい。化学肥料や家畜糞尿等を多量に施用した場合、作物による吸収や土壌微生物による分解能力を超え土壌中で多量の硝酸が生成し、溶脱して地下水汚染の原因となる。酸素の少ない状態（人体や土の中など）では容易に亜硝酸性窒素に変化する。硝酸性窒素を多量に含む水を摂取すると、人の胃の中で食品中の窒素化合物と反応して発ガン性物質であるニトロソアミンという物質を作り出すばかりでなく、血液の酸素運搬能力が低下するメトヘモグロビン血症を引き起こす場合がある。

○ 硝酸性窒素汚染防止のための施肥管理の手引

酸性窒素汚染防止のため、平成15年3月に道が作成した手引。汚染防止のための作物栽培に関する基本的な考え方を整理し、畑作、園芸、畜産（酪農）、水田の分野別に具体的な施肥管理手順を示している。

○ 食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を有し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

○ 食中毒

食品に起因する急性胃腸炎、神経障害などの中毒症の総称で、その原因物質によって微生物性食中毒、自然毒食中毒、化学物質による食中毒などに分類される。微生物性食中毒は細菌性食中毒とウイルス性食中毒に分けられ、このうち細菌性食中毒は、感染型と毒素型に分類される。感染型食中毒は、食品中に増殖した原因菌（サルモネラ属菌、リステリア、腸炎ビブリオなど）や食品に付着したウイルス（ノロウイルスなど）を食品とともに摂取した後、原因菌（ウイルス）が腸管内でさらに増殖して臨床症状を起こす。腸管出血性大腸菌やカンピロバクター属菌などは、極めてわずかな菌の付着でも食中毒を起こす。他方、毒素型食中毒は食品中で増殖した原因菌（黄色ブドウ球菌、ボツリヌス菌など）が産生した毒素を食品とともに摂取することで臨床症状を示す。自然毒食中毒は、毒キノコ、フグ毒、かび毒などが原因物質となって起きる。

○ 食品衛生管理者、食品衛生責任者、食品衛生指導員

食品衛生管理者とは、食品衛生法に基づき、製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物の製造又は加工を衛生的に管理するため、営業者が施設ごとに配置する専任の者、食品衛生責任者とは、都道府県などが定める条例に基づき、営業者が食品営業施設又はその部門ごとに配置する食品衛生に関する責任者、食品衛生指導員とは、公益社団法人北海道食品衛生協会長から委嘱され、食品関係営業者の自主管理体制の確立と消費者に対して普及啓発を行う者をいう。

○ 食品衛生法

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とした法律。食品営業の他、食品、添加物、器具、容器包装等を対象に飲食に関する衛生について規定している。

○ 食品添加物

食品衛生法において、「食品添加物」とは、食品の製造の過程において使用されるもの、又は食品の加工若しくは保存などの目的で添加、混和などの方法により使用されるものと定義されている。食品添加物は、食品とともに人が摂取するものであり、安全性が十分確認されたものであることが必要である。このため、食品添加物は食品衛生法に基づき「人の健康を損なうおそれのない場合」として厚生労働大臣が定める（指定する）もの以外は原則として使用が認められない。

○ 食品表示法

食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とし、従前の食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示に関する規定を統合して、平成25年6月に制定・公布、平成27年4月に施行された。

○ 食品防御（フードディフェンス）

人の健康や食品に悪影響を及ぼす病原微生物、毒物、金属片等の異物の意図的な混入から、国民や食品を守る対策のこと。

○ 飼料添加物

飼料添加物とは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において、①飼料の品質の低下の防止、②飼料の栄養成分その他の有効成分の補給、又は③飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進

を図るために、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられるもので、農林水産大臣が指定するものと定義されている。飼料添加物には、アミノ酸、ミネラル、酵素、抗菌性物質などがあるが、個々の成分規格並びに製造などの方法及び表示の基準が定められており、これに適合しないものは飼料に添加することができない。

○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産の生産の安定に寄与することを目的として、昭和 28 年に制定された法律。飼料又は飼料添加物についての製造、保存、使用、表示等の基準・規格の制定や基準・規格に適合しない飼料の製造等の禁止などを規定している。

○ 水産エコラベル

環境と調和した持続可能な漁業により漁獲された水産物に与えられる認証のこと。欧米では、FAO（国際連合食糧農業機関）のガイドラインに基づき海洋管理協議会（Marine Stewardship Council 本部：イギリス）が与えるMSC認証が有名。日本においては平成 19 年 12 月、MEL（マリンエコラベル）ジャパンが発足し、生態系の保全のみならず、漁業調整など日本の漁業特性を加味した審査により認証をえる制度がスタートしている。

○ 水質汚濁防止法

工場等から公共用水域に排出される水の排出や地下に浸透する水の浸透を規制することなどによって公共用水域や地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的として、昭和 45 年に制定された法律。工場等からの排水規制（排水基準、特定施設の届出、改善命令等）、有害物質の地下浸透規制、生活排水対策、水質の汚濁状況の常時監視、損害賠償における事業者の無過失責任等について規定している。

○ スクリーニング検査

迅速に実施可能な手技を用いて対象とする物質等を暫定的に選び出すことをいう。スクリーニング検査の結果は決定的なものではなく、その後の詳細な検査等により結論が出される。科学分野における有用物質の選抜や医療分野における集団検診、BSE検査など、幅広い分野で使われている。

○ 地下水の常時監視

道では、水質汚濁防止法に基づき、地下水の水質の汚濁の状況を監視し、地下水の汚染を早期に発見するとともに、汚染範囲や経年変化等を把握している。水質の測定は、道、北海道開発局、政令市（札幌市、旭川市、函館市）で分担して実施。測定結果は、毎年度、「地下水の水質測定結果」として取りまとめ、公表している。道による測定において、飲用井戸の汚染が判明した場合は、（総合）振興局から井戸所有者のほか関係市町村、関係保健所に通知され、必要な指導が行われている。

○ 地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費すること。道内各地で生産者による新鮮な地場産品の直売や生産者等と消費者の交流活動など、多様な取組が展開されている。

○ 腸管出血性大腸菌O157

人や動物の腸管の常在菌である大腸菌のうち、ベロ毒素（志賀毒素）を産生する種類の一つをいう。感染による患者数こそ多くはないが、特に乳幼児や高齢者などは重症化の危険性があり溶血性尿毒症候群を併発し、意識障害に至ることもある。この細菌は、動物の腸管内に生息し、糞尿を介して食品、飲料水を

汚染することにより、人の感染症や食中毒の原因となっており、国内で散発している。少量でも発病することがある。加熱や消毒処理には弱い。

○ TMRセンター

TMRの調製・農家への配送を行う組織のこと。併せて、草地管理や自給飼料の共同調製・貯蔵などを行う組織もある。

※TMR（完全混合飼料：Total Mixed Ration）

乳牛が必要とする栄養素（粗飼料と濃厚飼料）がバランスよく配分されている飼料のこと。飼料成分が均一であるため、第一胃内の発酵を安定させることができ、乳量、乳質を高位に安定させ消化器系の疾病を減らし、繁殖成績を向上させる働きがある。

○ 道産食品登録制度

北海道の豊かな自然環境の下で生産された農産物等の原材料を使用して、道内で製造・加工された道産食品を登録する仕組みとして、道が平成18年1月から始めた制度。道産原材料については、北海道産（記載可能なものは市町村名やその他一般に知られた地名）と表示することや、商品形態については、最終の出荷形態と消費者の入手形態は同一のものであること等が要件となっている。商品には登録マークが付けられている。

○ 道産食品独自認証制度

北海道の豊かな自然環境や高い技術を活かして生産される安全で優れた道産食品を認証する仕組みとして、道が平成16年4月から始めた制度。平成31年1月現在で21の品目に関する認証基準が定められており、各々において、①原材料に関する基準、②生産情報の提供に関する基準、③安心に関する基準、④商品特性の評価に関する基準及び⑤官能検査の方法に関する基準が規定され、これらに適合する審査を受けることが要件となっている。「きらりっぷ」という愛称で呼ばれ、商品には認証マークが付けられている。

○ 動物由来感染症

動物から人間へうつる感染症のことであり、「人畜共通感染症」、「人獣共通感染症」などを指す。厚生労働省は人の健康問題という観点に立ち、「動物由来感染症」という言葉を使用している。

人の感染症は医学が、動物の感染症は獣医学が対応し、動物から人へ伝播する動物由来感染症については、医学と獣医学が協力して対応する。

○ 動物用医薬品

動物に使用されることが目的とされている医薬品。牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚などの病気の診断、治療、または予防などに使われるもので、その製造・販売・使用について医薬品医療機器等法で規制されている。必要に応じて、医薬品医療機器等法に基づき、その使用できる動物種、使用量、使用禁止期間などの使用基準が設定されている。また、食品衛生法に基づき、残留基準が設定され、当該基準が設定された場合、これを超えるような動物用医薬品が残留している食品は販売禁止などの措置がとられることになる。

○ 十勝圏地域食品加工技術センター

十勝圏域の農水産資源を活用した食品工業の振興や加工技術力の向上を図るため、道が、平成6年4月に開設した機関。道総研食品加工研究センターや各種研究機関、大学等とも連携しながら、地域のニーズに対応した食品加工に関する試験研究や検査分析、機器の開放並びに技術指導などの業務を実施している。

○ 特殊肥料

米ぬか、魚かすのような単純な肥料や、堆肥のような肥料の価値又は施肥基準が必ずしも含有主成分量のみならず依存しない肥料で、農林水産大臣が指定した肥料をいう。その生産や輸入に際しては都道府県知事への届出が必要とされ、堆肥や動物の排せつ物については、主要な成分の含有量などの表示事項や遵守事項が定められている。

○ 特定危険部位（SRM）

牛の体内でBSEの病原体と考えられている異常型プリオンたんぱく質が蓄積されやすい部位。日本においては、全月齢の扁桃、回腸遠位部（回腸末端2メートルまでの部分）、30か月齢超の頭部（舌及び頬肉を除く）、脊髄及び脊柱を特定危険部位としている。

○ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

農林水産消費安全技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所の3法人が統合し平成19年に発足した国の機関。フードチェーン全体を通じた食の安全と消費者の信頼確保のため、各分野が有する専門技術的知見を結集し、肥料、農薬、飼料、ペットフード、食品等に関する検査・分析等を行うとともに、食に関する情報の一元的な提供などを行っている。

○ トレーサビリティ

食品の生産、加工、流通及び消費に至る各過程において、食品の移動を把握することで、食品がどこから来てどこへ行ったか分かるようにするもの。個々の生産者・食品事業者が、何を、いつ、どこから入荷し、どこへ出荷したかを記録し、それを保存することにより、問題が発生した場合に、その発生箇所を速やかに特定し、商品を回収するなど食品の流通ルートของ 安全性を確保することなどの効果がある。

○ 肉骨粉

牛や豚などの家畜をと畜解体するときに出る、食用にならない部分や農場で死亡した家畜などをレンダリング（化製処理）した後、乾燥して作った粉末状のもの。主に飼料や肥料及び工業用として利用された。現在では、牛から牛にBSEが蔓延したのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉などの飼料を使っていたことが原因と考えられていることから、牛などの反芻動物を原料として作られた肉骨粉は使用が禁止されている。

○ 日本農林規格等に関する法律（JAS法）

農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、農林物資の品質の改善、生産、販売等の合理化及び高度化、取引の円滑化、消費者の合理的な選択の機会の拡大によって、農林水産業及びその関連産業の健全な発展と消費者の利益の保護に寄与することを目的とした法律。通称「JAS法」。平成29年の改正により、農林水産物・食品の品質に限定されていたJAS規格の対象が、生産方法、取扱方法、試験方法にも拡大され、法律の名称も、従前の「日本農林物資の規格化に関する法律」から改正されている。

○ 農商工連携

農山漁村が有する地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

○ ノロウイルス

海水、河川水などに分布し、感染した人の腸内で増殖するが、ほかの食中毒菌と異なり、食品中では増

殖しない。感染した食品取扱者を介して二次汚染された食品の喫食や二枚貝など貝類の生食により発症することが多く、人から人への二次感染もある。ウイルスの失活には、次亜塩素酸ナトリウム (0.05~0.1%) や 85~90℃で 90 秒以上の加熱が望ましく、通常の殺菌・消毒に使用されるアルコールはあまり効果がない。少量のウイルスでも発症する。

○ 農薬指導士

農薬販売業者、防除業者、ゴルフ場事業者等の従業員及び農薬の安全・適正使用の指導に関わる地方公共団体等の職員等に対し、農薬の安全性の確保に係る研修を行い、農薬に関し一定の知識を習得した試験合格者を都道府県知事が認定したもの。農薬指導士の活動により、取扱業者及び指導者の資質の向上を図り、農薬の安全使用を推進している。

○ 農薬取締法

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的として、昭和 23 年に制定された法律。農薬の登録、使用の規制、立入検査、回収命令、行政処分等について規定している。

○ 肥料取締法

肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的として、昭和 25 年に制定された法律。肥料の登録、立入検査、回収命令、行政処分等について規定している。

○ 病害虫発生予察

病害虫の発生状況、気象、作物の生育状況等に関する調査を実施し、調査結果を解析して病害虫のその後の発生を予測し、これに基づく情報を関係者に提供すること。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護することを目的として、昭和 37 年に制定された法律。景品類の価額の最高額、総額等を制限するとともに、商品又は役務の品質、規格その他の内容・取引条件について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良又は有利であると示すことにより不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示などを防止するため、排除命令等について規定している。

○ フードチェーン

農林水産業、食品製造業、食品販売業など、食品の一次生産から販売・消費に至るまでの食品供給の行程のこと。この一連の工程（フードチェーン）の各段階で様々な要素が食品の安全性に影響を及ぼす可能性があり、食品の安全性を確保するためには、各段階で適切な対応がとられることが必要である。

○ フードマイスター認定制度

札幌商工会議所が、北海道で収穫・生産される食材についての正しい知識を身につけ、自らの食生活に生かしつつ、健康や食文化に至るまで理解を深め、「北海道の食材」を広く伝えていただくための検定試験を実施し、その合格者を「北海道フードマイスター」として認定する制度。食材と併せて北海道の第一次産業の歴史や食材の栄養についても総合的に学び、観光客へのおもてなしの向上や各産業の協業による道産食材の価値向上にも一役買う人材の育成をめざしている。

○ 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（GM条例）

遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することによって、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑及び遺伝子組換え作物の一般作物への混入を防止し、遺伝子組換え作物の開放系での栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するとともに、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図り、もって現在及び将来の道民の健康を保護するとともに、本道における産業の振興に寄与することを目的として、平成17年3月に制定された道の条例。

○ 北海道クリーン農業推進協議会

クリーン農業の取組強化を目的に、平成3年に設置された協議会。道、農業団体、経済連、市場協会、食品産業協議会、消費者協会、生協連、市・町村会、道総研など19の機関・団体で構成（事務局はJA北海道中央会）されており、クリーン農業の普及啓発や情報の収集・提供、YES!clean表示制度の運営などを行っている。

○ 北海道さっぽろ「食と観光」情報館

北海道と札幌市との連携により、JR札幌駅構内に整備した、本道の「食」と「観光」の魅力を発信する情報拠点で、この情報館には道内各地の観光パンフレットを取り揃えており、外国語対応可能な観光案内スタッフが常駐しており、また、道内各地の特産品を展示・販売するコーナーや、道産食材を使用した軽飲食を提供するコーナーなども備えている。

○ 北海道産地市場衛生管理ガイドライン

水産物流通の出発点である産地市場の衛生管理レベルの高度化をめざして、平成15年6月に本道の水産業界が策定したガイドライン。これより、業界自ら市場をチェックし、海水を滅菌する装置を導入したり、人や物の動きを制限したりする、ハード・ソフトの両面からの取組を進めている。

○ 北海道食育コーディネーター制度

食育に関する知識や経験を有する方々を「北海道食育コーディネーター」として登録し、人材の育成や課題解決のための助言・指導等を行うことによって、地域での食育の活動を支援するため、平成18年12月に創設した道の制度。

○ 北海道食品機能性表示制度

「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」における国との協議を経て、加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する制度として平成25年4月1日からスタート（愛称：ヘルシーD o）。

企業が提出する申請商品（加工食品）に含まれる成分に関する研究論文等について、道が、懇談会を設置の上学識経験者の意見を聞いて審査し、「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われた事実を認定するもの。企業は、認定商品のパッケージに認定内容を表示することとなっており、この表示により、消費者の高まる健康ニーズに対して的確な情報が提供されるほか、認定商品のブランド化・差別化が図られ、道内食産業の振興につながる。

○ 北海道食の安全・安心委員会

北海道食の安全・安心条例の規定に基づき、食の安全・安心に関する重要事項を調査審議するために設置した知事の附属機関。委員会は、学識経験者や消費者・生産者等から知事が任命する15人以内の委員で組織され、委員会には、特別の事項を調査審議する専門部会（委員及び特別委員）を置くことができるものとされている。

○ 北海道食の安全・安心条例

食の安全・安心に関し、基本理念を定め、道及び生産者等の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的として、平成17年3月に制定された道の条例。

○ 北海道食の安全・安心推進本部

北海道食の安全・安心条例に基づく幅広い施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年4月に設置された道の本部。知事を本部長とし、関係各部、教育庁の部長クラスで構成され、食の安全・安心に関する重要事項について協議し、全庁的な連携を図る。なお、各（総合）振興局にも、食の安全・安心に向けた具体的な取組を道本部とも連携しながら地域の実情に応じて効果的に進める体制として、（総合）振興局長を本部長とする地方本部を整備している。

○ 北海道食品衛生監視指導計画

都道府県等が実施する食品衛生法等に基づく監視指導等について、国が定めた「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」を踏まえて、北海道知事が毎年度定める計画。

○ 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区

全国で唯一の「食」をテーマとした国際戦略総合特区であり、札幌・江別、帯広・十勝、函館の3エリアが相互連携し、生産から販売に至るまでの付加価値向上による食のバリューチェーン形成を図り、東アジアの食の研究開発・輸出拠点化をめざしている。

○ 北海道らしい食づくり名人

地域で栽培される機会が少なくなった昔ながらの農産物や地域が誇るこだわりの加工品、郷土料理など、地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行っているとして登録された方々。この「北海道らしい食づくり名人登録制度」は、道が平成17年度に創設したもので、名人の持つ「技」などをホームページで紹介している。

○ ポジティブリスト（制度）

ポジティブリストとは、原則すべてが禁止されている中で、禁止されていないものを一覧表に示したものを指し、原則自由の中で禁止しているものだけを一覧表にするネガティブリストの対義語。

平成15年の食品衛生法の改正により、平成18年5月から、農薬、動物用医薬品、飼料添加物（以下「農薬等」という。）について、ポジティブリスト制度が導入され、残留基準が設定された農薬等についてはその量を、設定されていない農薬等については健康を損なうおそれがない量を超えて含まれる食品の流通が禁止されている。

○ マイナー作物

全国の年間総出荷量が3万トン以下の作物を指す。使用できる農薬の種類が少ないことから、安定的な生産に支障を来すことが懸念されている。なお、道では、農薬登録に向けた試験を実施しており、この取組により、マイナー作物に対応した農薬登録を推進している。

○ 無視できるBSEリスクの国

国際獣疫事務局（OIE）において、次の項目を全て満たした国に対して、国際的なBSEの安全性格付け（BSEステータス）の最上位である「無視できるBSEリスク」の国として認定される。①リスク査定が実施され適切な特別措置によるリスク管理が定められた期間実行された。②7年間にわたって発生動

向調査の評点目標を達成した。③全ての国内発生例が11年以上前に生まれたものである。④8年間にわたって反芻動物由来の肉骨粉も脂肪粕も反芻動物に給餌していないことを証明した。

○ 無登録農薬

登録農薬（農薬取締法に基づき我が国で登録され、容器や包装に登録番号等の表示があるもの）もしくは特定農薬（国が指定した食酢、重曹、使用場所と同一の都道府県内で採取された天敵）以外の農薬のこと。無登録農薬を農薬として販売、使用した場合は、農薬取締法違反として罰則の対象となる。

○ 藻場・干潟

藻場とは、浅海域で海藻が繁茂している場所あるいはそれらの群落の名称。干潟とは、干潮時に露出する砂泥地。藻場・干潟とも、多様な生物の生息場となっており、生物生産に大きな役割を果たしているほか、環境の保全や環境学習を提供する場としてなど、多面的な機能を有している。

○ 有機JAS

多年生作物は過去3年以上、野菜や米なら過去2年以上、農薬や化学肥料を全く使っていない農地での栽培など有機JAS規格を満たした農産物・加工食品に有機JASマークを付す制度である。規格には有機農産物、有機畜産物、有機加工食品がある。

○ 有機性廃棄物

わら類、家畜ふん尿、畜産物残さ（食肉加工段階で発生する骨、脂肪等の残さ）、樹皮、おがくず（木材加工時の木粉）、木くず、木竹類（剪定枝、芝刈りくず等）、動植物性残さ（食品製造業から発生する搾汁粕、野菜くず等の残さ）、食品産業汚泥、下水道汚泥、集落排水汚泥、浄化槽汚泥、し尿、生ごみ等を有機性資源といい、これらを廃棄するものを有機性廃棄物と総称する。

○ 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。「有機農業の推進に関する法律」第2条で定義されている。

○ リスク管理

リスク評価の結果を踏まえて、すべての関係者と協議しながら、技術的な実行可能性、費用対効果、市民感情などの様々な事情を考慮した上で、食品が人の健康に悪影響を及ぼす危険性（リスク）を低減するための適切な施策・措置（規格や基準の設定など）を決定し、実施すること。例えば、BSEに関しては、除去すべき牛の部位が規定されており、農薬については、農作物の生産性向上と人へのリスクについて考慮し、使用基準や食品における残留基準が設定されている。

○ リスクコミュニケーション

リスク評価の結果やリスク管理の方法について情報を共有しつつ、リスク評価者、リスク管理者、消費者、生産者、事業者、研究者、流通、小売などの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。意見交換会や意見募集等によって行われる。

○ リスク評価

食品中に含まれる人の健康に悪影響を及ぼす原因となる物質（危害要因）を摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを科学的に評価すること。例えば、食品添加物について、人が一生にわたって毎日摂取し続けたとしても健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量を、動物を用いた毒性試験等により設定すること。

○ 6次産業化

第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと。

○ GAP（ギャップ：農業生産工程管理）

Good Agricultural Practice の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組で、「工程管理に基づく品質保証」の考え方を農業現場に応用し、食品事故などの問題を農場が起こさないよう未然に防ぐ農場管理の手法。

GAPの実施は、食品事業者等の信頼を確保する上でも有効な手法となるほか、生産管理の向上、効率性の向上、農業者自身や従業員の経営意識の向上につながるといった効果がある。

○ HACCP（ハサップ：危害要因分析重要管理点方式）

Hazard Analysis and Critical Control Point の略で、食品の衛生管理手法の一つ。危害要因分析重要管理点方式ともいう。製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つ製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法であり、危害要因分析、CCP（重要管理点）、CL（管理基準）、モニタリング、改善措置、検証、記録の7原則から成り立っている。平成30年6月、食品衛生法が改正され、原則すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を導入することとなった。

○ IPM（アイピーエム：総合的病害虫管理）

Integrated Pest Management の略で、総合的病害虫管理又は総合的病害虫・雑草管理と訳される。人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減あるいは最小にする水準にとどめるものである。具体的には、病害虫の発生予察情報等に基づき、耕種的防除（伝染源植物除去や輪作等）、生物的防除（天敵やフェロモン等の利用）、化学的防除（農薬散布等）、物理的防除（粘着板や太陽熱利用消毒等）を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、そのレベルを持続させることを目的とする病害虫・雑草管理手法である。

IPMの基本的な実践方法としては、病害虫・雑草の発生しにくい環境を整え、防除の要否及びそのタイミングを適切に判断し、多様な防除手段の中から、適切な手段を選択して実施することとしている。

○ SDGs（エスディーゼーズ：持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goals の略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むこととしている。

資 料

「第4次北海道食の安全・安心基本計画」策定の経過等

1 計画策定の経緯

北海道では、北海道食の安全・安心条例第9条第1項の規定に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成26年3月に「第3次北海道食の安全・安心基本計画」を策定。

第3次計画が平成30年度で計画期間が満了することから、食をめぐる情勢の変化に対応するため、本計画を見直しすることとした。

2 主な策定経過

- | | |
|-------------|--|
| 平成30年11月21日 | 第2回北海道食の安全・安心委員会 |
| | ・ 知事から同委員会に対して「第3次北海道食の安全・安心基本計画」の策定について諮問 |
| | ・ 第4次基本計画（素案）について審議 |
| 11月29日 | 道民からの意見募集（12月28日まで） |
| | ・ 延べ16件の意見提出 |
| 平成31年2月7日 | 第3回北海道食の安全・安心委員会 |
| | ・ 第4次基本計画（案）について審議 |
| 2月12日 | 北海道食の安全・安心委員会から知事に対して答申 |

食 政 第 5 7 9 号
平成30年11月21日

北海道食の安全・安心委員会
会 長 横 田 篤 様

北海道知事 高 橋 はるみ

第4次「北海道食の安全・安心基本計画」について（諮問）

このことについて、北海道食の安全・安心条例（平成17年北海道条例第9号）第9条第4項の規定に基づき、次のとおり貴委員会に意見を求めます。

記

（諮問理由）

北海道食の安全・安心条例第9条第1項の規定に基づく、第4次「北海道食の安全・安心基本計画」を定めるに当たり、貴委員会の意見を求めるものです。

平成31年2月12日

北海道知事 高橋 はるみ 様

北海道食の安全・安心委員会
会長 横田 篤

第4次「北海道食の安全・安心基本計画」について（答申）

平成30年11月21日付け食政第579号で諮問がありましたこのことについて、当委員会で審議をした結果、第4次「北海道食の安全・安心基本計画」（案）の内容は、おおむね適当と認めます。

なお、本計画の推進に当たっては、次の事項に十分配慮してください。

記

- 1 計画に基づく施策を効果的に推進するため、計画の内容を道民に十分に周知し、行政、生産者、食品関連事業者、消費者が相互に連携・協働して積極的な取組が行われるよう配慮すること。
- 2 計画の進捗状況をフォローアップするとともに、消費者、生産者、食品関連事業者に対し、食の安全・安心に関する情報や施策の実施状況などについて正確で分かりやすく提供し、これら関係者との意見交換を進め、その意見や要望、また食の安全・安心に係る情勢の変化などを施策に反映するよう努めること。

北海道食の安全・安心条例

平成 17 年 3 月 31 日北海道条例第 9 号
改正 平成 21 年 3 月 31 日北海道条例第 15 号
改正 平成 22 年 6 月 29 日北海道条例第 38 号
改正 平成 26 年 10 月 14 日北海道条例第 98 号
改正 平成 27 年 7 月 21 日北海道条例第 47 号
改正 平成 30 年 3 月 30 日北海道条例第 30 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 8 条）

第 2 章 食の安全・安心のための施策

第 1 節 基本的施策等（第 9 条―第 14 条）

第 2 節 安全で安心な食品の生産及び供給（第 15 条―第 21 条）

第 3 節 道民から信頼される表示及び認証の推進（第 22 条・第 23 条）

第 4 節 情報及び意見の交換、相互理解の促進等（第 24 条―第 27 条）

第 3 章 北海道食の安全・安心委員会（第 28 条―第 35 条）

附則

食は人の生命の基本であり、日常の生活の中で安全で安心な食品を摂ることは、心身の健康を維持するための根幹として重要である。

今、私たちは、豊かな食生活を享受しているが、牛海綿状脳症の発生や食品の表示の偽装などにより私たちの食品に対する信頼が大きく揺らぐとともに、有害物質による水や農地などの汚染が食品の安全性に与える影響も懸念されている。

このような状況の中で、将来にわたって食品の生産のための良好な環境を保全し、生命と健康の基本である食の安全及び安心を確保することは、私たちすべての願いである。

北海道は、我が国最大の食料生産地域であり、食に関連する産業が地域経済において重要な役割を担っている。こうした特色を持つ本道において、行政、生産者、食に関連する事業者そしてすべての道民が、食の重要性に対する自覚を持ち、食に係る消費者の権利を尊重するとともに、食の安全及び安心に関するそれぞれの責務と役割を協働して果たすことは、大きな意義を有する。

ここに、食の安全及び安心を確保するための決意を明らかにし、道民の健康を守るとともに、消費者から信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に寄与することとするため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、食の安全・安心に関し、基本理念を定め、並びに道及び生産者等の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の安全・安心 食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼を確保することをいう。
- (2) 食品 すべての飲食物（その原料又は材料として使用する農林水産物を含み、医薬品、医療機器等の品

質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。

(3) 生産者等 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

(4) 関係法令 食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）、食品衛生法、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）その他食の安全・安心に関連する法令（条例及び規則を含む。）で現に効力を有するものをいう。

（基本理念）

第 3 条 食の安全・安心に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 道民の安全で安心な食品の選択の機会を確保すること。
- (2) 道民の健康を保護することが最も重要であるという認識の下に取り組むこと。
- (3) 道民の要望及び意見を反映するとともに、生産者等その他の道民との協働により取り組むこと。
- (4) 食品の生産から消費に至る各段階において実施すること。

（道の責務）

第 4 条 道は、前条に定める基本理念にのっとり、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 道は、食の安全・安心に関する施策を推進するに当たっては、国、他の都府県及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

（生産者等の責務）

第 5 条 生産者等は、関係法令を遵守するとともに、その事業活動に係る食品その他の物が道民の生命及び健康に直接影響を及ぼす責任を自覚し、自主的に食品の安全性の確保に取り組まなければならない。

2 生産者等は、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の道民への提供を積極的に行うよう努めるとともに、国、道又は市町村が実施する食の安全・安心に関する施策（次条第 2 項において「国等の施策」という。）に協力しなければならない。

（道民の役割）

第 6 条 道民は、食品の消費に際し、その安全性を損なうことがないよう適切に行動し、並びに食品の安全性、食生活、地域の食文化等食の安全及び安心に関する知識及び理解を深めるよう努めなければならない。

2 道民は、国等の施策及び生産者等の取組に対し食の安全・安心に関する意見を表明し、又は提案し、並びに国等の施策に協力するよう努めるものとする。

（国への協力要請及び意見等の提出）

第 7 条 道は、食の安全・安心を図るため、国に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとする。

（年次報告等）

第 8 条 知事は、毎年、議会に食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告を提出するとともに、これを道民に公表しなければならない。

第2章 食の安全・安心のための施策

第1節 基本的施策等

(基本計画)

第9条 知事は、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、食の安全・安心に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報の提供)

第10条 道は、食の安全・安心に関する情報の収集及び分析を行い、正確かつ適切な情報を道民に提供しなければならない。

(食品等の検査及び監視)

第11条 道は、食品等の安全性及び食品の表示に対する消費者の信頼の確保を図るため、総合的かつ計画的な食品等の検査及び監視又は指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第12条 道は、食品の安全性、地域の食文化等食の安全及び安心に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発の推進)

第13条 道は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(緊急の事態への対処等に関する体制の整備等)

第14条 道は、食品を摂取することにより道民の健康に係る重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第2節 安全で安心な食品の生産及び供給

(食品の衛生管理の推進)

第15条 道は、食品（生産過程にある物を含む。）の衛生管理の向上を図るため、生産者等に対する普及啓発、技術的助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農産物等の安全及び安心の確保)

第16条 道は、クリーン農業（化学肥料及び化学的に合成された農薬の使用を節減する等環境への負荷を低減させる農業をいう。）及び有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。）を推進するため、技術の開発及びその成果の普及、これらの農業を行う者に対する流通、販売等に係る支援、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第17条 道は、遺伝子組換え作物（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他の栽培される植物であるものをいう。以下この条において同じ。）の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

第18条 道は、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止を図るため、家畜伝染病の検査及び監視、防疫の体制の整備、技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産物の安全及び安心の確保)

第19条 道は、生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等の取組に対す

る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 道は、貝毒等による食中毒の防止に必要な検査、生産者等が行う自主的な貝毒等の検査の実施に対する指導及びその検査体制の整備に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生産資材の適正な使用等)

第 20 条 道は、農産物等に係る農薬の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 道は、動物用の医薬品の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 道は、飼料及び飼料添加物の適正な使用並びに飼料の自給度の向上を図るため、飼料及び飼料添加物の検査、技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等に対する指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生産に係る環境の保全)

第 21 条 道は、農用地の土壌の汚染を防止するため、生産資材の適正な使用に係る指導、有害物質の低減化のための技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 道は、水域環境の保全を図るため、水質等の監視、家畜排せつ物の適正な管理の促進、森林の整備、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 道は、硝酸性窒素等による地下水の汚染の防止に関し、地下水の検査及び監視、技術開発の推進及びその成果の普及、市町村に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 3 節 道民から信頼される表示及び認証の推進

(適正な食品の表示の促進等)

第 22 条 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、食品の表示に関する監視体制を整備するとともに、生産者等に対する指導及び普及啓発その他の必要な措置を講じ、生産者等による適正な食品の表示を促進するものとする。

- 2 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、生産者等の食品に係る生産過程の正確かつ適切な情報の記録、保管、伝達及び提供の促進に必要な助言その他の措置を講ずるものとする。

(道産食品の認証制度の推進)

第 23 条 道は、道産の食品のうち、道内で生産された農林水産物又はこれを原材料として道内で加工されたものであって、安全かつ安心で優良な品質特性を有するものの認証に係る制度の普及に必要な措置を講ずるものとする。

第 4 節 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

(情報及び意見の交換等)

第 24 条 道は、食の安全・安心に関し、道、道民及び生産者等が相互に情報及び意見の交換を行い、道民及び生産者等が理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進)

第 25 条 道は、食育（食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。）を推進するため、普及啓発、学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 道は、道内で生産された安全で安心な食品を消費することにより道民が食の安全及び安心に対する理解を深められるよう、普及啓発、情報の発信、地域の食材の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(道民からの申出)

第 26 条 道民は、食品の安全性又は食品の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を得たときは、知事に対して適切な対応をするよう申出をすることができる。

- 2 知事は、前項の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第 27 条 道は、食の安全・安心に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 北海道食の安全・安心委員会
(設置)

第 28 条 北海道における食の安全・安心を図るため、知事の附属機関として、北海道食の安全・安心委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 29 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、食の安全・安心に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 委員会は、食の安全・安心に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第 30 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第 31 条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消費者であって、食の安全・安心に関する知見を有するもの
- (3) 生産者等（法人にあつては、その役職員）
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。

- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 32 条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 33 条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 34 条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第 35 条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後 3 年を経過した場合及び平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号抄）

- 1 この条例は、交付の日から施行する。（後略）

附 則（平成 22 年 6 月 29 日条例第 38 号）

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の改正規定は、交付の日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 14 日条例第 98 号）

この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 21 日条例第 47 号）

この条例は、交付の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 30 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日北海道条例第 10 号
改正 平成 21 年 3 月 31 日北海道条例第 15 号
改正 平成 26 年 3 月 28 日北海道条例第 50 号
改正 平成 31 年 3 月 15 日北海道条例第 53 号

第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 開放系一般栽培に関する規制（第 4 条―第 16 条）

第 3 章 開放系試験栽培に関する規制（第 17 条―第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条―第 23 条）

第 5 章 罰則（第 24 条―第 28 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することによって、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑（以下単に「交雑」という。）及び遺伝子組換え作物の一般作物への混入（以下単に「混入」という。）を防止し、遺伝子組換え作物の開放系での栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するとともに、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図り、もって現在及び将来の道民の健康を保護するとともに、本道における産業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遺伝子組換え作物 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他の栽培される植物であるものをいう。
- (2) 一般作物 遺伝子組換え作物以外の作物その他の栽培される植物をいう。
- (3) 遺伝子組換え作物の開放系での栽培 遺伝子組換え作物の栽培であって、法第 2 条第 5 項に規定する第一種使用等であるものをいう。
- (4) 試験研究機関 次に掲げる者であって、道内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - ア 国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）又は地方公共団体（試験研究を行う機関を有する者に限る。）
 - イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学又は高等専門学校の設置者
 - ウ 試験研究を業として行う者であって、規則で定める要件を満たすもの
- (5) 研究ほ場 試験研究機関が試験研究の用に供する目的で使用する権原を有するほ場及び施設をいう。

（適用除外）

第 3 条 この条例の規定は、遺伝子組換え作物の栽培であって、法第 2 条第 6 項に規定する第二種使用等であるものについては、適用しない。

第 2 章 開放系一般栽培に関する規制

（開放系一般栽培の許可）

第 4 条 遺伝子組換え作物の開放系での栽培（第 17 条第 1 項に規定する開放系試験栽培であって、試験研究機関が行うものを除く。以下「開放系一般栽培」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、開放系一般栽培を行おうとする遺伝子組換え作物ごと及びほ場又は栽培を行う施設（以下「ほ場等」という。）ごとに、知事の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第 5 条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を

事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 栽培の目的
- (3) 栽培しようとする遺伝子組換え作物及びその種類
- (4) ほ場等の所在地
- (5) ほ場等の構造及び規模
- (6) 栽培期間
- (7) 交雑及び混入を防止するための措置（以下「交雑混入防止措置」という。）
- (8) 交雑の有無を確認するための方法
- (9) その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、ほ場等の所在地付近の見取図、ほ場等の構造及び規模を示す図面、次条第1項の規定により開催した説明会の結果の概要を記載した書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

3 第1項第6号の栽培期間は、1年以内とする。ただし、知事が定める場合は、この限りでない。

（説明会の開催）

第6条 前条第1項の規定により申請書を知事に提出しようとする者は、あらかじめ、交雑が生じた場合に多大な影響を受ける範囲として知事が定める範囲内において一般作物を栽培する者その他規則で定める者に対し、当該申請に係る開放系一般栽培の内容を周知させるための説明会（次項において「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 前項の規定により説明会を開催しようとする者（以下この項において「説明会開催者」という。）は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、規則で定めるところにより、当該申請に係る開放系一般栽培の内容を周知させるように努めなければならない。

（許可の基準）

第7条 知事は、第4条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。

- (1) 当該申請に係る交雑混入防止措置が知事が定める基準に適合していないこと。
- (2) 申請者が交雑混入防止措置並びに第13条第1項第4号及び第5号の措置を適確に実施するに足りる人員、資産その他の能力を有していないこと。
- (3) 申請者が第15条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。
- (4) 申請者がこの条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。
- (5) 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の全部又は一部が前2号のいずれかに該当する者であること。

（北海道食の安全・安心委員会の意見の聴取）

第8条 知事は、第4条の許可をしようとするときは、あらかじめ、当該許可の申請に係る交雑混入防止措置に関し、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴かななければならない。

（許可の条件）

第9条 知事は、第4条の許可をする場合において、交雑及び混入を防止するために必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

（許可事項の変更の許可）

第10条 第4条の許可を受けた者（以下「許可栽培者」という。）が、当該許可に係る第5条第1項第5号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、第13条第1項第5号の場合において同号の措置として変更をしようとするとき、又は規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第6条から前条までの規定は、前項の許可について準用する。

（許可事項の変更の届出）

第 11 条 許可栽培者は、第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号（種類に係る部分に限る。）若しくは第 9 号に掲げる事項に変更があったとき、又は前条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（開始等の届出）

第 12 条 許可栽培者は、開放系一般栽培を開始したときは、その開始の日から 10 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。開放系一般栽培を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

（許可栽培者の遵守事項）

第 13 条 許可栽培者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 開放系一般栽培を行うほ場等ごとに開放系一般栽培を適正に管理する責任者（次項において「管理責任者」という。）を置くこと。
 - (2) 当該許可に係る交雑混入防止措置を適正に維持すること。
 - (3) 栽培した遺伝子組換え作物の処理、収穫物の出荷等に関する状況を記録し、及びその記録を保管すること。
 - (4) 指標として用いられる当該開放系一般栽培に係る遺伝子組換え作物と同種の一般作物の栽培その他の交雑の有無を確認するための措置を講ずるとともに、当該措置による交雑の有無の確認の結果を、当該開放系一般栽培が終了した後、遅滞なく、知事に報告すること。
 - (5) 交雑若しくは混入が生じた場合は、直ちに、その拡大を防止するために必要な措置を講じ、又は交雑若しくは混入を生ずるおそれがある事態が発生した場合は、直ちに、これらを防止するために必要な措置を講ずるとともに、その状況を知事に報告し、及びその指示に従うこと。
- 2 管理責任者は、前項第 2 号の規定による交雑混入防止措置の維持、同項第 4 号の措置及び同項第 5 号の措置その他規則で定める職務を行うものとする。

（勧告）

第 14 条 知事は、交雑及び混入を防止するために必要があると認めるときは、許可栽培者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた許可栽培者が、正当な理由がないのにその勧告に係る措置を講じなかったときは、当該許可栽培者に対し、その勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

（許可の取消し等）

第 15 条 知事は、許可栽培者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可栽培者に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、第 4 条又は第 10 条第 1 項の許可を取り消し、変更し、その条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。この場合において、知事は、第 4 号の事由により処分をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

- (1) 第 13 条第 1 項第 2 号若しくは第 5 号（必要な措置を講ずる部分に限る。）の規定又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
 - (2) 第 7 条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。
 - (4) 第 4 条若しくは第 10 条第 1 項の許可の時には予想することができなかつた環境の変化又はこれらの許可の日以降における科学的知見の充実により当該許可に従って開放系一般栽培がなされるとした場合においてもなお交雑又は混入を防止することができないと認められるに至ったとき。
 - (5) 偽りその他不正な手段により、第 4 条又は第 10 条第 1 項の許可を受けたとき。
- 2 知事は、許可栽培者が、第 13 条第 1 項第 4 号（報告に係る部分を除く。）若しくは第 5 号（知事の指示に係る部分に限る。）の規定に違反したとき、又は前項第 4 号に該当するときは、当該許可栽培者に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、開放系一般栽培の中止を命ずることができる。この場合において、知事は、同号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、許可栽培者が、第 11 条、第 12 条若しくは第 13 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号の規定に違反したとき、又は第 1 項第 4 号に該当するときは、当該許可栽培者に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限

度において、期限を定めて交雑混入防止措置の変更その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、知事は、同号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

(手数料)

第16条 第4条又は第10条第1項の許可を受けようとする者は、手数料を、当該許可を申請する際に北海道収入証紙で納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条の許可に係る手数料 1件につき32万7,700円

(2) 第10条第1項の許可に係る手数料 1件につき21万9,660円

3 前項第1号に定める手数料の額は、当該受けようとする許可に係る第5条第1項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる事項その他知事が定める事項が直近において受けた許可（第10条第1項の許可を受けたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に係るこれらのものと同一の内容であって、直近において受けた許可に係る栽培と当該受けようとする許可に係る栽培が連続したものとして知事が定める場合にあつては、前項第1号の規定にかかわらず、1件につき11万6,370円とする。

第3章 開放系試験栽培に関する規制

(開放系試験栽培の届出)

第17条 研究ほ場における遺伝子組換え作物の開放系での栽培（試験研究目的であるものに限る。以下「開放系試験栽培」という。）を行おうとする試験研究機関は、当該開放系試験栽培を開始しようとする日の90日前までに、開放系試験栽培を行おうとする遺伝子組換え作物ごと及び研究ほ場ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 試験研究機関の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 栽培試験の目的

(3) 栽培しようとする遺伝子組換え作物及びその種類

(4) 研究ほ場の所在地

(5) 研究ほ場の構造及び規模

(6) 栽培期間

(7) 交雑混入防止措置

(8) 交雑の有無を確認するための方法

(9) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、研究ほ場の所在地付近の見取図、研究ほ場の構造及び規模を示す図面、第19条第1項において準用する第6条第1項の規定により開催した説明会の結果の概要を記載した書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

3 第1項第6号の栽培期間は、1年以内とする。ただし、知事が定める場合は、この限りでない。

4 第1項第7号の交雑混入防止措置は、第7条第1号の知事が定める基準に適合するものでなければならない。

(変更事項の届出)

第18条 前条第1項の規定による届出をした試験研究機関（以下「届出試験研究機関」という。）が、当該届出に係る同項第5号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該変更を行おうとする日の90日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、次条第2項において準用する第13条第1項第5号の場合において同号の措置として変更をしようとするとき、又は規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条第4項の規定は、前項本文の規定による届出について準用する。

(準用)

第19条 第6条の規定は、第17条第1項又は前条第1項本文の規定による届出をしようとする試験研究機関について準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項中「当該申請に係る開放系一般栽培」とあるのは、「当該届出に係る開放系試験栽培」と読み替えるものとする。

2 第11条から第14条までの規定は、届出試験研究機関について準用する。この場合において、第11条中「第5条第1項第1号、第2号、第3号（種類に係る部分に限る。）若しくは第9号」とあるのは「第17条第1項第1号、第2号、第3号（種類に係る部分に限る。）若しくは第9号」と、「前条第1項ただし書」とあるのは「第18条第1項ただし書」と、第12条中「開放系一般栽培」とあるのは「開放系試験栽培」と、第13条第1項第1号中「開放系一般栽培」とあるのは「開放系試験栽培」と、「ほ場等」とあるのは「研究ほ場」と、「管理する責任者」とあるのは「管理する研究員」と、「管理責任者」とあるのは「管理研究員」と、同項第2号中「当該許可」とあるのは「当該届出」と、同項第3号中「栽培した遺伝子組換え作物」とあるのは「開放系試験栽培に用いた遺伝子組換え作物」と、「出荷等」とあるのは「使用及び搬出等」と、同項第4号中「当該開放系一般栽培」とあるのは「当該開放系試験栽培」と、同条第2項中「管理責任者」とあるのは「管理研究員」と、「前項第2号」とあるのは「第19条第2項において準用する第13条第1項第2号」と、「同項第4号」とあるのは「第19条第2項において準用する第13条第1項第4号」と、「同項第5号」とあるのは「第19条第2項において準用する第13条第1項第5号」と読み替えるものとする。

（中止命令等）

第20条 知事は、届出試験研究機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出試験研究機関に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、開放系試験栽培の中止を命ずることができる。この場合において、知事は、第2号又は第3号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

(1) 前条第2項において準用する第13条第1項第2号、第4号（報告に係る部分を除く。）若しくは第5号（報告に係る部分を除く。）の規定又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 第17条第1項又は第18条第1項本文の規定による届出があったとき。

(3) 第17条第1項若しくは第18条第1項本文の規定による届出の時には予想することができなかつた環境の変化又はこれらの届出の日以降における科学的知見の充実により当該届出に従って開放系試験栽培がなされたとした場合においてもなお交雑又は混入を防止することができないと認められるに至ったとき。

(4) 偽りその他不正な手段により、第17条第1項又は第18条第1項本文の規定による届出をしたとき。

2 知事は、届出試験研究機関が、前条第2項において準用する第11条、第12条若しくは第13条第1項第1号若しくは第3号の規定に違反したとき、又は前項第2号若しくは第3号のいずれかに該当するときは、当該届出試験研究機関に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、期限を定めて交雑混入防止措置の変更その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、知事は、同項第2号又は第3号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

第4章 雑則

（情報の申出）

第21条 道民は、交雑又は混入が生じたと認められる情報又は生じるおそれがあると認められる情報を入手したときは、知事に適切な対応をするよう申し出ることができる。

（報告徴収等）

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、許可栽培者若しくは届出試験研究機関に対し、交雑混入防止措置の実施状況その他の必要な事項について報告を求め、又はその職員に、開放系一般栽培若しくは開放系試験栽培を行う場所に立ち入らせ、遺伝子組換え作物、施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入り、検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（規則への委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の許可を受けずに開放系一般栽培を実施した者
- (2) 虚偽の申請をして第4条の許可を受け、開放系一般栽培を実施した者
- (3) 第10条第1項の許可を受けずに第5条第1項第5号から第8号までに掲げる事項を変更した者
- (4) 虚偽の申請をして第10条第1項の許可を受け、第5条第1項第5号から第8号までに掲げる事項を変更した者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第2項又は第20条第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして開放系試験栽培を実施した者
- (3) 第18条第1項本文の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして第17条第1項第5号から第8号までに掲げる事項を変更した者

第26条 第15条第3項又は第20条第2項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第1項第4号又は第5号（これらの規定を第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告をしなかった者
 - (2) 第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第24条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第4条の許可を受けようとする者は、この条例の施行前においても、第5条、第6条並びに第16条第1項及び第2項の規定の例により、その許可の申請を行うことができる。
- 3 第17条第1項の規定による届出をしようとする試験研究機関は、この条例の施行前においても、第17条及び第19条第1項において準用する第6条の規定の例により、その届出を行うことができる。
- 4 この条例の施行の際現に実施している遺伝子組換え作物の開放系での栽培については、平成18年12月31日までの間、この条例（次項を除く。）の規定は、適用しない。
- 5 前項の遺伝子組換え作物の開放系での栽培を実施している者は、平成18年2月28日までに、知事に届け出なければならない。

（検討）

- 6 知事は、この条例の施行後3年を経過した場合及び平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

- 1 この条例は、交付の日から施行する。（後略）

附 則（平成26年3月28日条例第50号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日条例第53号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

第 4 次 北 海 道 食 の 安 全 ・ 安 心 基 本 計 画

平成 3 1 年 3 月 発行

発 行 北海道

編 集 農政部食の安全推進局食品政策課

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

TEL 011-231-4111 (内線 27-694)

011-204-5430 (直通)

FAX 011-232-7334

e-mail:shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/index>